

# 屋久島町地域防災計画

平成23年度



屋久島町防災会議

沿革 平成24年3月 日作成

---

# 目 次

---

## 第 1 編 総 則

第 1 節	計画の目的及び構成	1
第 2 節	防災の基本方針	2
第 3 節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第 4 節	屋久島町の地勢	10
第 5 節	災害の想定	12

## 第 2 編 一般災害対策編

### 第 1 章 災害予防

#### 〈災害に強い施設等の整備〉

第 1 節	土砂災害の防止対策	15
第 2 節	河川災害・高潮災害等の防止対策	17
第 3 節	防災構造化の推進	18
第 4 節	建築物災害の防止対策	20
第 5 節	ライフライン施設等の機能確保	21
第 6 節	防災研究の推進	22

#### 〈迅速かつ円滑な災害応急対策への備え〉

第 7 節	防災組織の整備	23
第 8 節	通信・広報体制（機器等）の整備	25
第 9 節	消防体制の整備	26
第 10 節	避難体制の整備	27
第 11 節	救急・救助体制の整備	33
第 12 節	交通確保体制の整備	34
第 13 節	輸送体制の整備	37
第 14 節	医療体制の整備	38
第 15 節	その他の災害応急対策事前措置体制の整備	39

#### 〈住民の防災活動の促進〉

第 16 節	防災知識の普及・啓発	42
第 17 節	防災訓練の効果的实施	44
第 18 節	自主防災組織の育成強化	47
第 19 節	防災ボランティアの育成強化	49
第 20 節	災害時要援護者の安全確保	51

## 第2章 災害応急対策

### 〈活動体制の確立〉

第1節	応急活動体制の確立	53
第2節	情報伝達体制の確立	63
第3節	災害救助法の適用及び運用	65
第4節	広域応援体制	67
第5節	自衛隊の災害派遣要請	69
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	73
第7節	ボランティアとの連携等	75

### 〈警戒避難期の応急対策〉

第8節	気象警報等の収集・伝達	76
第9節	災害情報・被害情報の収集・伝達	78
第10節	広報	85
第11節	河川災害・土砂災害等の応急対策	88
第12節	消防活動	90
第13節	避難の勧告・指示、誘導	91
第14節	救急・救助	98
第15節	交通の確保及び規制	100
第16節	緊急輸送	103
第17節	緊急医療	106
第18節	災害時要援護者への緊急支援	109

### 〈事態安定期の応急対策〉

第19節	避難所の運営	111
第20節	食糧の供給	113
第21節	給水	115
第22節	生活必需品の給与	117
第23節	医療	120
第24節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	122
第25節	動物保護対策	124
第26節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	125
第27節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	129
第28節	住宅の供給確保	132
第29節	文教対策	134
第30節	義援物資等の取扱い	137
第31節	農林水産業災害の応急対策	138

### 〈社会基盤の応急対策〉

第32節	電力施設の応急対策	140
第33節	ガス施設の応急対策	142

第 34 節	上水道施設の応急対策	144
第 35 節	電気通信施設の応急対策	145
第 36 節	道路・河川等公共施設の応急対策	146

### 第 3 章 特殊災害対策

第 1 節	海上災害等対策	147
第 2 節	空港災害等対策（航空機事故）	150
第 3 節	道路事故対策	152
第 4 節	危険物等災害対策	155
第 5 節	林野火災対策	160

### 第 4 章 災害復旧・復興

#### 〈公共土木施設等の災害復旧〉

第 1 節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	163
第 2 節	激甚災害の指定	165

#### 〈被災者の災害復旧・復興支援〉

第 3 節	被災者の生活確保	166
第 4 節	被災者への融資措置	170

## 第 3 編 震災対策編

### 第 1 章 災害予防

#### 〈地震・津波災害に強い施設等の整備〉

第 1 節	土砂災害・液状化等の防止対策	171
第 2 節	津波災害防止対策の推進	173
第 3 節	防災構造化の推進	174
第 4 節	建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・耐震改修の促進等）	175
第 5 節	施設等の災害防止対策の推進	177
第 6 節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	178
第 7 節	地震防災研究の推進	178

#### 〈迅速かつ円滑な震災応急対策への備え〉

第 8 節	防災組織の整備	179
第 9 節	通信・広報体制（機器等）の整備	179
第 10 節	消防体制の整備	179
第 11 節	避難体制の整備	179
第 12 節	救急・救助体制の整備	180

第13節	交通確保体制の整備	181
第14節	輸送体制の整備	181
第15節	医療体制の整備	181
第16節	その他の震災応急対策事前措置体制の整備	181

### 〈住民の防災活動の促進〉

第17節	防災知識の普及・啓発	182
第18節	防災訓練の効果的实施	182
第19節	自主防災組織の育成強化	183
第20節	防災ボランティアの育成強化	183
第21節	災害時要援護者の安全確保	183

## 第2章 災害応急対策

### 〈活動体制の確立〉

第1節	応急活動体制の確立	184
第2節	情報伝達体制の確立	185
第3節	災害救助法の適用及び運用	185
第4節	広域応援体制	185
第5節	自衛隊の災害派遣要請	185
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	186
第7節	ボランティアとの連携等	186

### 〈初動期の応急対策〉

第8節	地震情報・津波予報等の収集・伝達	187
第9節	災害情報・被害情報の収集・伝達	190
第10節	広報	191
第11節	河川災害・土砂災害等の応急対策	193
第12節	消防活動	194
第13節	避難の勧告・指示、誘導	194
第14節	救急・救助	194
第15節	交通の確保及び規制	195
第16節	緊急輸送	195
第17節	緊急医療	195
第18節	災害時要援護者への緊急支援	195

### 〈事態安定期の応急対策〉

第19節	避難所の運営	196
第20節	食糧の供給	196
第21節	給水	196
第22節	生活必需品の給与	196
第23節	医療	197

第 24 節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	197
第 25 節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	197
第 26 節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	197
第 27 節	住宅の供給確保	198
第 28 節	文教対策	198
第 29 節	義援物資等の取扱い	198

#### 〈社会基盤の応急対策〉

第 30 節	電力施設の応急対策	199
第 31 節	ガス施設の応急対策	199
第 32 節	上水道施設の応急対策	199
第 33 節	電気通信施設の応急対策	199
第 34 節	道路・河川等公共施設の応急対策	200

### 第 3 章 災害復旧・復興

#### 〈公共土木施設等の災害復旧〉

第 1 節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	201
第 2 節	激甚災害の指定	201

#### 〈被災者の災害復旧・復興支援〉

第 3 節	被災者の生活確保	202
第 4 節	被災者への融資措置	202

## 第 4 編 火山災害対策編

#### 〈口永良部島における火山災害対策〉

第 1 節	防災環境	203
第 2 節	災害予防計画	207
第 3 節	災害応急対策計画	219
第 4 節	災害復旧・復興計画	232

※資料編（別冊）

# 第1節 計画の目的及び構成

## 第1 計画の目的

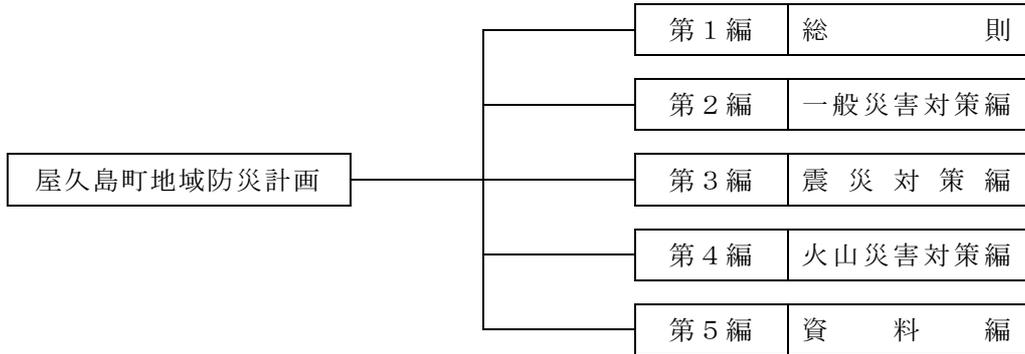
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、屋久島町防災会議が作成する計画であって、町・防災関係機関・住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

### 【国、県及び屋久島町の防災会議並びに防災計画の体系】



## 第2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を一般災害対策編、第3編を震災対策編、第4編を火山災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



## 第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国・県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに計画を修正するものとする。

## 第4 計画の周知

本計画の内容は、町職員・住民・防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底させる。

## 第5 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練・研修・広報・その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

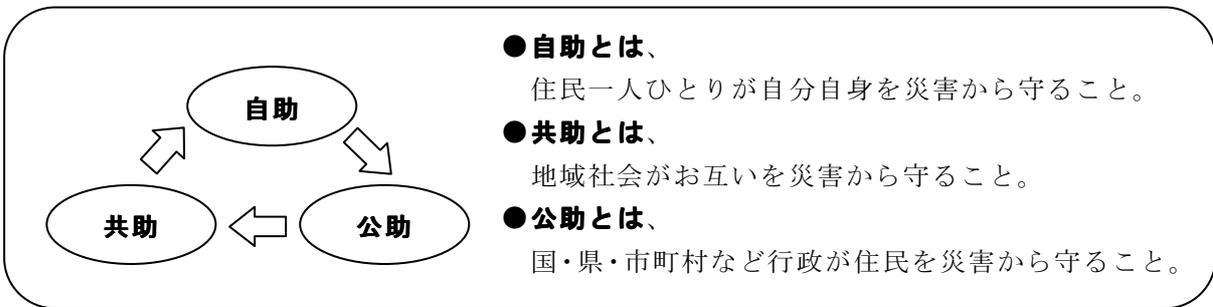
## 第2節 防災の基本方針

本町は、四方が海に面しており、自然条件からみて台風・高潮・地震・津波等による被害を受けやすく、さらに、口永良部島には活火山新岳があり爆発の危険性をはらんでいる。

これらの災害防止と住民の安全を守ることは町の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。早急かつ安全な対策の樹立については、本町の現況に即し、総合的、長期的視野に立った防災対策の計画的推進を図る。

「自らの身の安全は、自ら守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者、高齢者・障害者・児童・傷病者・外国人・乳幼児・妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「災害時要援護者」という。）及び旅行者等の救助に努めるとともに、避難所の運営の協力あるいは県・公共機関・地方公共団体等が行っている救助活動に協力するなど、災害支援活動に寄与することが求められる。

災害による被害を減らすためには、「自助・共助・公助」の連携が大切であり、このため町は自主防災思想の普及・徹底を図るものとする。



### 第1 風水害

本町は、台風や集中豪雨による災害を幾度となく経験しており、この教訓を生かして、まず災害の未然防止の徹底に努めなければならない。そのため、今後の開発計画・森林伐採計画については、防災の視点にたった検討を行うことをはじめ、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関・関係団体との協議を深め、住民の民生安定と生命・財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する。また、災害時にあつては防災行政無線等を活用し、災害対策本部から避難等についての的確な指示を送り、被害を最小限にとどめるように努める。

### 第2 火災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と民間企業の自衛消防組織の確立を図る。消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実にも努めるとともに、消防団員の研修及び訓練の強化に努める。

### 第3 震災

本町は、比較的有感地震の発生が少ない地域ではあるが、口永良部島には今なお活火山をかかえ、火山性地震の可能性は十分にある。また、東日本大震災をもたらした「東北地方太平洋沖地震」の他、近年、日本列島近海ではマグニチュード7を超える規模の大きい地震が相次いで発生していることから、地震による津波対策も含め、平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

## 第4 火山災害

口永良部新岳爆発に対する避難対策として、避難脱出港の整備、待避壕の設置を促進するとともに、防災訓練を実施し、住民に危機が及ぶ爆発が生じた場合は、迅速に住民の避難・救助・その他の対策を実施する。

## 第5 災害時要援護者への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、災害時要援護者あるいは旅行者等への万全の安全対策を講ずる。また、町は、防災関係機関・関係団体との連携を密にし、災害発生の際は即応できるよう体制づくりに努める。この際、中山間地域における孤立化集落対策に留意する。

## 第6 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が実施する防災業務について自発的に協力するものとする。

### 1 町民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。

町民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から自主的に災害に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする町・県等防災関係機関が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行い生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

### 2 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、町及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施にあたっては従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

### 第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、屋久島町並びに鹿児島県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体・その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

#### 第1 町

町は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 屋久島町防災会議に係る業務に関する事。</li> <li>(2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。</li> <li>(3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。</li> <li>(4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。</li> <li>(5) り災者の救助・医療・感染症予防等の救助保護に関する事。</li> <li>(6) 被災した町管理施設の応急対策に関する事。</li> <li>(7) 災害時における文教・保健衛生対策に関する事。</li> <li>(8) 災害時における交通輸送の確保に関する事。</li> <li>(9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関する事。</li> <li>(10) 停電時の復旧作業に関する事。</li> <li>(11) 被災施設の復旧に関する事。</li> <li>(12) 町内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。</li> <li>(13) 災害対策に係る広域応援協力に関する事。</li> <li>(14) その他、災害対策に必要な事務又は業務に関する事。</li> </ul>

#### 第2 消防本部

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
熊毛地区消防組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 屋久島町地域防災計画の作成への協力に関する事。</li> <li>(2) 屋久島町防災会議委員への就任及び当該会議への参加に関する事。</li> <li>(3) 防災に係る施設・組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。</li> <li>(4) 災害に係る情報の収集・伝達及び被害調査に関する事。</li> <li>(5) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。</li> <li>(6) 被災施設の復旧に関する事。</li> <li>(7) その他、災害対策に必要な事務又は業務に関する事。</li> </ul>

### 第3 県

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
鹿 児 島 県	(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関する事。           (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防対策に関する事。           (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。           (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。           (5) り災者の救助・医療・感染症予防等の救助保護に関する事。           (6) 被災した県管理施設の応急対策に関する事。           (7) 災害時の文教・保健衛生・警備対策に関する事。           (8) 災害対策要員の供給、斡旋に関する事。           (9) 災害時における交通輸送の確保に関する事。           (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関する事。           (11) 被災施設の復旧に関する事。           (12) 町が処理する災害事務又は業務の指導、指示、斡旋等に関する事。           (13) 災害対策に係る「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関する事。
屋 久 島 警 察 署	(1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関する事。           (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通に関する事。

### 第4 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
九 州 管 区 警 察 局	(1) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関する事。           (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関する事。           (3) 災害時における他管区警察局との連携に関する事。           (4) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。           (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関する事。           (6) 災害時における警察通信の運用に関する事。           (7) 津波警報等の伝達に関する事。
九 州 財 務 局 鹿 児 島 財 務 事 務 所	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関する事。           (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関する事。           (3) 災害復旧事業費の貸付けに関する事。           (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関する事。           (5) その他防災に関し財務局の所掌すべき事。
九 州 厚 生 局	(1) 災害状況の情報収集・通報。           (2) 関係職員の現地派遣。           (3) 関係機関との連絡調整。           (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべき事。
九 州 農 政 局 鹿 児 島 農 政 事 務 所	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関する事。           (2) 応急用食料の調達・供給に関する事。           (3) 災害時における応急食糧の配給に関する事。           (4) 政府保管主要食糧の売渡しに関する事。           (5) その他防災に関し農政局の所掌すべき事。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
九州森林管理局 屋久島森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関する事</li> <li>(2) 保安林・保安施設等の保全に関する事</li> <li>(3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関する事</li> <li>(4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべき事</li> </ul>
九州経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関する事</li> <li>(2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する金融、税制及び労務に関する事</li> <li>(3) その他防災に関し経済産業局の所掌すべき事</li> </ul>
九州産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 鉱山における災害の防止に関する事</li> <li>(2) 鉱山における災害時の応急対策に関する事</li> <li>(3) 危険物等の保全に関する事</li> <li>(4) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事</li> </ul>
九州運輸局 鹿児島運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事</li> <li>(2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関する事</li> <li>(3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者 に協力要請を行う事</li> <li>(4) 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行う事</li> <li>(5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関する事</li> <li>(6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関する事</li> <li>(7) その他、防災に関し運輸局の所掌すべき事</li> </ul>
九州地方整備局 鹿児島港湾、空港 整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 港湾・海岸災害対策に関する事</li> <li>(2) 高潮・津波災害等の予防に関する事</li> <li>(3) その他、防災に関し整備局の所掌すべき事</li> </ul>
大阪航空局 鹿児島空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関する事</li> <li>(2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関する事</li> <li>(3) 航空機による代替輸送に関する事</li> <li>(4) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関する事</li> <li>(5) その他、防災に関し空港事務所の所掌すべき事</li> </ul>
福岡管区气象台 鹿児島地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る) 及び水象の予報、警報の発表及び通報に関する事</li> <li>(2) 地震情報の発表及び通報に関する事</li> <li>(3) 災害発生時における気象・地象・水象観測資料の提供に関する事</li> <li>(4) 防災気象知識の普及及び指導に関する事</li> <li>(5) 気象災害防止のための統計調査に関する事</li> </ul>

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
第 十 管 区 海 上 保 安 本 部	(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関する事 (2) 警報等の伝達に関する事 (3) 情報の収集に関する事 (4) 海難救助等に関する事 (5) 排出油等の防除に関する事 (6) 海上交通安全の確保に関する事 (7) 治安の維持に関する事 (8) 危険物の保安措置に関する事 (9) 緊急輸送に関する事 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関する事 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事 (12) 警戒区域の設定に関する事 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべき事
九 州 総 合 通 信 局	(1) 非常の場合の有線電気通信及び無線通信の管理に関する事 (2) その他防災に関し総合通信局の所掌すべき事
鹿 児 島 労 働 局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する事 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべき事

## 第 5 自 衛 隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸 上 自 衛 隊 第 12 普 通 科 連 隊 海 上 自 衛 隊 第 1 航 空 群	(1) 人命救助・消防・水防・救助物資・道路の応急復旧・医療・感染症 予防・給水等のほか災害通信の支援に関する事 (2) その他、防災に関し自衛隊の所掌すべき事

## 第 6 指 定 公 共 機 関 及 び 指 定 地 方 公 共 機 関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
郵 便 事 業 株 式 会 社 及 び 郵 便 局 株 式 会 社	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関する事 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に 関する事 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関 する事
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 ( 鹿 児 島 支 店 )	災害時における電気通信サービスの確保に関する事
日 本 赤 十 字 社 ( 鹿 児 島 県 支 部 )	(1) 災害時における医療、助産及び死体処理等被災地での医療救護に関 する事 (2) 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に係る自発的協力の連 絡調整に関する事 (3) 救援金品等の募集配分に関する事

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日 本 放 送 協 会 及 び 放 送 関 係 機 関	(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等 災害広報に関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
屋久島電気株式会社 九州電力株式会社 熊毛営業所	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
自動車運送機関 (県トラック協会等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
ガス供給機関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
熊毛地区医師会	災害時における助産・医療救護に関すること。
熊毛郡歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
独立行政法人 国立病院機構	(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に関すること。 (2) 災害医療班の編成、派遣に関すること。 (3) 被災地での医療救護に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。

## 第7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
種子屋久農業 協 同 組 合	(1) 被災農家の農作物災害復旧用肥料及び農薬の確保融資に関すること。 (2) 被災農家に対する資金の融資及び斡旋に関すること。 (3) 災害時における電力供給確保に関すること。
屋 久 島 漁 業 協 同 組 合	(1) 漁船の遭難防止の対策に関すること。 (2) 被災漁家に対する資金の融資及び斡旋に関すること。
屋久島森林組合	(1) 森林風水害による災害保険斡旋に関すること。 (2) 森林資金導入計画斡旋に関すること。
屋久島町商工会	(1) 被災者に対する衣料・食品の融資及び斡旋に関すること。 (2) 被災会員等に対する資金の融資及び斡旋に関すること。
土 地 改 良 区	(1) 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
屋久島観光協会	観光客への災害情報の伝達に関すること。
屋久島町 社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
病 院 等 経 営 者	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療・助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防対策に関すること。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
金 融 機 関	被災事業者に対する資金の融資及び斡旋に関すること。
水 道 事 業 者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
屋久島電気設備 協同組合 及び 安房電気利用組合	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。
その他公共的団体 及び防災上重要な 施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

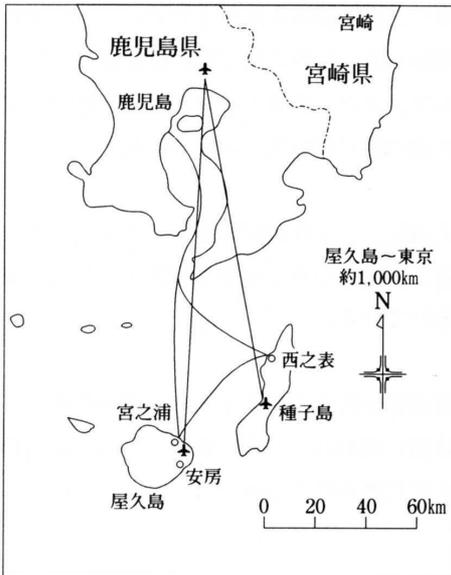
## 第4節 屋久島町の地勢

本節では、屋久島町の位置、地形・地質及び社会的条件、豪雨・台風、震災並びに火山災害等の災害履歴及び災害特性を示す。

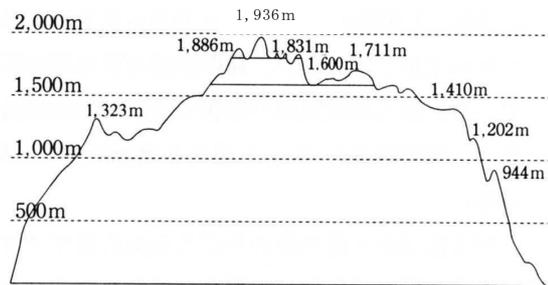
### 第1 町の位置

屋久島町は、鹿児島市の南方約135km、県本土の南方約60kmに位置する屋久島と、屋久島の西北西約12kmに位置する口永良部島の2島からなり、面積は屋久島が504.88km<sup>2</sup>、口永良部島が35.77km<sup>2</sup>、計540.98km<sup>2</sup>である。

屋久島の位置図



屋久島標高図（南西面から）



	所在地	東 経	北 緯
屋久島町役場	鹿児島県熊毛郡屋久島町 小瀬田 469 番地 45	130° 39′ 54″	30° 22′ 16″

### 第2 地形・地質

#### 1 屋久島の地形・地質

屋久島は東西約28km、南北24kmのほぼ円錐状を呈した島で、中央には九州第一の高峰宮之浦岳（1,936m）をはじめ1,000m以上の高峰が45座以上あり、岩山が海岸近くまで迫って急峻な地形をなしているが、島の東部及び南部海岸は沿岸から2km内外の幅で海岸段丘が取り巻いている。屋久島は黒潮の影響を受けて気候は温暖であり、また、雨量の多いことは世界的に有名で平均年雨量8,600mmを超える地域が多い。島内140余の河川は流れの急な中小河川で、中央山岳から放射状に流下している。

屋久島は中生代の終わりがら花崗岩質マグマの貫入活動により隆起が始まり、新生代になって造山活動が活発化し、現在の原形をつくった。砂岩、頁岩等からなる熊毛層群が、全島で多量の貫入を見せた屋久島花崗岩の周辺を環状に取り巻いている。

## 2 口永良部島の地形・地質

口永良部島は西北西から東南東の方向に長軸をもつひょうたん形をした火山島で、中央部のくびれた部分を境に西部の古期火山群地域と東部の新期火山群地域に分けられ、東部には活火山新岳（657m）が今なお噴煙をあげている。地表には火山岩が点在しているが、丘陵地帯は緑に覆われ自然の牧野をなし、海岸線は変化に富んでいる。地質的には輝石安山岩及び玄武岩に覆われている。

## 第3 気候

本町は、年平均気温が20℃前後で気温の年較差も小さく亜熱帯型の気候を呈している。これには四方を海に囲まれ付近を流れる黒潮暖流の影響が大きく、この傾向は沿岸部で顕著である。一方、中央部は高山が多いため冬は積雪に覆われる。

本町の年間降水量は山岳地形の影響もあって、海岸寄りの地域では年間3,800mmを超え、奥岳地帯では年間9,000mm～10,000mmを越す降水量があり、日本でも最多雨地域の一つに数えられている。

梅雨期の5月末から7月にかけては、湿っぽい曇天が続き、気温も高く蒸し暑いのが特徴で、ひとたび雨が降り出すと土砂降りとなることが多い。台風の接近は、6月から11月にかけて見られるが、最も多いのは8月で台風の常襲地帯となっている。瞬間最大風速50mを超える強風や豪雨は、梅雨期の集中豪雨とともに注意を要する。

冬には北西の季節風が強く、しばしば毎秒15m以上の暴風となり、交通機関がストップすることもある。

## 第4 人口

平成17年度の国勢調査によると、本町の人口は13,761人（男性6,725人・女性7,036人）であり、65歳以上の高齢者人口は3,783人（構成比27.5%）である。

世帯数は6,130世帯、一世帯あたりの人員は2.24人となっている。

集落数・校区数は26集落の9校区である。

## 第5 道路の概要

本町の県道は、宮之浦港付近を起終点として、東回りが「主要地方道上屋久屋久線」、西回りが「主要地方道上屋久永田屋久線」となって本町の基幹道路として島内を周回している。また、その他に主要地方道に接続した「屋久島公園安房線」、「白谷雲水峡宮之浦線」、「安房港線」の一般県道3路線が配置され、合わせて5路線が産業・文化・経済の交流の骨格となっており、町道がこれらを補完する形となっている。しかしながら、一部狭隘で急カーブの箇所があり、大型車両が通行できない箇所、また、中間～栗生間、一湊～永田間においては迂回路が無いとため、道路の寸断により孤立集落となる可能性が高い現状にある。

## 第6 空港・港湾等の概要

空港は、小瀬田地区に所在する第3種空港の屋久島空港があり、延長1,500m、幅45mの滑走路を有している。

港湾は、県管理の地方港湾が4港（宮之浦港、安房港、栗生港、上屋久元浦港）、町管理の地方港湾が7港（上屋久永田港、楠川港、梶川港、尾之間港、湯泊港、中間港、湯向港）整備されている。

また、漁港は、県管理の第4種漁港が2港（一湊漁港、口永良部漁港）及び町管理の第1種漁港が6港（吉田漁港、志戸子漁港、小瀬田漁港、麦生漁港、原漁港、栗生漁港）整備されている。

## 第5節 災害の想定

本計画の策定にあたっては、災害対策基本法第2条に定められる災害のうち、規模が災害救助法適用程度（詳細は第2編第2章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照）の災害を想定しているが、特に本町において発生が懸念される風水害、地震災害、火山災害について以下に示すこととする。

### 第1 風水害

町において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

具体的には、既往の風水害のうち、最大規模であった昭和60年（1985年）6月7日の大雨と同程度の豪雨に加え、同年8月31日の台風第13号による大雨・暴風と同程度の台風をもって想定災害として位置づける。

想定される被害の総括表

災害名／年月日		屋久島豪雨 (昭和60年6月7日)	台風第13号 (昭和60年8月31日)
想定項目			
気象概況		<ul style="list-style-type: none"> <li>時間最大雨量 122mm（屋久島）7日 18時40分～19時40分</li> <li>日最大雨量 406mm（屋久島）7日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大瞬間風速・風向 56.7 m/s（屋久島）東南東 31日1時</li> <li>最大風速・風向 36.5m/s（屋久島）東南東 31日1時</li> </ul>
人的被害	死者数 行方不明者 負傷者	<ul style="list-style-type: none"> <li>一名</li> <li>一名</li> <li>一名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一名</li> <li>一名</li> <li>2名</li> </ul>
建物被害	全壊 半壊 一部破損 床上・床下浸水	<ul style="list-style-type: none"> <li>－戸</li> <li>－戸</li> <li>－戸</li> <li>4戸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－戸</li> <li>6戸</li> <li>355戸</li> <li>161戸</li> </ul>

（注）過去最大規模の気象概況に基づく屋久島全体の被害状況

### 第2 地震被害予測

#### 1 想定概要

本計画の策定にあたっては、地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の地震災害の発生状況を考慮するとともに、平成7～8年度に県が実施した地震被害予測調査で明らかにされた各種被害の想定結果を踏まえる。

具体的には、以下に示す本県において発生することが予想される地震災害時の地震動、液状化、斜面崩壊、津波、建物倒壊、地震火災、ライフライン・交通施設被害、人的被害並びに住民生活支障及び防災活動障害として予想される様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

なお、地震被害予測調査では可能な限り定量的な被害数値を算出しているが、これらの作業は、有史以来近年に至る地震の発生履歴や本県の地震環境の特性を踏まえ、発生の可能性の高い複数の地震について、震源域を断層面とする震源断層モデルを設定して行った。

しかしながら、本想定は、一定の仮定を置いて算出した結果であり、今後、活断層調査等が進められ、県の地震環境がより詳しく解明されれば、想定条件が変わる可能性もあり、また、現実の災害時には、これらとは異なる被害状況となることもあり得るため、想定結果の数字を固定的にとらえないよう留意する必要がある。

本計画が前提とする想定地震（津波地震も含む）の概要は、以下のとおりである。これらの地震ごとの断層の位置は次表に示すとおりである。

- 地震の規模等 …………… 次表に示すとおり。
- 地震の発生季節・時刻等 …… 冬の夕刻（午後 5 時～6 時）
- 気象条件…………… 晴れ。西北西の風、風速 2.7m/s

本想定では、地震火災を考慮し、地震の発生季節・時刻を出火・延焼の危険性が最も高い「冬の夕刻」とした。

### 想定地震の概要

震 源		鹿児島湾直下	日 向 灘	奄美大島近海	県北部直下	県西部直下
大震源断層等の	長 さ	23 km	60 km	79 km	10 km	10 km
	幅	12 km	30 km	40 km	5 km	5 km
	上端深さ	5.0 km	10.0 km	10.0 km	2.0 km	2.5 km
マグニチュード		7.1	7.8	8.0	6.5	6.5
過去の地震		1914 年 (M 7.1) 桜島地震	1662 年 (M 7.6) 日向・大隅地震	1911 年 (M 8.0) 喜界島地震	1968 年 (M 6.1) えびの地震	1913 年 (M 5.7、M 5.9) 串木野地震

### 地震動の分布状況（想定ケース別）

想定地震	地震動の分布状況の予測結果
鹿児島湾直下想定地震	震源近傍の鹿児島湾北西部と桜島で震度 6 弱が予測される。また、震源から比較的離れた地域でも、沖積地盤の見られる谷間やロームに覆われた台地上などで、震度 5 強から震度 6 弱が分布することが予測される。トカラ列島以南は震度 2 以下となる。
日向灘想定地震	震源が陸部から若干離れているため、震度 6 弱は、大隅半島、及び種子島の特に関軟弱地盤で見られる程度である。 震度 5 強の範囲は、大隅半島と種子島の大部分を占める。 震度 5 弱より強い揺れは、薩摩半島・大隅半島の沖積層・シラス被覆地で現れると予測される。
奄美大島近海想定地震	喜界島の東岸、奄美大島の沖積低地の一部で震度 6 強が、また喜界島の大半と奄美大島の沖積低地で震度 6 弱が予測される。 震度 5 弱よりも強い揺れが現れるのは、震源に近い喜界島、奄美大島と、徳之島の一部であると予測される。なお、九州本土部でもシラス被覆地などで震度 3 が見られる。

想定地震	地震動の分布状況の予測結果
県北部直下想定地震	震源直上の、長さ 20 km×幅 10 km程度の範囲で震度 6 弱が予測される。震度 5 弱以上の揺れが現れる範囲は、鹿児島湾直下想定地震よりも狭く、断層から 15 km程度までの範囲に限られている。
県西部直下想定地震	震源近傍の薩摩半島西海岸で震度 6 弱が予測される。 主に薩摩半島で、断層から 20 km程度までの範囲で震度 5 弱以上になると予測される。

## 2 想定被害の概要

町域で想定される地震被害の概要を次に示す。

### (1) 液状化の危険性

液状化とは、地震動により主に地下水を含む砂層で地盤が泥水のようになり、比重の重いものが沈み、逆に軽いものは浮き上がる現象である。本町においては、日向灘想定地震について、液状化の危険性がある。

### (2) 津波

五つの想定地震の中で津波のおそれのあるものは、日向灘地震である。宮之浦で 42 分後に 2.3m、永田で 52 分後に 2.0m、一湊で 2.4m、尾之間で 2.4m、栗生 1.6m、口永良部島の本村で 1.3mの津波が予想される。

## 第3 火山災害の被害想定

本計画の策定にあたっては、町の自然的条件及び社会的条件、過去の火山災害の発生状況を考慮する。

具体的には口永良部島の明確な記録に残る過去最大の噴火による災害時の規模及び被害の程度を現在の状況に鑑み想定する。

本計画が前提とする想定火山災害は、昭和 8 年の大爆発である。昭和 8 年 12 月 24 日午前 4 時 20 分口永良部島は大爆発し、31 日まで爆発は続いた。七釜地区一帯の被害が甚だしく、降灰、降焼石で火災が発生し焼死者 8 名、重傷 8 名、軽傷 17 名、焼失家屋 36 戸の被害を被った。

口永良部島爆発に伴う災害の要因については、とりわけ、噴出岩塊、降下火砕物、泥流・土石流による被害が甚大と予想される。

# 第1章 災害予防

## 災害に強い施設等の整備

災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害の未然防止や被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

### 第1節 土砂災害の防止対策

本町は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の風水害による斜面崩壊、農地災害等の被害が予想される。このため、このような災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備等を推進する。

#### 第1 土砂災害の防止対策

##### 1 土砂災害防止事業の推進

本町は、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。そのため、これらの危険が予想される箇所を降雨、台風時には巡回して監視する。

###### (1) 山地災害危険箇所等

町は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区を調査・把握し、山地災害危険箇所等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。(資料3-5~3-6参照)

###### (2) 土石流危険溪流等

町は、土石流の発生が予想される危険溪流等を調査・把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。(資料3-1、3-2参照)

###### (3) 地すべり危険箇所

町は、地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所を把握・調査し、巡視警戒等災害予防に必要な処置を行う。 ←対象無し

###### (4) 急傾斜地崩壊危険箇所等

町は、がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所を把握・調査し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。(資料3-3、3-4参照)

###### (5) 建築基準法に基づく災害危険区域

町は、急傾斜地崩壊危険区域または津波、高潮、出水もしくは地すべりによる危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近隣する既存の不適合住宅の移転の促進や、がけ地近接等危険住宅移転事業を行うよう努める。(資料3-7参照)

###### (6) 交通途絶予想箇所

町は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。(資料3-8参照)

#### (7) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

町は、県と連携し、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

##### ア 土砂災害警戒区域

町は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域について、土砂災害防止法第7条に基づき各区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

##### イ 土砂災害特別警戒区域

町は、土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について県が行う基礎調査、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要援護者施設を建築するための開発行爲に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し知事は移転等の勧告が可能となる（資料3-9参照）。

## 2 砂防施設等の維持管理

砂防施設等（砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設等）が整備されている箇所は、施設の機能を確保する必要がある。このため、砂防施設等管理者は、日頃から巡視や点検を行い、その結果必要な場合には、修繕事業等により施設の機能回復を図る等維持管理に努める。

## 第2 災害危険箇所等の調査結果の周知

### 1 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、県等の防災関係機関の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

### 2 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

町は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえよう、県等の調査結果を周知・公表する。また、危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、町は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

### 3 災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。町は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

また、町は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努めるものとする。

## 第2節 河川災害・高潮災害等の防止対策

本町は、台風常襲地帯という厳しい自然条件のもとに置かれていることから、河川災害、高潮災害に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、従来より推進されている河川堤防、海岸・護岸施設等の整備事業を継続して推進する。

### 第1 河川災害の防止対策

#### 1 河川災害の防止事業の推進

##### (1) 河川及び治水施設等の整備状況

本町は、台風常襲地帯という厳しい自然条件のもとにあることから、河川整備にあたっては、緊急度の高いはん濫区域の洪水防ぎょを主眼とし、河川環境にも十分配慮しながら整備事業を推進する。

##### (2) 河川及び治水施設等の整備方策

護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが予想されるため、河川堤防の災害防止対策の必要な区間について整備を進める。

### 第2 高潮災害等の防止対策

#### 1 海岸保全施設整備事業の推進

台風による波浪、高潮等の被害に対処するため、海岸環境にも配慮しながら海岸保全施設の整備を推進する。

#### 2 既存海岸保全施設の老朽度点検、改修

町は、既存海岸施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

## 第3節 防災構造化の推進

災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、防災環境を整備するための事業を総合調整して実施し、風水害等に備えた安全な環境の整備を推進する。

### 第1 防災的土地利用の推進

#### 1 土地区画整理事業の推進

町は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携が図られるように、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。

#### 2 新規開発に伴う指導・誘導

町は、新規開発等の事業に際して、各法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に危険斜面の周辺等における開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

### 第2 建築物の不燃化の推進

#### 1 消火活動困難地域の解消

町は、土地区画整理事業等により、道路・空地を確保・拡充し、消火活動困難地域の解消に努める。

#### 2 公営住宅の不燃化推進

町は、木造及び準耐火構造の公営住宅について、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。

#### 3 消防水利・貯水槽等の整備

町は、消防施設等の整備を図るとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

#### 4 その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

### 第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

#### 1 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を發揮するほか、市街地火災に際して延焼遮断帯としての機能を發揮する。このため、町は災害に強い道路の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の確保及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

#### 2 公園・緑地・空地等の整備・確保

町は、都市公園等を計画的に配置・整備し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

## **第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策**

### **1 擁壁の安全化**

町は、道路部の擁壁等の点検を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合には、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

### **2 ブロック塀等の安全化**

町は、建築物防災週間等において新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について住民及び事業所を指導する。

## 第4節 建築物災害の防止対策

災害時は、浸水・斜面崩壊による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の「構造耐火上の安全性」、「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

### 第1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

町の庁舎、消防等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、町は、これらの防災基幹施設や公共施設等が、災害時に有効に活用できるように、関係機関と協力し、施設の機能の保持と安全性を確保する。

### 第2 一般建築物の安全性の確保

#### 1 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応じる。このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

(2) がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

#### 2 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期検査の実施

不特定多数の者が利用する医療機関、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物等多人数に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において消防組合等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

## 第5節 ライフライン施設等の機能確保

### 第1 施設等の機能確保

ライフライン事業者は、災害に対する防災対策の促進を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により災害に対する危険分散及び機能確保を進めるものとする。また、保有するコンピュータシステムやデータの防災対策を推進するとともに、バックアップ等の機能確保対策を推進するものとする。

### 第2 被害想定に応じた事前措置

ライフライン施設等の機能確保にあたっては、必要に応じ具体的な被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の堅牢化、災害後の復旧体制及び資機材の確保体制の整備等を推進するものとする。

### 第3 防災関係機関とライフライン関連事業者相互の連携

町民の円滑な日常生活確保のため、防災関係機関及びライフライン関係事業者は、連絡会議を設けるなど、密接な連携のもとに総合的な防災対策を進めるものとする。

## 第6節 防災研究の推進

町及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

### 1 地域危険度の調査研究

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

---

## 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

---

災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

### 第7節 防災組織の整備

災害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

#### 第1 応急活動実施体制の整備

##### 1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急に、かつ、必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで極めて重要である。

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」を参照）

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、24時間体制により対応する。

##### 2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」を参照）

- (1) 警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2~3日分の水、食糧、毛布等を備蓄する。
- (3) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。
  - ア 動員配備・参集方法
  - イ 本部の設営方法
  - ウ 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

#### 第2 平常時の連絡調整体制の整備

##### 1 情報連絡体制の明確化

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、防災組織相互の連絡体制の整備に努める。

- (1) 情報連絡体制の明確化  
情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。
- (2) 町及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡体制が勤務時間外でも連絡可能なように連絡体制の整備に努める。

## 2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

- (1) 町及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。
- (2) 町及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

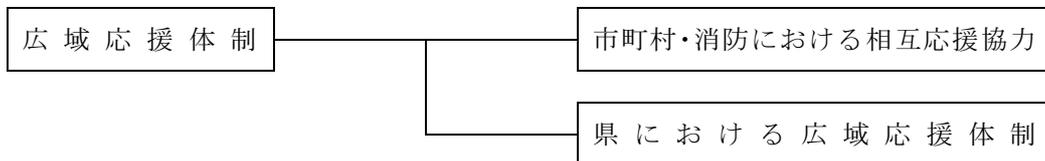
## 3 自衛隊との連絡体制の整備

町は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。(自衛隊の連絡先は、本編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」を参照)

## 第3 市町村間の広域応援体制の整備

町は、県及び県内市町村間の災害時相互応援協定に基づき、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

なお、具体的な広域応援体制については、本編第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。



## 第8節 通信・広報体制（機器等）の整備

災害時は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び各防災関係機関は、平常時から、通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

### 第1 町の通信施設の整備

#### 1 通信施設の整備対策

町は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するため、町防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）の保守整備に努めるとともに、双方向の通信が可能となる通信のデジタル化を推進する。また、多様な通信手段による複数の通信回線を確保し、通信回線のバックアップ体制を確立する。（資料6-1、6-2参照）

#### 2 通信施設の運用体制の充実

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるよう、日頃から通信施設の運用体制の充実に努める。

##### （1）通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

##### （2）通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

##### （3）非常用電源設備の整備

大規模災害時には、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備を推進するとともに、設備の浸水対策を講ずる。また、庁舎の重要な通信機器等は非常用電源回路へ常時接続しておくなど、停電時における電源供給の確保に努める。

### 第2 防災相互通信無線の整備

#### 1 通信施設の整備対策

町及び防災関係機関は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう整備に努める。

#### 2 関係機関の通信手段の活用

町及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に通信手段の活用が図られるよう努める。

### 第3 非常通信体制の整備

#### 1 非常通信訓練の実施

災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と、防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生への恐れがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づき、非常通信の活用を図ることとなっている。

#### 2 非常通信の普及啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

## 第9節 消防体制の整備

災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

### 1 消防活動体制の整備・強化

#### (1) 消防組織の充実強化

町の消防組織は、常備消防（熊毛地区消防組合屋久島北分遣所及び屋久島南分遣所）と非常備消防（屋久島町消防団）により構成されている。

それぞれの組織は整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員のより高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

#### (2) 消防団の育成強化

##### ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

##### イ 消防団の育成・強化策の推進

町は、次のとおり消防団育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

##### (ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

##### (イ) 消防団への参加促進

消防団員数が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

### 2 住民に対する火災予防・初期消火体制の整備・強化

#### (1) 一般家庭に対する火災予防の指導

町は、一般家庭内における火災予防のため、公民館組織、自主防災組織等を通じて、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、火災予防の指導に努める。また、火災の早期発見及び焼死防止対策を徹底するため、住宅用火災警報器等の設置促進を図る。

#### (2) 地域住民の初期消火体制の整備

町は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

## 第10節 避難体制の整備

災害時には、河川出水、斜面崩壊、津波等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、災害時等における町長等が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に災害時要援護者の安全避難について留意する。

### 第1 避難所の指定・確保、安全性の点検

#### 1 避難所の指定

町は、各種災害時における条件を考慮して、地区ごとに、避難所（資料4-1参照）を指定する。

また、指定避難所、避難経路については適時総合的に検討を加え、必要ある場合は変更のうえ、住民に対し周知徹底させておく。

#### 2 避難所の確保と整備

##### (1) 避難所の確保

避難所は、学校、公民館等の既存建物を利用する。

##### (2) 避難所の処理能力等の把握

町は、避難所ごとにその所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておく。

なお、避難所の指定にあたっては、大規模災害時にも対応できるよう量的な確保に努めるとともに、可能な限り耐震構造に優れた施設を指定し、併せて、避難所である旨を明確に表示しておく。また、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物又は天幕等を設置し、避難所とする。

##### (3) 避難所の整備

避難所に指定した建物は、避難生活での環境が良好に保てるよう日頃から整備に努めるものとする。特に、一般電話及び携帯電話が不通となった場合を想定して非常時の通信を確保するとともに、停電時における非常用電源設備の充実に努める。

##### (4) 避難所における備蓄等の推進

避難所の被災者へ迅速かつ的確に援護活動を実施するため、必要最小限の物資の備蓄に努める。

#### 3 避難所・避難路の安全点検

避難所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

### 第2 避難体制の整備

#### 1 災害危険箇所の警戒体制の確立

町は、気象警報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

## 2 避難の指示・誘導體制の整備

### (1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 町長の避難措置は、原則として避難の準備、避難の勧告、避難の指示の3段階に分け実施するが、状況により段階を経ず直ちに避難の勧告、避難の指示を行う。（避難の勧告・指示、警戒区域の設定の実施基準、自主避難の方法等の計画は、本編第2章第13節「避難の勧告・指示、誘導」を参照）

イ 町長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。

### (2) 避難指示等の実施要領

ア 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか町長に通知する。

イ 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（県危機管理防災課及び熊毛支庁総務企画課）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

### (3) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、災害時要援護者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 状況に応じて誘導員の配置や車両による移送などの方法を講じておく。

## 3 自主避難体制の整備

町は、各種災害時における住民の自主避難について、広報紙をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する啓発に努める。また、住民においても豪雨等により災害発生の危険性を感じた場合、土砂崩れ等の前兆現象を発見し自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所に声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるとともに、町や防災関係機関に連絡するものとする。

## 4 避難指示等の伝達方法の周知

### (1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第8節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な方法により実施できるよう、次のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ、ラジオ、電話等の利用により伝達する。

### (2) 伝達方法等の周知

町長は、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険区域周辺の住民に周知徹底を図る。

## 5 災害時要援護者の避難体制の強化

災害時要援護者の避難については、次の点に留意し「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(資料4-3参照)や災害時要援護者避難支援モデルプランを参考にして、町は「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた災害時要援護者の避難支援体制の整備を図る。

### (1) 避難指示等の伝達体制の確立

町は、日頃から災害時要援護者の掌握に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

### (2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町は、災害時要援護者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。

### (3) 災害時要援護者の特性に合わせた避難所等の指定・整備

避難所や避難経路の設定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮する。

## 6 避難計画の整備

町は、特に災害危険箇所等の住民を対象に、次の内容の避難計画を作成する。

### (1) 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際に留意すべき災害時要援護者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

### (2) 住民への情報伝達方法の整備

町防災行政無線のほか、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法についての効果的な運用方法を整備しておく。

### (3) 避難所・避難路の指定

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また、避難所における住民の世話人の配備等の措置を定める。

### (4) 避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居高齢者等の災害時要援護者については誘導担当者を定める。

### (5) 避難勧告等の基準の設定

過去の降雨状況、土砂災害警戒情報、土砂災害発生予測システムによる危険指標(レベル1、2、3)、土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果などを基に、住民への避難勧告等の基準を定めるよう努める。

## 7 避難訓練

町及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、各種災害を想定した避難訓練を実施する。なお、避難訓練の方法は、本章第17節「防災訓練の効果的実施」で定める。

### 第3 各種施設における避難体制の整備

#### 1 学校等における児童生徒等の避難体制等の整備

町長及び教育長は、町内の学校等における児童生徒・園児の避難体制を、次の方法により整備しておくよう各学校長・園長に徹底しておく。

##### (1) 集団避難計画の作成

ア 教育長は、町内学校等の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し各学校等の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ 児童生徒等の避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

##### (2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め徹底しておく。

##### (3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるようあらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 学校長等はおおむね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。

(ア) 災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒等の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 校舎等については、かねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長等は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒等を自宅に帰宅させる場合の基準を定め周知しておく。

(ア) 地域担当教師の誘導を必要とする場合は、地域ごとに安全な場所まで誘導すること。

(イ) 地域ごとに児童生徒等を集団下校する場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険橋、堤防）の通行を避けること。

カ 児童生徒等が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒等に周知徹底しておく。

キ 校長等は、災害種別に応じた避難訓練を日頃から実施しておく。

#### 2 病院、社会福祉施設等における避難体制等の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、寝たきりの高齢者や心身障害者、重症患者、新生児、乳幼児等いわゆる「災害時要援護者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

##### (1) 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ確実に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるようあらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力的体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

### 3 不特定多数の者が出入りする施設における避難体制等の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

## 第4 避難所の収容、運営体制の整備

### 1 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事の委任を受けた町長が行う。町長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について直ちに知事に報告する。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は町長が実施する。また、避難所を開設したときは住民等へ周知を徹底し、避難所に収容すべき者を誘導、保護しなければならない。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ管理所有者の同意を得て避難所として開設できるようにしておく。

## **2 避難所の運営体制の整備**

町は、避難所ごとに、運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態や、ニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」（平成 19 年 12 月 鹿児島県）を参考に、避難所管理運営マニュアルを作成し避難所の管理運営体制の整備に努める。

## **3 避難所の生活環境改善システムの整備**

町は、関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

## **4 避難所巡回パトロール体制の整備**

町は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備え、被災者のニーズの把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

## 第11節 救急・救助体制の整備

### 第1 救急・救助体制の整備

#### 1 関係機関等による救急・救助体制の整備

災害時では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は生き埋め等からの救急・救助体制の整備に努める。

##### (1) 町（消防組合を含む。）の救急・救助体制の整備

ア 熊毛地区消防組合を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

イ 町は、町内で予想される災害に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について十分に検討しておく。

また、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、町は事前に孤立者の救助方法や情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 災害発生時における救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

##### (2) 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から、地域の災害時要援護者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

### 第2 孤立化集落対策

町は、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、「孤立化集落対策マニュアル」（資料4-2参照）に基づき、孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

### 第3 住民の救急・救助への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救急・救助への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は日頃から町や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

## 第 12 節 交通確保体制の整備

### 第 1 交通規制の実施

災害時には、道路・橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し緊急輸送路を確保するための交通規制を実施する。

#### 1 交通規制の実施責任者

区 分	実施責任者	範 囲
道 路 管 理 者	知 事 (県道) 町 長 (町道)	(道路法第 46 条) 1 道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。
公 安 委 員 会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第 76 条) 1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。 (道路交通法第 4 条～第 6 条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、特に必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合。
港 湾 管 理 者	知 事 町 長	(港湾法第 12 条第 1 項第 4 号の 2) 水域施設（航路、泊地及び船だまり）の使用に関し必要な規制。
海 上 保 安 機 関	海上保安本部長 港 長 海上保安官	(港則法第 37 条) 1 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき。 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため必要があると認められるとき。 (海上保安庁法第 18 条) 3 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ急を要するとき。

## 2 交通規制の実施体制の整備方針

区 分	整 備 方 針
道 路 管 理 者	道路管理者は、道路・橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想されるとき、又は発見通報等に備え速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警 察 機 関	<p>警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために以下の項目について整備に努める。</p> <p>ア 交通規制計画の作成            発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、あるいは防災訓練のための交通規制計画についてその作成に努める。</p> <p>イ 交通情報の収集            交通情報の収集は、航空機・オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。</p> <p>ウ 関係機関や住民等への周知            交通規制を実施した場合の交通機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段を日頃から計画しておく。            また、日頃から道路交通情報センターや報道機関との連携を図っておく。</p> <p>エ 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結            規制要員は制服警察官を中心に編成するべきであるが、警察官は、災害発生時において被害者等の救出・救助に重点を指向した活動により不足することが予想される。            このため、警備業協会と締結した協定により協力を得る。</p> <p>オ 装備資機材の整備            規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。</p>
港 湾 管 理 者 及 び 海 上 保 安 機 関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止・制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

## 第 2 緊急通行車両の事前届出・確認

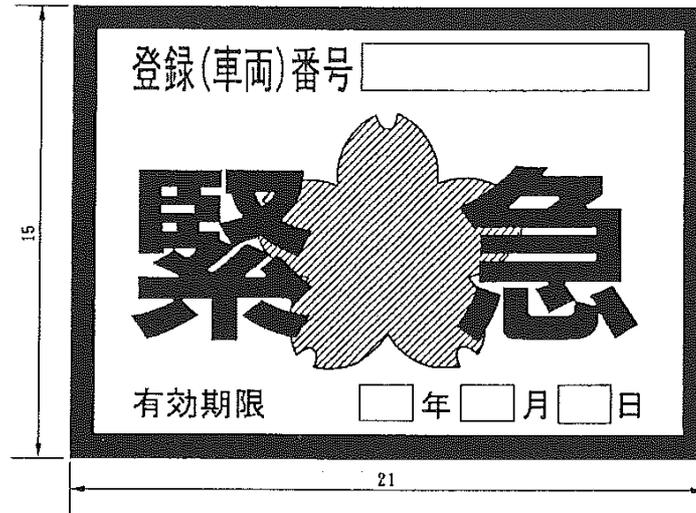
### 1 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。（資料 10-3 参照）

### 2 届出済証の受理と確認

- (1) 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては届出済証の交付を受ける。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

### 緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

## 第13節 輸送体制の整備

### 第1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

#### 1 輸送手段の確保

災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員、及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両・船艇・労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進し、救援物資・資機材等を輸送する輸送手段を次のとおり確保する。

##### (1) 道路輸送

道路交通が確保されている場合、原則として町現有車両を使用するが、災害の規模に応じ一般運送業者の協力を得て輸送を行う。

##### (2) 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合は、漁業協同組合等の協力による漁船の借上げによって行うほか、海上保安本部及び自衛隊所属の船舶による輸送を要請する。

##### (3) 空中輸送

地上輸送が不可能な場合には、ヘリコプター等の出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

#### 2 関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について協力協定の締結や、運用計画を作成するなど日頃から連携を図っておく。

### 第2 輸送施設・集積拠点等の指定

#### 1 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資・資機材等を輸送する輸送施設をあらかじめ指定する。

(臨時ヘリポートの指定については、資料10-2参照)

#### 2 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点をあらかじめ指定する。

(指定箇所については、資料10-1参照)

### 第3 緊急輸送道路確保体制の整備

#### 1 作業体制の充実

町及び道路管理者は、平素から災害時において関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して通行確保の作業が実施できるよう、効率的な作業体制の充実を図る。

#### 2 装備・資材の整備

町及び道路管理者は、平素から作業用装備・資材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

#### 3 関係団体等との協力関係の強化

町及び道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な作業が実施できるように協力関係の強化を図る。

## 第14節 医療体制の整備

### 1 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため町は、医師会・県（保健所）・医療機関・日本赤十字社等と協力し、災害時の医療体制の整備を図る。

#### (1) 救護班体制の整備

ア 救護班の編成計画の作成

イ 救護班の相互連携体制の強化

町は、県（保健所）・熊毛地区医師会との連携のもと、公的医療機関・日本赤十字社鹿児島県支部・熊毛郡歯科医師会・鹿児島県薬剤師会熊毛支部等、各救護班との相互連絡体制を図る。

#### (2) 救護所の設置、運営計画

医療の万全を期すため、災害の状況に応じて救護所を設置する。町は指定した避難所を救護所として設置するが、その運営については屋久島保健所や熊毛地区医師会等とあらかじめ協議しておくものとする。また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所や巡回診療等についても考慮しておく。

#### (3) 災害拠点病院との連携

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院（基幹災害医療センター、地域災害医療センター）との連携を強化する。

#### (4) 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電・断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど平素から整備しておくものとする。

#### (5) 情報連絡体制の充実

町は、保健所及び公的医療機関・熊毛地区医師会・熊毛郡歯科医師会・鹿児島県薬剤師会熊毛支部・日本赤十字社鹿児島支部等との相互の情報連絡体制の整備を図る。

### 2 後方搬送体制の整備

#### (1) 後方医療施設の確保体制の整備

災害時入院治療や高度医療の必要な負傷者を収容するための医療施設の確保に努める。

#### (2) 町及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送についてそれぞれの役割や分担を明確に定めておく。

#### (3) トリアージ（傷病程度の選別）の訓練・習熟

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、日頃からトリアージ・タグを活用した救護活動を訓練し習熟に努める。

#### (4) 透析患者や在宅難病患者等への対応

ア 透析患者等への対応

災害時にも平常時と同様の適切な医療体制を確保することから、断水時における透析施設への水の優先的供給、島外への患者の搬送や医師会等関係機関との連携による情報提供を行う体制を整える。

イ 在宅難病患者等への対応

平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、医療機関等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確保する。

## 第15節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

### 第1 食糧の供給体制の整備

#### 1 食糧の備蓄等の推進

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食糧の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 町は、被災者等に対し食糧を迅速かつ円滑に供給するため、緊急に必要な食糧の備蓄場所を確保し計画的に備蓄しておく。
- (2) 町は、住民及び自主防災組織等が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。
- (3) 住民は、7日間程度の最低限度の生活を確保できる日用品等の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
- (4) 住民は、自主防災組織等を通じて緊急食糧の共同備蓄を進める。

#### 2 食糧の調達に関する協定等の締結

町は、災害時の食糧調達について民間流通業者等と協力協定の締結に努める。

### 第2 飲料水の供給体制の整備

#### 1 給水施設の応急復旧体制の整備

##### (1) 給水能力の把握

町は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し把握しておく。

##### (2) 復旧に要する業者との協力

町は、取水・送水・配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定の締結に努め、応急復旧体制の整備に万全を期す。

##### (3) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

町は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

##### (4) 広域応援体制の整備

町は、日頃から取水・送水・配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、相互応援体制の整備に努める。

#### 2 耐災害性の水道施設の整備促進

町は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査、把握しておく。

また、災害に強い水道施設及び災害時に最大限水の確保が可能な施設についても計画的に整備を行う。

#### 3 給水用資機材の整備

町は、必要に応じ給水車・給水タンク・ポリ容器等の給水用資機材の整備を検討する。

### **第3 生活必需品の供給体制の整備**

#### **1 生活必需品の備蓄計画の策定**

町は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

#### **2 流通在庫の調達**

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、生活協同組合・スーパー・コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達し得るよう関係業者等の把握に努める。

### **第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策の事前措置**

#### **1 感染症予防対策**

##### **(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備**

町は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(消毒による1戸当たりの使用薬剤の基準、ねずみ族・こん虫等の駆除の使用薬剤の基準については、本編第2章第24節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」を参照)

##### **(2) 感染症予防の実施体制の整備**

町は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

#### **2 食品衛生対策**

大災害の場合、町は県の活動に協力し、被災地における食品衛生対策の措置をとる。

#### **3 生活衛生対策**

大災害の場合、町は県の活動に協力し、被災地における生活衛生対策の措置をとる。

#### **4 し尿処理対策**

町は、大災害に備え、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等について整備する。

### **第5 住宅の確保対策の事前措置**

#### **1 住宅の供給体制の整備**

大規模な災害が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、町は住宅の供給体制の整備に努める。

(1) 町は、国・県で確保している応急仮設住宅用資材を円滑に調達できるように、入手手続等を整えておく。

(2) 災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、町営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。

(3) 応急仮設住宅等への入居基準等についてあらかじめ定めておく。

#### **2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握**

速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておく。

## 第6 総合防災力の強化に関する対策

### 1 防災拠点の整備の推進

大規模災害時における適切な防災対策を実施するためには、平素から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し防災活動を実施するための拠点の確保に留意する。

### 2 県消防・防災ヘリコプターの活用

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する県消防・防災ヘリコプターの活用により、災害応急対策活動等の充実強化に努める。

#### (1) 消防・防災ヘリコプターの活動内容

- ア 被害状況の調査及び情報収集活動
- イ 傷病者・医療関係者・消防隊員等の搬送及び医療・消防資機材の輸送
- ウ 被災者等の救出
- エ 生活必需品・救援物資の輸送及び災害応急要員等の搬送
- オ 住民に対する情報伝達活動など

#### (2) 運航体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運用を円滑に行うため、ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備充実、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携を並行して進める。

## 住民の防災活動の促進

災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、災害時要援護者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

### 第16節 防災知識の普及・啓発

災害に対して的確な行動がとれるよう、住民及び職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。

#### 第1 住民に対する防災知識の普及啓発

##### 1 住民への防災知識の普及啓発

###### (1) 防災知識の普及・啓発の手段

町が行う防災知識の普及は、次に示す各種媒体を活用する。

- ア 広報紙・印刷物（チラシ・ポスター等）
- イ ラジオ・テレビ・新聞・インターネット
- ウ 広報車の巡回
- エ 講習会・パネル展示会等の開催
- オ 映画・ビデオ・スライド
- カ 防災行政無線等

###### (2) 防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は概ね次のとおりである。

なお、普及に際しては、災害時要援護者に十分配慮して行う。

###### ア 住民等の責務

###### (ア) 町民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、町及び防災関係機関と連携し協働すること。

###### (イ) 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、町及び防災関係機関と連携し協働すること。

###### イ 地域防災計画の概要

###### ウ 災害予防措置

###### (ア) 家庭での予防・安全対策

a 災害に備えた2～3日分の食糧・飲料水等の備蓄

b 非常持出品（救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等）の準備

###### (イ) 出火防止・初期消火等の心得

(ウ) 家屋内・路上・自動車運転中など様々な条件下で災害が発生したときの行動

###### (エ) 避難所での行動

(オ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

(カ) 災害危険箇所の周知

(キ) 避難路・避難所及び避難方法の確認

(ク) 負傷者・災害時要援護者等の救助の心構えと準備

(ケ) 台風襲来時の家屋の保全方法

(コ) 船舶等の避難措置

(サ) 農作物の災害予防事前措置

エ 災害応急措置

(ア) 災害対策の組織・編成・分掌事務

(イ) 災害調査及び報告の要領・連絡方法

(ウ) 防疫の心得及び消毒方法・清潔方法等の要領

(エ) 災害時の心得

a 災害情報の収集並びに収集方法

b 停電時の照明

c 非常食糧・身の回り品等の整備及び貴重品の始末

d 屋根・雨戸等の補強

e 排水溝の整備

f 初期消火・出火防止の徹底

g 避難の方法・避難路・避難所の確認

h 高齢者等災害時要援護者の避難誘導及び避難所での支援

オ 災害復旧措置

カ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

なお、町その他防災関係機関は「県民防災週間」、「防災週間」（「防災の日」を含む1週間）、「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から1月21日）に合わせて、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

## 2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

保育園、幼稚園、小・中学校等においては、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。

また、青少年・女性・高齢者・障害者・ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、各種社会教育施設等を利用しつつ、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等を実施する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ防災教育の充実を図る。

## 第2 職員への防災研修等の実施

町及び防災関係機関は、日頃から各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。

なお、災害時において町及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水・食糧・医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃から様々な防災知識の習得に心掛けるなど自己啓発に努める。

## 第17節 防災訓練の効果的実施

災害時において、本編第2章「災害応急対策」に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し効果的な防災訓練の実施を推進する。

### 第1 防災訓練の目標・内容の設定

#### 1 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、町・防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すことを目標とする。

#### 2 訓練の内容

防災訓練には、次に掲げるものが考えられる。

- (1) 動員訓練・非常参集訓練
- (2) 通信連絡訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 医療・救護訓練
- (6) 給水・給食（炊飯）訓練
- (7) 輸送訓練
- (8) 消防訓練
- (9) 広域応援協定に基づく合同訓練
- (10) 流出油災害対策訓練
- (11) その他必要な訓練

### 第2 訓練の企画・準備

#### 1 訓練の時期

訓練の種類により最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

例えば、水防訓練については集中豪雨が予想される時期の前、また消防訓練については気象条件（異常乾燥・強風等）等から火災の多発又は拡大が予想される時期の前などに行う。

#### 2 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域などそれぞれの地域において十分検討して行う。

#### 3 訓練時の交通規制

訓練実施者は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、屋久島警察署長に対し、区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について協議し協力を得る。

### 第3 訓練の方法

町は、単独又は他の機関と共同して、次に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、風水害等による被害を想定し、町は消防等防災関係機関と協力し、また、自主防災組織・非常無線通信協議会・民間企業・ボランティア団体及び地域住民等とも連携し、高齢者・障害者・外国人等災害時要援護者に十分配慮するなどして実践的な訓練になるようにする。

#### 1 町等が行う訓練

##### (1) 町の総合防災訓練

町は、町域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。  
なお、防災訓練には次に掲げるものが考えられる。

- ア 消防訓練
- イ 通信訓練
- ウ 水防訓練
- エ 避難訓練
- オ 救出訓練
- カ 救助訓練
- キ 炊き出し訓練

##### (2) 消防訓練

町は、消防団員の消防教育訓練をおおむね次により実施する。

##### ア 学校教養

消防団の学校教養については、毎年若干名を県消防学校に委託して実施する。

##### イ 一般教養

##### (ア) 消防教育

- a 講習教育
- b 服務教育

##### (イ) 消防訓練

- a 消防機械器具操法訓練
- b 消防放水訓練
- c 非常招集訓練
- d 人命救助訓練
- e 通信連絡訓練
- f 出動訓練
- g その他必要な訓練

##### (3) 非常通信訓練

町は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合を想定して、町内の災害情報の通信連絡及び各種対策の指示等の通信訓練を実施するよう努める。特に町と集落、避難所との通信確保を図るため、誰でも操作できるよう操作方法をマニュアル化し、通信訓練・研修を定期的実施する。

#### 2 その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより防災訓練を実施する。

#### 3 事業所等が行う訓練

病院・社会福祉施設・工場・工事事業所・作業場・旅館・娯楽施設等の管理者は、町・消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため避難訓練を実施するよう努める。

#### **4 学校等が行う訓練**

町教育委員会及び町内小・中・高等学校は、それぞれ定める避難計画に基づき、各学校の避難訓練を実施するように努める。

#### **第4 訓練結果の評価・総括**

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

## 第18節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という認識のもと、地域・職場・家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保共同の精神に基づく防災組織の整備・強化を推進する。

### 第1 地域の自主防災組織の育成強化

#### 1 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保共同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、町は災害時に通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡・避難誘導・救出・救護・初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図り必要な助言及び指導並びに財政支援を行う。

#### 2 自主防災組織の組織化の促進

##### (1) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が地域住民の隣保共同の精神に基づくものであることにかんがみ、次の事項に留意する。

ア 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

##### (2) 自主防災組織の組織づくり

自治公民館等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

ア 自治公民館等の既存の自治組織に、その活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 自治公民館の役員等、自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

ウ 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。

#### 3 自主防災組織の活動の推進

##### (1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模・態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において規約及び防災計画（活動計画）を定める。

##### (2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても災害発生時において効果的な防災活動ができるように体制の整備を図る。

###### ア 平常時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 防災訓練（避難訓練・消火訓練等）の実施

(ウ) 情報の収集伝達体制の確立

(エ) 火気使用設備器具等の点検

(オ) 2～3日分の食糧・防災用資機材の備蓄及び点検等

(カ) 土砂災害等の災害危険箇所の掌握・点検

#### イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集
- (イ) 住民に対する避難勧告、避難指示等の伝達・確認
- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出・救護の実施及び協力
- (オ) 出火防止及び初期消火
- (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

## 第2 防災リーダー等の育成強化

地域の防災活動をさらに活力あるものにし、若年層や高校生等のボランティア活動を地域の防災活動に参画させ、地域の防災リーダー等を育成できるよう積極的に創意工夫をしていく。

## 第3 事業所の自主防災体制の強化

### 1 工場・事業所等における自衛消防隊等の設置

#### (1) 自衛消防隊等の設置の指導

多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油・ガス等の危険物を保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置するよう指導する。

#### (2) 自衛消防隊等の設置対象施設

ア 大型店舗・旅館・学校・病院・社会福祉施設等多数の者が出入りし又は利用する施設

イ 石油類・高圧ガス・火薬類・毒劇物等を貯蔵し又は取扱う事業所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

#### (3) 自衛消防隊等の設置要領

消防機関は、事業所の規模・形態により多数の者が出入りする建物は、消防法第8条の規定による防火管理者を選任し、その実態に応じた組織づくりを行うよう指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は消防計画や防災計画を策定する。

### 2 自衛消防隊等の活動の推進

#### (1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において規約及び防災計画（活動計画）を定める。

#### (2) 自衛消防隊等の活動の推進

##### ア 平常時

(ア) 防災訓練

(イ) 施設及び整備等の点検整備

(ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

##### イ 災害時

(ア) 情報の収集伝達

(イ) 出火防止及び初期消火

(ウ) 避難誘導・救出救護

## 第19節 防災ボランティアの育成強化

大規模災害時においては、個人のほかボランティア等の組織が消火・救助・救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

### 第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

町は、平常時から当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時におけるボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう、連携体制の整備に努める。

### 第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

#### 1 ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

町は、住民に防災ボランティアへの参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。

#### 2 ボランティアの登録・把握

町は、社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録・把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておく。

#### 3 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

町は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、ボランティア活動に必要な情報を提供するものとする。

#### 4 消防組合による環境整備

消防組合は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、ボランティアとの合同訓練等に努める。

### 第3 ボランティアの種類と活動内容

大規模災害時においては、個人のほか専門分野のボランティア等の組織が消火・救助・救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

町がボランティアと効果的に連携するには、それぞれの役割について理解し平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。また、ボランティア活動のすべてを町において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会等のボランティア関係団体との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入についても検討が必要である。

#### 1 一般労力提供型ボランティア

- (1) 炊き出し・物資の仕分・配給への協力
- (2) 避難所の運営への協力
- (3) 安否情報、生活情報の収集・伝達
- (4) 清掃等の衛生管理

## 2 専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

- (1) 災害支援ボランティア講習修了者
- (2) アマチュア無線技士
- (3) 医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師等
- (4) 建築物の応急危険度判定技術者・土砂災害の危険度判定技術者
- (5) 船舶、特殊車両等の操縦・運転の資格者
- (6) 通訳（外国語・手話）

## 第 20 節 災害時要援護者の安全確保

高齢者や乳幼児・病弱者・心身に障害を持つ者・外国人・観光客・旅行者等は、災害時に迅速・的確な行動がとりにくく被害を受けやすいことから、「災害時要援護者」といわれている。今後とも、高齢化や国際社会の進展に伴い、「災害時要援護者」が増加することが予想される。このため、町及び防災関係機関は、平素より災害時要援護者の安全を確保するための対策を推進する。

### 第 1 地域における災害時要援護者対策

#### 1 災害時要援護者の実態把握

町及び防災機関は、災害時要援護者について自主防災組織や自治公民館等の範囲ごとに把握しておく。なお、把握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、個人情報保護やプライバシーには十分留意する。

#### 2 緊急連絡体制の整備

町は、災害時要援護者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の災害時要援護者の実態にあわせ、家族はもちろん地域ぐるみの協力のもとに災害時要援護者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

#### 3 防災設備・物資・資機材等の整備

町は、災害発生直後の食糧・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを推進しておくとともに、高齢者・乳幼児・傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

#### 4 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

町は、災害時要援護者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ受けないために、災害時要援護者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず災害時要援護者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施する。また、町は地域包括ケアの拠点としての地域包括支援センターをはじめとして、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者・障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

#### 5 外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際などに居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

#### 6 観光客対策

観光客に対しては、観光協会での案内時や宿泊の手続き等の際に、災害危険性や防災体制等について十分説明等を行えるよう防災地域の普及啓発に取り組む。

また、山岳部における崩落等による災害が発生した場合に備え、観光協会のガイド部会等を中心に、災害対応マニュアルの作成等に努める。

## **第2 社会福祉施設・病院等における災害時要援護者対策**

### **1 防災設備の整備**

社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が「災害時要援護者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気・水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧・飲料水・介護用品・医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

### **2 組織体制の整備**

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるようあらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。

特に、夜間においては職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

### **3 緊急連絡体制等の整備**

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

### **4 防災教育・防災訓練の充実**

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

## 第2章 災害応急対策

### 活動体制の確立

災害時の応急対策を効果的に実施するため、町は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ各種ボランティア等の協力を得るなど効果的な体制を確立する。

#### 第1節 応急活動体制の確立

災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等はそれぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

#### 第1 応急活動体制の確立

##### 1 災害対策本部設置前の初動体制

###### (1) 情報連絡体制の確立

町内に各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、防災担当職員及び防災関係職員による情報連絡体制を確立する。

###### (2) 災害警戒本部の設置

ア 小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報等の発表により災害発生が予想されるときは、防災関係機関等の協力を得て災害情報の収集及び応急対策など防災対策の一層の確立を図るため「災害対策本部」設置前の段階として「災害警戒本部」を設置するものとする。

イ 警戒本部に本部長・副本部長を置き、本部長は総務課長を、副本部長は総務課長補佐をもって充てる。

ウ 警戒本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した町の職員をもって充てる。

##### 2 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 災害対策本部（以下「本部」という。）は、次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに設置する。

ア 大規模な災害発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

イ 災害が発生した際、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。

ウ 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

(2) 本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときに廃止する。

(3) 本部を設置又は廃止したときは、県・関係機関・住民等に対し通知公表する。

### 災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知又は公表先	担 当	通知又は公表の方法
県、熊毛支庁	本部総務班	電話・その他迅速な方法
町各対策部長	本部総務班	庁内放送・電話その他迅速な方法
屋久島警察署	本部総務班	電話・その他迅速な方法
一般住民	本部総務班 情報処理班	防災行政無線・広報車・その他迅速な方法

(4) 設置場所

屋久島町役場本庁（本庁被災の場合は町施設の中から被災状況を勘案して設置）

(5) 現地対策本部の設置及び閉鎖

本部は、大規模な災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置することができるものとする。

現地対策本部は、「屋久島町現地災害対策本部」の標識によって位置を明らかにし、現地の応急対策を終了したとき閉鎖する。

### 3 災害対策本部の組織

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。

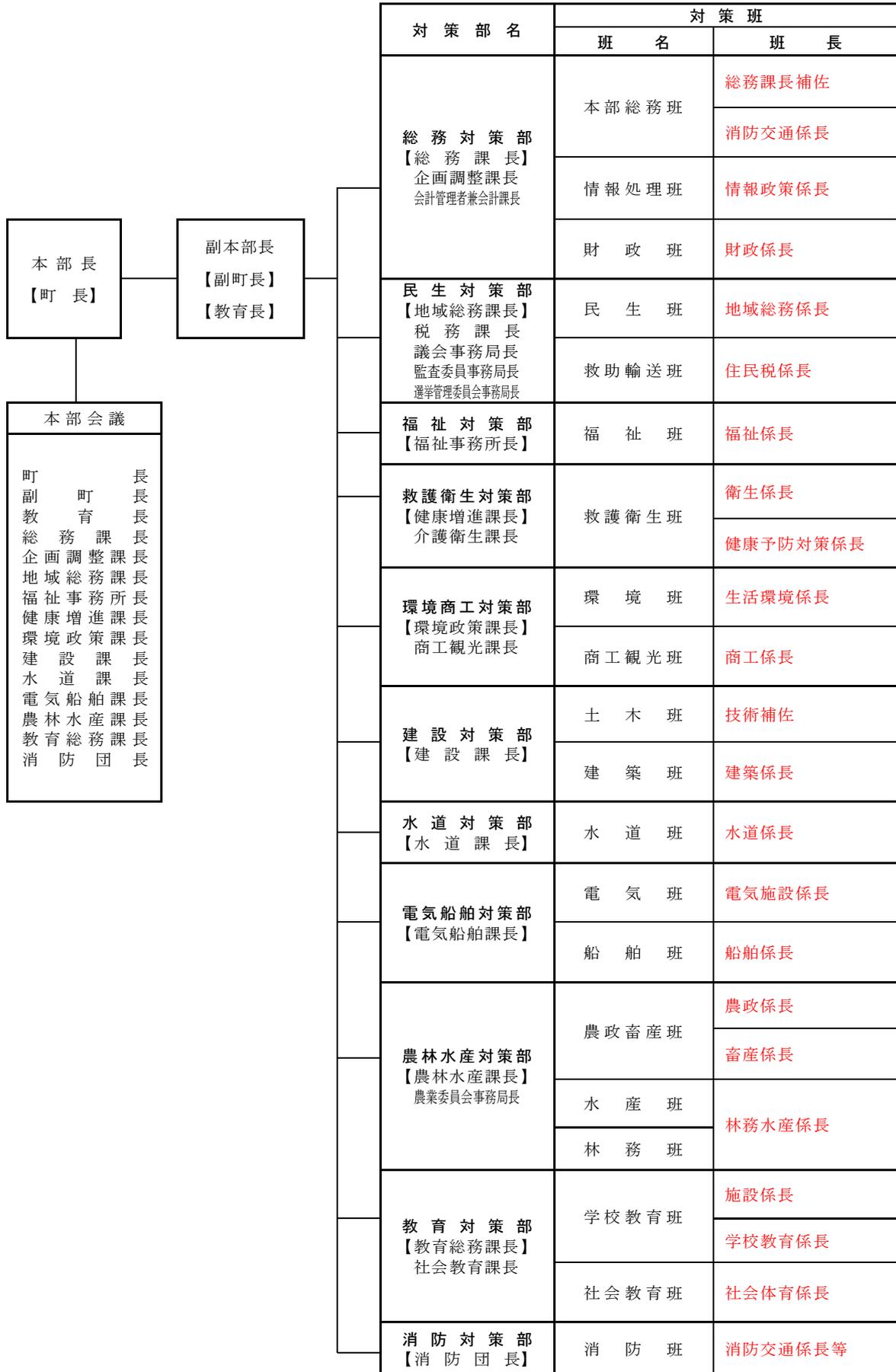
(3) 本部に対策部を置く。ただし、災害の種別等により本部長が別に指示したときはこの限りでない。

(4) 対策部にその事務を分掌させるため班を置く。

(5) 本部会議は本部長・副本部長及び本部員で構成する。

(6) 各対策部に対策要員を置き、町の職員をもって充てる。

屋久島町災害対策本部組織図



※係長が配属されていない班においては、補佐が班長となる。

#### 4 動員配備体制

職員の動員配備基準は次表による。

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内に各種の気象警報等が発表されたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課…2名</li> </ul>	<p>関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。</p>
災害警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内に小規模な災害が発生したとき。</li> <li>町内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課…全員</li> <li>地域総務課長及びその他必要と認める人員</li> </ul>	<p>災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。</p>
災害対策本部体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合。(避難勧告又は避難指示の発令が必要とされる事態)</li> </ul>	<p>災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。</p>
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合。</li> </ul>	
	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内全域にわたり甚大な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課…全員</li> <li>地域総務課…全員</li> <li>別記1に掲げる課長及びその他必要と認める人員</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課…全員</li> <li>地域総務課…全員</li> <li>別記1に掲げる課の全員</li> <li>別記1以外の課の本部長が別に定める人数</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>各課職員全員</li> </ul>	

(別記1) 企画調整課・建設課・水道課・電気船舶課・農林水産課・教育総務課

## 5 各部・各班の所掌事務

対策部名	班名	班 長	所 掌 事 務
総務部	本部 総務班	○総務課長補佐 消防交通係長	(1) 災害対策本部及び本部会議に関すること。 (2) 避難の準備・勧告・指示の発令及び解除に関すること。 (3) 本部長命令の伝達に関すること。 (4) 気象情報等の収集に関すること。 (5) 災害対策要員の配備、招集・編成及び出動に関すること。 (6) 災害応急対策に係る各対策部との総合調整に関すること。 (7) 避難施設等の指定、避難所責任者等派遣に関すること。 (8) 国・県・防災関係機関との連絡調整に関すること。 (9) 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること。 (10) 災害救助法の適用及び運用の調整に関すること。 (11) 各種応援協定の適用及び運用の調整に関すること。 (12) 自衛隊の派遣要請及び派遣部隊の受入れに関すること。 (13) 災害調査班に関すること。 (14) 県に対する災害報告に関すること。 (15) 無線通信の運用及び保守に関すること。 (16) 他の対策部に属さない事務または本部長の特命に関すること。
		情報政策係長	(1) 全般的な被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること。 (2) 避難住民の状況把握及び避難所との連絡に関すること。 (3) 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 (4) 広報車による広報活動に関すること。 (5) 報道機関への広報依頼及び連絡調整に関すること。 (6) 住民情報等のデータ出力に関すること。 (7) 災害視察に関すること。 (8) 災害記録写真撮影に関すること。 (9) 災害統計・災害資料及び災害報告書の作成に関すること。 (10) 情報処理班内の所管に係る活動状況等の総務対策部長への報告に関すること。
	財政班	財政係長	(1) 災害対策に必要な予算及び決算に関すること。 (2) 災害対策用物品の出納に関すること。 (3) 災害対策本部の歳入、歳出及び現金の出納に関すること。 (4) 義援金の受領、保管及び配分に関すること。 (5) 拠出者等に対する礼状等の発送に関すること。 (6) 災害復旧対策に関する資金収支に関すること。 (7) 財政班内の所管に係る活動状況等の総務対策部長への報告に関すること。

対策部名	班名	班 長	所 掌 事 務
民生対策部	民生班	地域総務係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 民生対策部の総括に関する事。</li> <li>(2) 部内の所管に係る活動状況等の総務対策部長への報告に関する事。</li> <li>(3) 避難所の開閉設に関する事。</li> <li>(4) 避難所の管理運営に関する事。</li> <li>(5) 被災者に対する食糧の炊き出し及び配給に関する事。</li> <li>(6) 災害対策従事者に対する食糧の調達に関する事。</li> <li>(7) 主要食糧その他必要物資の調達等に関する事。</li> <li>(8) 民間企業からの食糧、物資の調査調達計画に関する事。</li> <li>(9) 義援物資等の受領及び配給に関する事。</li> <li>(10) 町有財産等の被害調査及び災害対策に関する事。</li> <li>(11) 被災者のための相談窓口の設置に関する事。</li> </ul>
	救助輸送班	住民税係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における避難誘導、救助に関する事。</li> <li>(2) 災害時の物資等の輸送車両の確保、配車計画に関する事。</li> <li>(3) 物資の輸送拠点及び集積地の指定及び管理に関する事。</li> <li>(4) 輸送機関との連絡調整に関する事。</li> <li>(5) 災害時の労務提供に関する事。</li> <li>(6) 被災世帯及び固定資産等の被害調査に関する事。</li> <li>(7) 被災者の町税減免措置に関する事。</li> <li>(8) 救助輸送班内の所管に係る活動状況等の民生対策部長への報告に関する事。</li> </ul>
福祉対策部	福祉班	福祉係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 福祉対策部の総括に関する事。</li> <li>(2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関する事。</li> <li>(3) 災害時要援護者等の実態把握及び情報提供に関する事。</li> <li>(4) 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。</li> <li>(5) 福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関する事。</li> <li>(6) 日本赤十字社との連絡調整に関する事。</li> <li>(7) 被服、寝具、その他生活必需品の確保に関する事。</li> <li>(8) 災害救助法に基づく諸対策及び救助事務の総括に関する事。</li> </ul>
救護衛生対策部	救護衛生班	○衛生係長 健康予防対策係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 救護衛生対策部の総括に関する事。</li> <li>(2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関する事。</li> <li>(3) 救護班の編成派遣及び救護所の設置運営に関する事。</li> <li>(4) 医療機関及び保健所との連絡調整に関する事。</li> <li>(5) 医療救護、助産に関する事。</li> <li>(6) 災害用医薬品に関する事。</li> <li>(7) 感染症の発生予防対策に関する事。</li> <li>(8) 被災地の消毒及び防疫計画に関する事。</li> <li>(9) 遺体の収容、処理及び埋葬に関する事。</li> </ul>

対策 部名	班名	班 長	所 掌 事 務
環 境 商 工 対 策 部	環 境 班	生活環境係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境商工対策部の総括に関する事。</li> <li>(2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関する事。</li> <li>(3) 災害地域のし尿処理に関する事。</li> <li>(4) 避難所に対する仮設トイレ等の設置に関する事。</li> <li>(5) 災害地域の廃棄物収集・運搬・処分に関する事。</li> </ul>
	商 工 観 光 班	商工係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商工観光関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>(2) 商工会等との連絡調整に関する事。</li> <li>(3) 被災商工観光業者に対する融資の斡旋に関する事。</li> <li>(4) 公共の交通機関の運航状況の把握に関する事。</li> <li>(5) 観光客に対する災害情報の提供に関する事。</li> <li>(6) 商工観光班の所管に係る災害情報等の調査収集及び環境商工対策部長への報告に関する事。</li> </ul>
建 設 対 策 部	土 木 班	技術補佐	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建設対策部の総括に関する事。</li> <li>(2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関する事。</li> <li>(3) 道路・橋梁・堤防・河川・港湾・漁港等公共土木関係施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧対策に関する事。</li> <li>(4) 避難路・輸送路の確保に関する事。</li> <li>(5) 障害物の除去に関する事。</li> <li>(6) 応急対策用資機材の準備及び輸送並びに労務対策に関する事。</li> <li>(7) 土砂崩れ等による災害対策に関する事。</li> <li>(8) 災害における通行止め及び迂回路等の計画並びに実施に関する事。</li> <li>(9) 水門等の維持管理及び河川堤防の巡視に関する事。</li> <li>(10) 建設業協会屋久島支部との連絡調整に関する事。</li> </ul>
	建 築 班	建築係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災建築物応急危険度判定の実施に関する事。</li> <li>(2) 被災町営住宅の応急処理に関する事。</li> <li>(3) 建築物の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>(4) 町営住宅の供給に関する事。</li> <li>(5) 応急仮設住宅の建設、供与に関する事。</li> <li>(6) 建築工事関係者との連絡調整に関する事。</li> <li>(7) 建築班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び建設対策部長への報告に関する事。</li> </ul>
水 道 対 策 部	水 道 班	水道係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水道対策部の総括に関する事。</li> <li>(2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び総務対策部長、県への報告に関する事。</li> <li>(3) 水道関係施設の被害調査及び災害対策に関する事。</li> <li>(4) 飲料水の確保、給水計画に関する事。</li> <li>(5) 水質管理に関する事。</li> <li>(6) その他水道関係施設の管理に関する事。</li> </ul>

対策 部名	班名	班 長	所 掌 事 務
電 気 船 舶 対 策 部	電 気 班	電気施設係長	(1) 電気船舶対策部の総括に関する事。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び総務対策部長、県への報告に関する事。 (3) 電気関係施設の被害調査及び災害対策に関する事。 (4) 所管する地区への配電計画に関する事。 (5) 屋久島電気設備協同組合との連絡調整に関する事。
	船 舶 班	船舶係長	(1) 町営船の被害調査及び復旧対策に関する事。 (2) 町営船の定期路線外緊急運航に関する事。(口永良部島) (3) 船舶班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び電気船舶対策部長への報告に関する事。
農 林 水 産 対 策 部	農 政 畜 産 班	○農政係長 畜産係長	(1) 農林水産対策部の総括に関する事。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び総務対策部長、県への報告に関する事。 (3) 農作物及び家畜、畜産施設等の被害調査並びに応急復旧に関する事。 (4) 農作物の病害虫及び家畜伝染病の防除に関する事。 (5) 農業協同組合との連絡調整に関する事。 (6) 土地改良区等への連絡調整に関する事。
	水 産 班	林務水産係長	(1) 漁船及び海産物等の被害調査並びに応急復旧に関する事。 (2) 漁業協同組合との連絡調整に関する事。 (3) 水産班内の所管に係る公共施設の災害情報等の調査収集及び農林水産対策部長への報告に関する事。
	林 務 班		(1) 山林、林産物の被害調査及び応急復旧に関する事。 (2) 森林組合との連絡調整に関する事。 (3) 林務班内の所管に係る公共施設の災害情報等の調査収集及び農林水産対策部長への報告に関する事。
教 育 対 策 部	学 校 教 育 班	○施設係長 学校教育係長	(1) 教育対策部の総括に関する事。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び総務対策部長、県への報告に関する事。 (3) 文教施設の被害調査及び災害対策に関する事。 (4) 園児・児童・生徒等の避難及び安全確保に関する事。 (5) 教職員の動員に関する事。 (6) 学校給食に関する事。 (7) 教材等の調達及び施設・職員の確保に関する事。 (8) 災害後の教育環境・保健衛生に関する事。 (9) 所管の避難所等施設の開設及び管理に関する事。 (10) 学校教育施設等での避難受入れの調整及び協力に関する事。
	社 会 教 育 班	社会体育係長	(1) 災害活動に協力する団体等との連絡調整に関する事。 (2) 社会教育・体育関係施設の被害調査及び災害対策に関する事。 (3) 史跡・文化財の被害調査及び保護に関する事。 (4) 所管の避難所等施設の開設及び管理に関する事。 (5) 社会教育施設等での避難受入れの調整及び協力に関する事。 (6) 社会教育班の所管に係る災害情報等の調査収集及び教育対策部長への報告に関する事。

対策部名	班名	班 長	所 掌 事 務
消 防 対 策 部	消 防 班	消防交通係長等	(1) 消防団の招集、動員に係る消防団長との連絡調整に関すること。 (2) 現地警戒班の運営に関すること。 (3) 水防・火災警報の発令・伝達及び周知に関すること。 (4) 消防・水防等防災作業の実施及び指揮に関すること。 (5) 避難勧告等に伴う避難住民の誘導に関すること。 (6) その他消防作業全般に関すること。

※ 2以上の係等が配置されている班については○印のある係長が責任班長となる。

※ 係長が配属されていない班においては、補佐が班長となる。

## 6 動員方法

(1) 災害発生（おそれがある場合を含む。）の動員

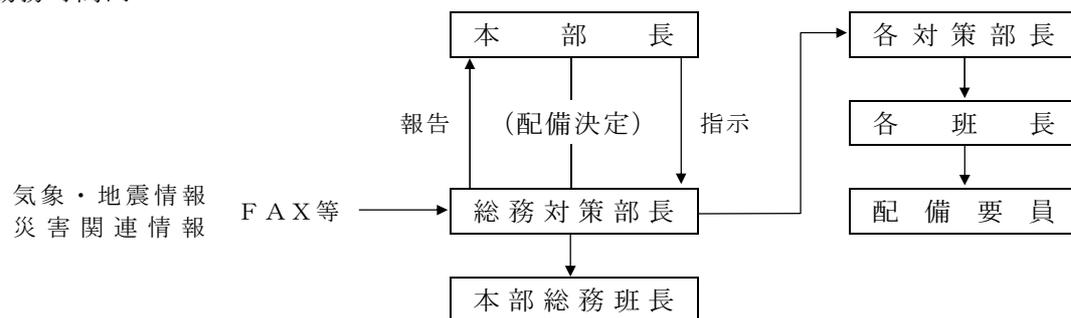
ア 職員（勤務時間外にあっては警備員）は、災害発生のおそれがある気象情報、あるいは異常現象の通報を受けたとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務課長に連絡する。

イ アの通報を受けた総務課長は必要に応じ関係職員を動員し、応急対策実施の体制をとる。

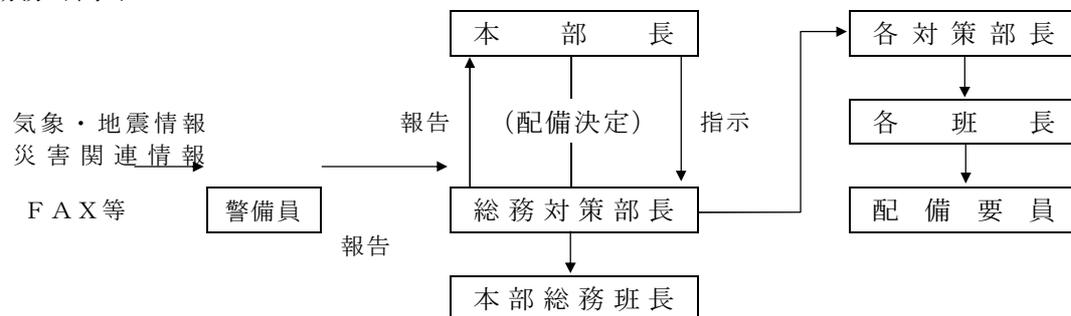
(2) 職員配備要員及び災害対策本部が設置される場合の動員

ア 配備要員の動員は、次の系統により行う。

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



イ 各対策部長は、勤務時間外における各班長、配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておく。

ウ 職員は、勤務時間外において災害の発生又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、自らの判断により登庁する。

## **第2 災害対策本部と防災関係機関との協力体制の確立**

### **1 防災関係機関との協力体制**

屋久島町地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町災害対策本部と防災関係機関は、町内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連携のもとに、応急対策活動を実施する。

### **2 各種団体・組織との協力体制**

生活協同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業・事業所・自主防災組織・ボランティア・その他各種団体等は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、災害発生直後の人命救助等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜各種団体等の協力を得てその防災体制を確立する。

### **3 住民との協力体制**

住民は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含めて、初動段階において自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

## 第2節 情報伝達体制の確立

災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関において情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

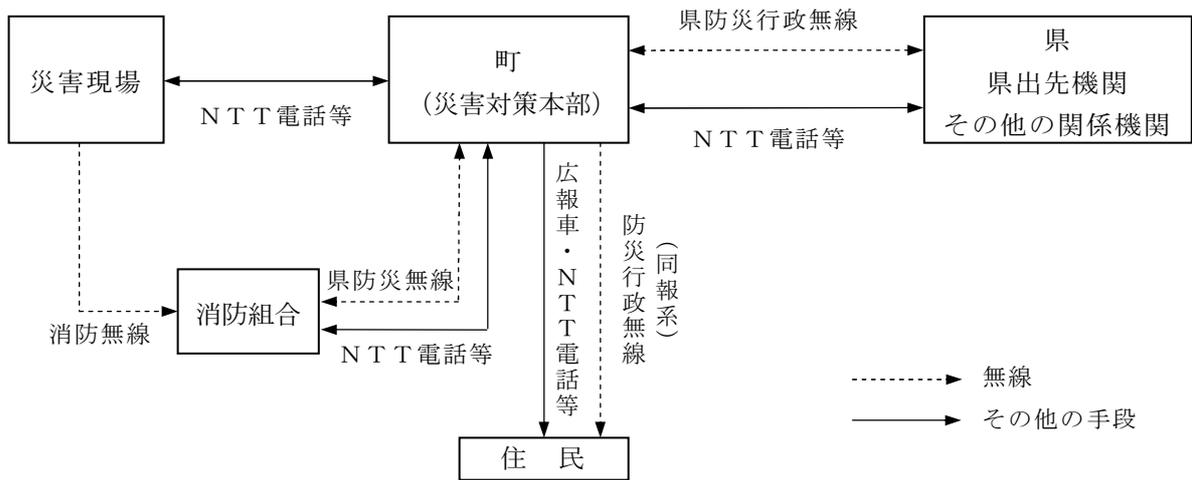
このため、町は各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

### 第1 町の通信連絡手段の確保・運用

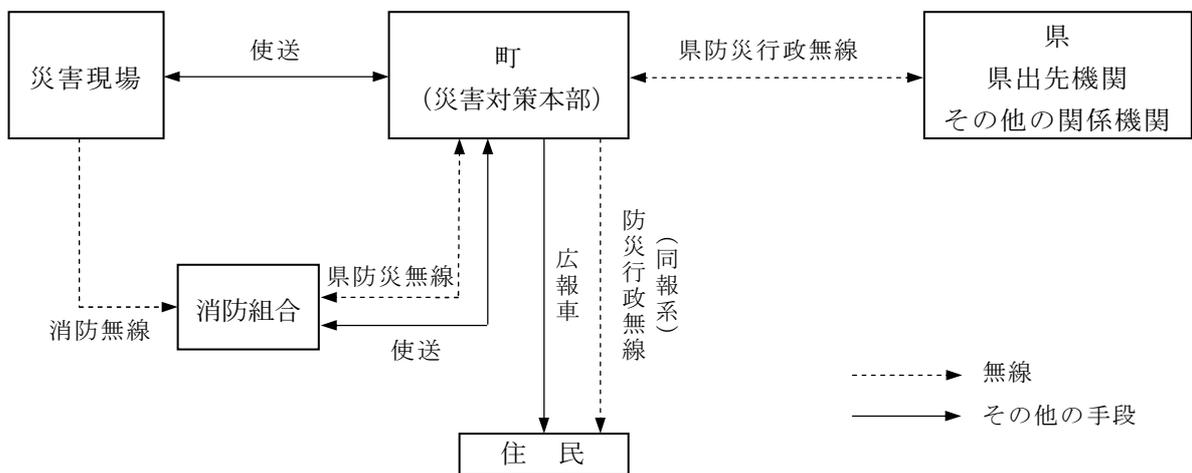
#### 1 通信連絡系統

災害時の町の通信連絡系統としては、町防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話・各種携帯電話・緊急、非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

**通常の災害（NTT電話等が使用できる場合）**



**大規模災害（NTT電話等が使用できない場合）**



## 2 通信体制の確立

### (1) N T T電話等の優先利用

#### ア 災害時有線電話

災害時有線電話とは、電話回線が異常に輻輳した場合においてもN T Tが行う発信規制の対象とされない加入電話であり、町はあらかじめ指定を受けておく。

#### イ 孤立防止対策用衛星電話

孤立防止対策用衛星電話は、地震・台風等の非常災害時における通信の途絶救済を目的として設定されるものであり、通信の方法は次のように行う。

(ア) 災害対策関係機関の加入電話から通信する場合、“102番”をダイヤルし「非常」の旨を告げ、相手の孤立防止対策用衛星電話と通信する。

(イ) 孤立防止対策用衛星電話から通話する場合は、送受信器をはずし“102番”をダイヤルし「非常」の旨を告げ、相手の局名・電話番号を連絡して相手の加入電話と通話する。

### (2) N T T電話等が利用できない場合

非常災害等により優先通信系が被害を受け不通となった場合、又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法（昭和25年法律第131号）等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。この場合、必要のあるときはアマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図るなど、各種通信手段を組み合わせることで災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

## 第2 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

### 1 各機関が保有する通信施設の運用

町は、関係機関等と連携し各機関が整備・保有している通信連絡手段を把握し、緊急時に活用できる体制を確立する。

### 2 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

## 第3節 災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関・適用基準・被災世帯の算定基準・適用手続きについて示し、これに基づいて町は災害救助法を運用する。

### 第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、国の法定受託事務として知事が行い町長がこれを補助する。知事は救助を迅速に行うために、町長に通知することにより救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。（災害救助法第30条）

法第23条及び令第8条に定められている救助の種類は次のとおりである。

- (1) 避難所収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与。
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給。
- (3) 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与。
- (4) 医療及び助産。
- (5) 災害にかかった者の救出。
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理。
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与。
- (8) 学用品の給与。
- (9) 埋葬。
- (10) 死体の搜索・処理。
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

### 第2 災害救助法の適用基準

#### 1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 町の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表の基準1号以上であること。
- (2) 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
- (3) 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

#### 屋久島町の災害救助法適用基準

人 口 (平成23年1月1日現在)	基 準	
	1 号	2 号
13,794人	40世帯	20世帯

### 第3 被災世帯の算定基準

#### 1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

#### 2 住家の滅失等の認定

(1) 住家が全壊・全焼・流失したもの

住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊・流失・埋没・焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。

(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

#### 3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

### 第4 災害救助法の適用手続き

災害に対し、町における災害が本節第2「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は、直ちにその旨を県に報告する。

## 第4節 広域応援体制

大災害が発生した場合、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し、緊密な連携のもと円滑な応急対策活動を実施する。

### 第1 消防機関の応援協力

#### 1 全県的な消防相互応援体制

町は、災害発生時における消防相互応援体制の確立については、あらかじめ全県的な消防広域相互応援協定を締結している。協定の具体的な内容については「鹿児島県消防相互応援協定」（資料2-1参照）の定めるところによる。

応援の内容及び手順は次のとおりとする。

- (1) 対象となる災害
  - ア 林野火災・危険物施設火災等の大規模なもの
  - イ 大規模な地震・火山爆発又は風水害等の自然災害
  - ウ 航空機事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
  - エ その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害
- (2) 応援の内容  
消火・救急・救助
- (3) 応援要請手順
  - ア 応援要請  
町長が、他の市町等の長に必要な部隊（消火隊・救助隊・救急隊・化学隊等）の派遣を要請する。
  - イ 要請方法  
電話・無線等の最も早い方法で、災害発生日時・場所・部隊（種類・人員・車両）・資機材（種別・数量）などを連絡する。
- (4) 応援派遣手順  
応援部隊の出発日時・出勤場所・人員・車両・資機材（種別・数量）などを要請側へ連絡する。

### 第2 県及び市町村相互の応援協力

#### 1 「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」（資料2-7参照）による応援

町は災害が発生し、町のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づき迅速に応援を要請する。

- (1) 隣接町は応急措置の実施について相互に応援協力を行うものとする。
- (2) 発生した被害の程度が隣接町では対応できないと考えられる場合は、県災害対策支部等に対して応援要請するものとする。要請を受けた県災害対策支部等は、自ら応援を行うとともに管内市町村に対して応援要請を行うものとする。要請を受けた市町村は、応急措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。
- (3) 被災の状況によっては、県災害対策本部等に直接応援要請することができるものとし、県災害対策本部等は、自ら応援を行うとともに県内市町村に対して応援要請を行うものとする。応援を受けた市町村は、応急措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。

## **2 県外への応援要請**

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市町村は県に対しその調整を要請する。

## **3 町内所在機関相互の応援協力**

災害が大規模となった場合、町は実施する応急措置について、町の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関、及び町の区域を活動領域とする公共的団体等に応援協力を要請する。

## 第5節 自衛隊の災害派遣要請

災害に際し人命・財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣依頼及び受入れに関する事項を定め、もって自衛隊の効率的かつ迅速な活動を期するものである。

### 第1 実施責任者

#### 1 災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請は、知事が自己の判断又は町長の要請依頼により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、町長が直接通知することができる。この場合は、速やかにその旨を知事（関係各部長経由）に通知するものとする。

#### 2 災害派遣実施

自衛隊の災害派遣の実施は、次に掲げる実施権者が原則として知事等の要請により実施するが、緊急を要する場合は要請を待たないで実施する。

- (1) 陸上自衛隊西部方面総監
- (2)        "     第8師団長
- (3)        "     国分駐屯地司令（第12普通科連隊長）
- (4) 海上自衛隊佐世保地方総監
- (5)        "     第1航空群司令
- (6) 航空自衛隊新田原基地司令

#### 3 災害派遣受入れ

町長は、知事から災害派遣の実施について通知を受けたときは、関係機関との連携のもとに受入れに必要な措置を行う。

### 第2 災害派遣要請依頼基準

自衛隊の災害派遣を要請する基準は概ね次のとおりとする。

- (1) 災害に際して、人命の救助又は財産の保護のため急を要し、地元警察・消防団・その他では対処し得ないと考えられるとき。
- (2) 災害の発生が目前にせまり、この予防には自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

### 第3 町長の災害派遣依頼要領

#### 1 派遣要請依頼の担当

町長が行う自衛隊派遣要請依頼及び自衛隊に対する通知についての担当は総務対策部長とする。

#### 2 災害派遣要請依頼

- (1) 要請依頼の要望

各部長は、所管の対策業務について要請基準による自衛隊派遣の必要を認めるときは、要請依頼の要望を行うものとする。

- (2) 要請依頼

総務対策部長は、各部長から要請依頼を受けたとき、又は自己の判断により自衛隊派遣の必要を認めるときは、町長に報告しその指示を受け、派遣部隊の活動内容に応じた県の関係各部長を経由して知事へ文書による要請依頼を行うものとする。この場合、第4に掲げる要請依頼要件を明示するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、町長の指示により災害派遣実

施権者に対し派遣を直接通知し、知事にその旨を報告するものとする。この場合は、事後速やかに知事に対し正式な要請依頼を行うものとする。

#### 第4 自衛隊派遣要請依頼要件

自衛隊の派遣を要請依頼又は直接通知するときは、次の諸点を明示して行うものとする。

- (1) 災害時の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

#### 第5 自衛隊及び災害派遣要請権者等の連絡場所

##### 1 自衛隊の連絡場所

区分	自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号	
	部隊名	主管課			
要 請 先	陸	西部方面総監部	防衛部防衛課 運用班	熊本県熊本市 東町1-1-1	096-368-5111 [内線]255・256
		第8師団司令部	第3部防衛班	熊本県熊本市 清水町八景水谷2-17-1	096-343-3141 [内線]214・233
		第12普通科連隊本部	第3科	鹿児島県霧島市 国分福島2-4-14	【昼間】 0995-46-0350 [内線]237 【夜間】 0995-46-0350 [内線]302 ※駐屯地当直司令部
		第8施設大隊 (川内駐屯地)	第3係	鹿児島県薩摩川内市 冷水町539-2	0996-20-3900 [内線]232
	海	佐世保地方総監部	防衛部	長崎県佐世保市 平瀬町18	0956-23-7111 [内線]225
		第1航空群司令部	運用幕僚	鹿児島県鹿屋市 西原3-11-2	0994-43-3111 [内線]2222
		奄美基地分遣隊	防衛部	鹿児島県大島郡 瀬戸内町古仁屋船津27	0997-72-0250
	空	西部航空方面隊 司令部	防衛部 運用2班	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031 [内線]2348 [夜間]2203
	通報先	自衛隊鹿児島 地方協力本部	総務課	鹿児島県鹿児島市 東郡元町4-1	099-253-8920

## 2 知事への災害派遣要請要求の連絡場所

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号
担当部名	主管課		
鹿児島県危機管理局	危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2256
〃 総務部	人事課	〃	099-286-2045
〃 県民生活局	生活・文化課	〃	099-286-2518
〃 環境林務部	環境林務課	〃	099-286-3332
〃 保健福祉部	保健医療福祉課	〃	099-286-2656
〃 農政部	農政課	〃	099-286-3085
〃 土木部	監理課	〃	099-286-3483
	河川課	〃	099-286-3586
〃 商工労働水産部	商工政策課	〃	099-286-2929
〃 教育委員会	総務福利課	〃	099-286-5190
〃 出納局	会計課	〃	099-286-3765
〃 警察本部	警備課		099-206-0110

鹿児島県庁（代表）099-286-2111

## 第6 派遣部隊の活動内容

派遣部隊が実施する業務は、部隊の人員・装備・派遣要請内容等により異なるが、自衛隊の定める防災業務計画により概ね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療・感染症予防・病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水
- (11) 救助物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) その他部隊が対処し得る業務

## 第7 派遣部隊の受入れ

### 1 所管

災害派遣部隊の受入れ措置については、総務対策部長及び関係対策部長は、派遣部隊との緊密な連携のもとに次の措置を実施するものとする。

## 2 事前措置

- (1) 派遣部隊との連絡を確保し、派遣部隊の人員、装備等の確認に努める。
- (2) 派遣部隊の宿泊所・車両・器材の保管場所を準備しておく。
- (3) 派遣部隊が使用する機械・器具・材料・消耗品等を準備しておく。なお、準備を要する諸器材で、町において準備できないものについては県にその協力を依頼し、なお不足する場合は、派遣部隊が携行する器材等を使用するものとする。
- (4) 派遣部隊が実施する具体的な作業の内容・場所・作業に要する人員の配置等に関する計画を作成する。

## 3 派遣部隊到着後の措置

- (1) 派遣部隊の集結地への誘導
- (2) 派遣部隊の責任者との作業計画等に関する協議・調整及び調整に伴う必要な措。
- (3) 町が準備する器材類の品目・数量・集荷場所及びこれらの使用に関する事項並びに派遣部隊の携行する器材等の使用に関する事項についての協議
- (4) 派遣部隊の撤収時期等に関する協議
- (5) その他必要と認められる措置

## 第8 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとする。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱・水道・電話料等
- (4) 派遣部隊の救助活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊の装備にかかるものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は自衛隊と町が協議する。

## 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

### 第1 従事命令等による労働力の確保

#### 1 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法 第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者・水防団長・ 消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法 第24条第1項	知事
	協力命令	災害救助法第25条	知事
災害応急対策作業 (除:災害救助法救助)	従事命令 協力命令	災害対策基本法 第71条第1項	知事
		災害対策基本法 第71条第2項	知事 (委任を受けた場合町長)
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	町長
		災害対策基本法 第65条第2項	警察官・海上保安官
		災害対策基本法 第65条第3項	自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法 第4条	警察官

## 2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助・災害応急対策作業 〔災害救助法及び災害対策 基本法による知事の従事 命令〕	(1) 医師・歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師・助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工・左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 自動車運送業者及びその従業者 (7) 船舶運送業者及びその従業者 (8) 港湾運送業者及びその従業者
災害救助・災害応急対策作業 の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般 〔災害対策基本法による町長 ・警察官・海上保安官・自 衛官の従事命令〕	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般 〔警察官職務執行法による 警察官の従事命令〕	その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者

## 第7節 ボランティアとの連携等

大規模災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、町ではボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

### 第1 ボランティアの受入れ、支援体制

#### 1 ボランティア活動に関する情報提供

町は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部・県社会福祉協議会・町社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容・必要人員・活動拠点等について情報提供を行う。

#### 2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

町社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、以下によりボランティアによる支援体制の確立に努める。

町は、社会福祉協議会等と連携のうえ、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

### 第2 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れにあたっては、救援本部等がボランティア窓口を設けて受付・登録を行い、活動内容等について現地本部・ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては紹介・加入に努める。

---

## 警戒避難期の応急対策

---

風水害時の気象予警報等の発表以降、災害の発生に至る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難・救助・救急・緊急医療等の人命の確保（災害時要援護者への支援含む。）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

### 第8節 気象警報等の収集・伝達

町は、風水害時の応急対策を進める上で、鹿児島地方気象台や県から発表される次の情報等を収集し、また、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

#### 第1 情報の種類

- (1) 気象警報等（鹿児島地方気象台）
- (2) 土砂災害警戒情報（鹿児島地方気象台・県）
- (3) 雨量・河川水位等（県）
- (4) 水防警報（県）

#### 第2 気象警報等の受領・伝達

##### 1 気象警報等の受領・伝達

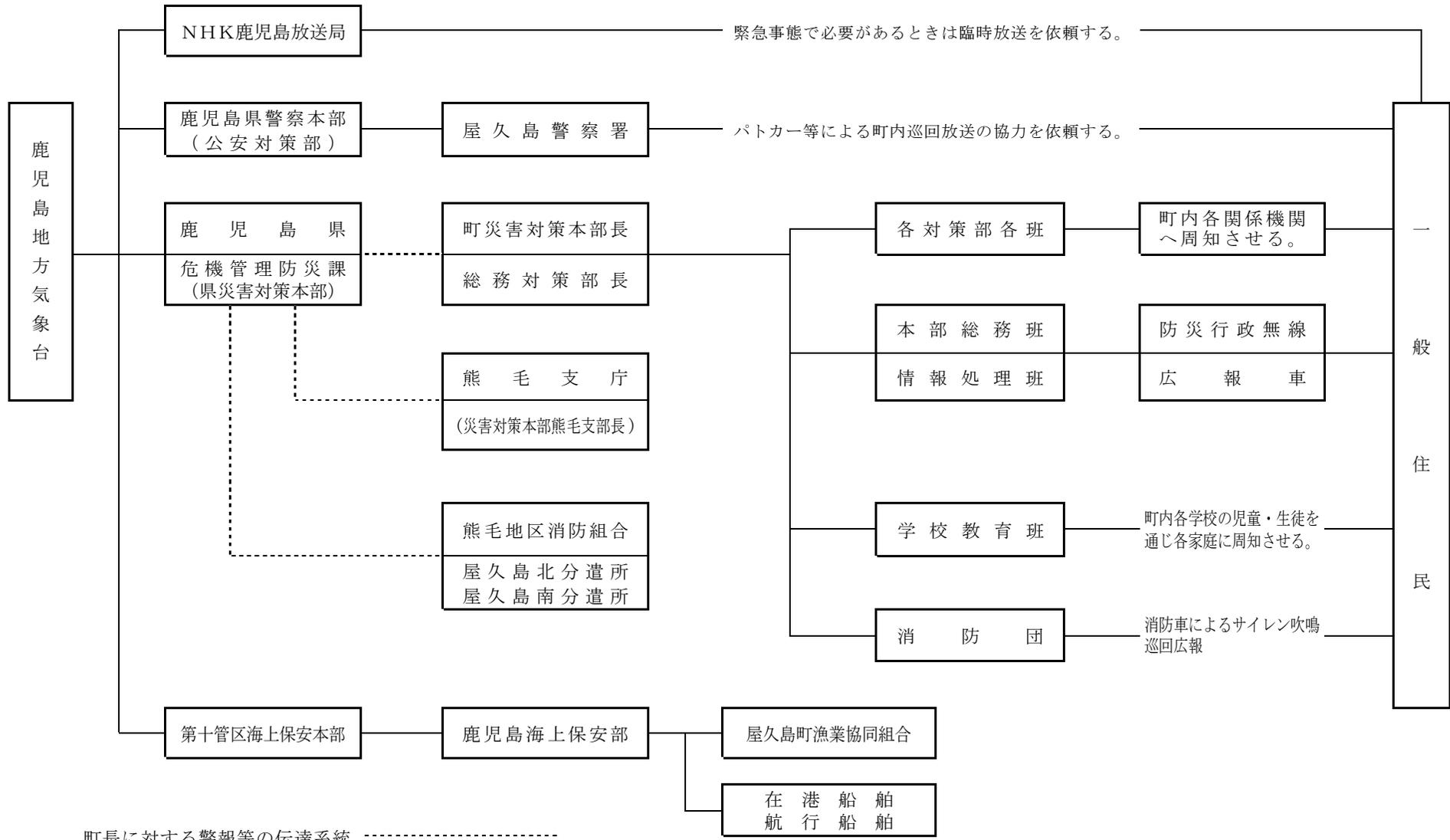
- (1) 関係機関から通報された気象警報等は、総務課長において受領する。
- (2) 執務時間外にあっては、警備員を経て総務課長に通報するものとする。
- (3) (1)、(2)により受領及び通報を受けた総務課長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに町長にその旨を報告するものとする。
- (4) 授受担当員（伝達担当員を兼ねる。）は、総務課消防交通係長とする。
- (5) 警報等を受領した伝達担当員は、伝達系統により周知伝達する。この場合、特に災害時要援護者施設への伝達に配慮するものとする。

##### 2 土砂災害警戒情報の伝達

鹿児島地方気象台は、気象業務法第15条により大雨警報を都道府県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達される。

町は、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）及び第55条（県知事の通知等）により県から土砂災害警戒情報の伝達を受けた時は、すみやかに土砂災害警戒情報に係る必要事項を伝達系統により関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。

### 気象予警報等の伝達系統図



町長に対する警報等の伝達系統 -----

町長が行う警報等の連絡系統 \_\_\_\_\_

## 第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達

本計画は、町災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速・確実に収集し、又は通報・報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期すものである。

収集にあたっては、特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置く。

### 第1 災害情報の収集・伝達

町は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査・収集し、県その他関係機関に通報報告する。特に、人命危険に関する情報を優先し速報性を重視する。

#### 1 収集すべき災害情報等の内容

- (1) 人的被害（死傷者数・生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- (2) 住家被害（全壊・倒壊・床上浸水等）
- (3) 津波・高潮被害状況（人的被害状況・倒壊家屋状況）
- (4) 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- (5) 出火件数又は出火状況
- (6) 二次災害危険箇所（土砂災害危険・高圧ガス漏洩事故など）
- (7) 輸送関連施設被害（道路・港湾・漁港）
- (8) ライフライン施設被害（電気・電話・ガス・水道施設被害）
- (9) 避難状況・救護所開設状況
- (10) 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

#### 2 災害情報等の収集

##### (1) 町による情報収集

職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話・無線等による通報によるほか、登庁後、書類による報告を行うものとする。

また、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後本部へ報告する。

##### (2) 調査班の編成

被害状況の調査にあたっては、被害の程度により調査班の数を決定するが、地区ごとに各課と共同し、又は単独で調査班を編成し被害状況調査を実施する。

#### 調 査 分 担

被害区分	担当課等	協力団体等
人・住家等の被害	総務課・地域総務課	消防団・公民館長
農業関係被害 林業関係被害 水産関係被害	農林水産課	農協・土地改良区 森林組合 漁協
商工観光関係被害	商工観光課	商工会・観光協会
社会福祉関係被害	福祉事務所	社会福祉協議会等
衛生関係被害	健康増進課・環境政策課 介護衛生課	公民館長
教育関係被害	教育委員会	各学校長
一般被害及び応急対策 の総括、町有財産等の被害	総務課	

### 3 災害情報等の集約・活用・報告及び共有化

#### (1) 町における報告情報の集約

町災害対策本部において、前記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請・自衛隊派遣要請・避難勧告及び指示・災害救助法適用申請等の必要性の有無を判断できるように集約し、適宜全職員に徹底する。

#### (2) 町から県等への報告

町は県にできるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

特に、災害規模把握のための町から県等への報告は、次のとおり実施する。

##### ア 第1報（参集途上の被害状況・庁舎周辺の被害状況）

(ア) 勤務時間外（本部総務班長の登庁直後）

(イ) 勤務時間内（災害発生直後）

##### イ 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後できる限り早く報告する。

なお、この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請・自衛隊派遣要請・避難勧告及び指示・災害救助法適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告・要請する。

##### ウ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内、遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告システムと同一のシステム及び方法を用いる。

エ 町は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

#### (3) 町及び防災関係機関は、人的被害・住家被害・避難・火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

## 第2 災害情報等の報告

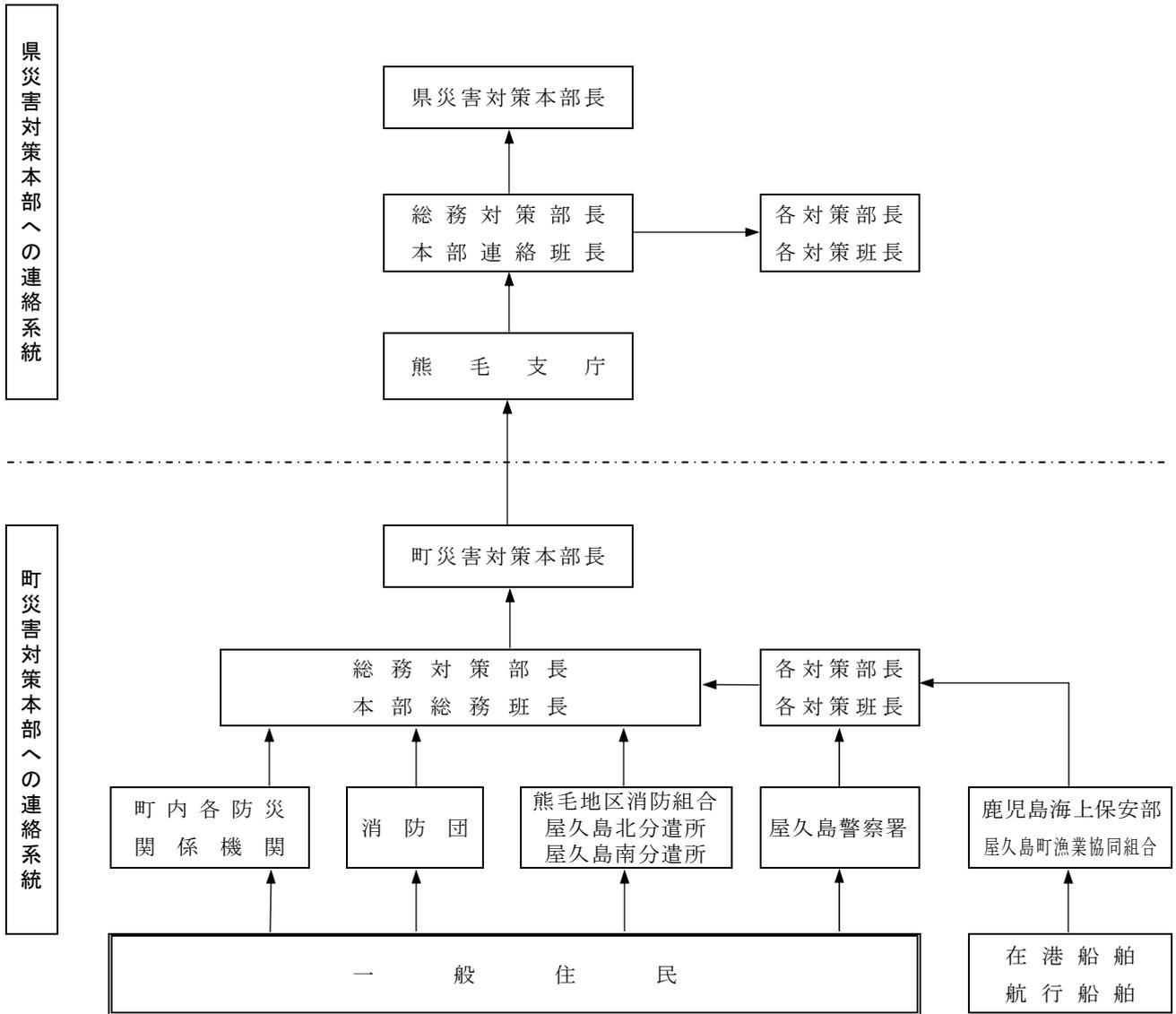
### 1 災害情報等の報告系統

町は、町内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。

回線別	区分	平日（9:30～17:45） ※ 震災等応急室	左記以外 ※ 宿直室
	N T T 回線	電話	03-5253-7527
F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	19-2-048-500-7527	19-2-048-500-7782
	F A X	19-2-048-500-7537	19-2-048-500-7789

## 災害情報等収集報告系統図



- (注) 1 町災害対策本部が設置されていない場合の連絡系統は、町の関係課長に直接通報報告するものとする。
- 2 緊急を要する場合の連絡は、この系統によらず必要な関係機関に直接緊急通報報告することができる。
- 3 町内の各防災関係機関は、町災害対策本部に対し被害状況の報告を協力するとともに、町災害対策本部との相互間に災害情報の交換を行うものとする。

## 2 災害情報等の種類及び内容

### (1) 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

- ア 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの。
- イ 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの。
- ウ 災害発生前の災害防止対策、又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの。
- エ 災害が発生しているが、被害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの。

(2) 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する。

### 3 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

(1) 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

異常現象の種類	通報先
河川の漏水等水防に関するもの	総務課・建設課・消防組合
火災発生に関するもの	総務課・消防組合
気象、水象、海難等に関するもの	総務課・消防組合・警察署・海上保安部

イ 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに町長に通報するものとする。

ウ 町長の通報

ア、イ及びその他により異常現象を承知した町長は、直ちに次の機関に通報する。

(ア) 気象・水象に関するものは、鹿児島地方気象台

(イ) その異常現象により、予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急対策実施機関）

エ 町長の気象台に対する通報要領

異常現象を承知した町長は、鹿児島地方気象台に次の要領で通報する。

(ア) 通報すべき事項

a 気象関係（竜巻・強い降雹等）

b 水象関係（台風等に伴う異常潮位・異常波浪等）

(イ) 通報の方法

通報の方法は、電話・FAX等最も効果的な手段をもって行う。

(2) (1)以外の災害情報の通報及び災害報告の報告方法

ア 各対策部長は、所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況を調査収集し、総務対策部長を経て町長へ報告するとともに、各対策部の業務に照応する県災害対策本部の各対策部へそれぞれ報告するものとする。

イ 各対策部長から災害情報、被害状況及び応急対策（救助対策を含む。）実施状況の報告を受けた総務対策部長は、当該報告を収集整理の上、町長及び防災関係機関へ報告通報するものとする。

### 4 災害報告の様式

災害報告に際しては、特に法令に定めのある場合を除き「災害状況速報」によるものとする。

## 5 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は次のとおりとする。

区 分	被 害 の 判 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署・学校・病院・公民館・神社・仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が住居している場合には当該部分は住家とする。
公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊・流失・埋没・焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
り 災 世 帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎・下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子・夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者	り災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷・劣化・傾斜等、何らかの変化を生じることにより補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

別記様式 災害状況速報

都道府県				区 分		被 害	
災 害 名	災害名			田	流失・埋没	ha	
報告番号	第 報 ( 月 日 時現在)				冠 水	ha	
報告者名				畑	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
区 分		被害		文 教 施 設	箇所		
人 的 被 害	死 者	人		病 院	箇所		
	行方不明者	人		道 路	箇所		
	負傷者	重 傷	人		橋 り よ う	箇所	
		軽 傷	人		河 川	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟		港 湾	箇所		
		世帯		砂 防	箇所		
		人		清 掃 施 設	箇所		
	半 壊	棟		が け 崩 れ	箇所		
		世帯		被 害 船 舶	隻		
		人		水 道	戸		
	一 部 破 損	棟		電 話	回線		
		世帯		電 気	戸		
		人		ガ ス	戸		
	床 上 浸 水	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
世帯							
人							
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯			
	世帯		り 災 者 数	人			
	人		火 災 発 生				
非 住 家	公 共 建 物	棟	建 物	件			
	そ の 他	棟	危 険 物	件			
			そ の 他	件			

区 分		被 害		都 道 府 県 本 部	名 称			
公 共 文 教 施 設	千円				設 置	年 月 日 時		
農 林 水 産 業 施 設	千円				解 散	年 月 日 時		
公 共 土 木 施 設	千円				災 害 對 策 市 町 村 名			
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円							
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体							
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 救 助 市 町 村 法 名	計 団体			
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
そ の 他	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額	千円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の種類概況							
	消防機関の活動状況							
その他（避難の勧告・指示の状況）								

※ 被害額は省略することができるものとする。

## 第10節 広報

災害に際して、浸水・斜面崩壊等様々な災害に対する住民の防災活動を促進し、災害に有効に対処できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

### 第1 町による広報

#### 1 実施要領

- (1) 各対策部長は、所管事項について広報を必要とする事項は、必ず総務対策部情報処理班長へ通知する。この場合、広報事項は要点を簡潔明瞭にまとめて書面をもって通知する。
- (2) 総務対策部長は、収集した災害情報等のなかで広報を要すると認めるものについては、速やかに情報処理班長へ通知し災害広報に万全を期する。
- (3) (1)及び(2)により通知を受けた情報処理班長は、速やかに住民及び報道関係者へ広報する。
- (4) 情報処理班は、各対策部が収集する災害情報その他広報資料を積極的に収集し、必要に応じて災害現地等に出向き写真・ビデオその他の取材活動を実施する。

#### 2 住民に対する広報の方法

- (1) 広報は、内容に応じ次の方法により行う。
  - ア 防災行政無線等
  - イ 広報車の巡回等（消防車を含む。）
  - ウ 新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関
  - エ インターネット町ホームページ・広報紙等
- (2) 広報車により広報を行う場合は、原則として停車し拡声広報を行う。この場合、簡潔で分かりやすい内容をもって明確に行うものとする。

#### 3 広報内容

災害時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

- (1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ（自主避難）・避難の勧告  
町は、降雨が長期化し災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により大雨への警戒を強め、必要に応じ避難準備に関する広報を実施する。
  - ア 気象情報及び警報の発令
  - イ 災害軽減の事前対策
- (2) 災害発生直後の広報  
町は、自主防災組織・住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、各種広報媒体を活用して次の内容を広報する。
  - ア 災害対策本部の設置
  - イ 災害応急対策状況
  - ウ 災害状況
  - エ 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起
  - オ 隣近所等の災害時要援護者の安否確認の喚起
  - カ 出火防止・初期消火・プロパンガスの元栓閉栓の喚起

(3) 災害発生後の事態が落ちついた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し次の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所の状況

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない、テレビ・ラジオから情報入手するようなど。

エ 安否情報

安否情報については、N T Tの災害用伝言ダイヤル「171」を利用するよう住民に呼びかけ、その利用方法を周知する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

カ 気象警報などの解除

キ 災害対策本部の廃止

## 第2 報道機関等に対する放送の要請・公表

総務対策部長は、災害の種別・発生の場所及び日時・被害状況・応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

なお、放送機関に対する放送の依頼は、原則として町が県知事に対して要請し、事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき県知事が行う。また、町は報道機関にも補完的に要請文を送付する。

発表は次の要領で実施する。

### 1 放送機関に対する災害情報の提供

「避難準備情報・避難勧告・避難指示」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。(放送の即時性の活用)

また、町は県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。

### 2 放送機関に対する放送の要請

町は、県に対して、町が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第57条の規定により放送機関に放送要請を行うよう求める。

### 3 報道機関に対する発表

#### (1) 報道発表の要領

ア 発表の場所は原則として町長室とする。

イ 発表担当者は原則として町長とする。

ウ 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ 災害時要援護者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

オ 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の整合性を保つ。

#### (2) 報道機関への要請並びに発表する広報内容

ア 雨量・河川水位等の状況〔発表〕

イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ 被災状況(発生箇所・被害状況等)〔発表〕

エ 家屋損壊件数・浸水状況(発生箇所・被害状況等)〔発表〕

オ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

カ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目・ベッド数〔要請〕

キ 避難状況等〔発表〕

ク 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

(例) ・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

・安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」を活用してほしい。

・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるように、物資の種類・量・サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。(梱包を解かなくて済む。)

ケ ボランティア活動の呼びかけ〔要請〕

コ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

サ 交通状況(交通機関運行状況・不通箇所・開通見込日時・道路交通状況等)〔発表〕

シ 電気・電話・水道施設等公益事業施設状況(被害状況・復旧見通し等)〔発表〕

### 第3 その他の関係機関等への広報の要請

#### 1 ライフライン関係機関への要請

災害時に町(災害対策本部)に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに係る問い合わせ(復旧見通しなど)も多いと予想される。このため、町は住民等からの通報内容が必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

#### 2 その他の防災関係機関への要請

- (1) 屋久島電気株式会社・九州電力株式会社熊毛営業所・種子屋久農業協同組合・安房電気利用組合・町電気船舶課

災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

- (2) 西日本電信電話株式会社鹿児島支店

災害による電話の不通箇所の状況、復旧の見通し等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

- (3) (社)鹿児島県危険物安全協会

災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故防止等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

- (4) バス会社等

被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、停留所及び待合室等の掲示板や案内板への掲示をはじめ、広報車及び報道機関等により住民への周知に努める。

## 第11節 河川災害・土砂災害等の応急対策

災害時は、河川出水・高潮・斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の応急対策を行う事態が予想される。

このため、町は消防団を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害応急対策を実施する。

### 第1 河川災害の応急対策（水防活動）

#### 1 水防体制の確立

町は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水防施設の応急復旧措置を図るため、本章第1節「応急活動体制の確立」に定める応急活動体制をもってあたるものとする。

#### 2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

町は、本章第8節「気象警報等の収集・伝達」に定めた方法に基づき、気象警報や水防警報を収集・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測の情報を把握するとともに関係機関へ通報する。

また、これらの情報に留意し、河川管理者等と協力し、二次災害につながるおそれのある河川施設等の監視・警戒を行い被害状況等の把握に努める。

#### 3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

町は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

##### (1) 護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

##### (2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

##### (3) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

##### (4) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立退き
- エ 水防報告と水防記録

### 第2 土砂災害の応急対策

#### 1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、気象警報等の発表とともに土砂災害応急体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

## **2 危険箇所周辺の警戒監視**

町は、斜面崩壊や土石流等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

## **3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）**

### **(1) 土砂災害の応急措置**

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、町において応急的な崩壊防止措置を講ずる。

### **(2) 警戒避難体制の確立**

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ関係地域住民の避難措置を実施する。

### **(3) 専門家の派遣による支援**

町は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

## 第12節 消防活動

火災が発生した場合、町・消防組合を中心に、住民・自主防災組織・各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら消防活動を行う必要がある。

このため、町は「熊毛地区消防組合消防計画」に従い現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し消防活動を実施する。

### 第1 町・住民による消防活動

#### 1 消防活動

火災は、発生時期時刻・気象条件・地域の人口密度及び消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策が必要である。町は、火災による被害を最小限に食い止めるため熊毛地区消防組合及び町消防団の全機能を挙げて消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し迅速かつ的確な救急・救助活動を行う。

##### (1) 熊毛地区消防組合屋久島北分遣所・屋久島南分遣所

各分遣所長は、所隊員を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急・救助活動を行う。

##### ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、町及び警察署と相互に連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (ウ) 消防水利などの使用可能状況
- (エ) 要救助者の状況
- (オ) 医療機関の被災状況

##### イ 消防活動

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動。
- (イ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- (ウ) 人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先した消防活動。

##### (2) 消防団

消防団は、火災が発生した場合、消防団の指揮のもと消防隊と協力して次の消防活動を行う。

##### ア 消火活動

避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

##### イ 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

##### ウ 救急・救助

消防分遣所による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

### 第2 他の消防機関に対する応援要請

#### 1 鹿児島県消防・防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、町長等が必要と判断した場合は、「鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定」に基づき、鹿児島県消防防災航空センターに対してヘリコプターの緊急出動を要請する。

## 第13節 避難の勧告・指示、誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者・滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難を勧告し、又は指示する等の措置をとる。

- (1) 町長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害時における住民の避難勧告・指示等避難措置を実施するものとし、町長に事故あるときは副町長がその職務を代理する。また、災害救助法が適用され知事が権限を委任したとき、又は緊急を要し知事の実施を待つことができないときの避難所の開設及び避難者の収容を行う。

なお、町内小・中学校における児童生徒の集団避難は、町長等の避難処置によるほか、教育長の指示により学校長が実施する。

- (2) 町長の避難指示権等は次のとおりである。

ア 避難準備情報	全災害に	町長
イ 避難の勧告	全災害に	町長（災害対策基本法第60条）
ウ 避難の指示	全災害に	町長（災害対策基本法第60条）
エ 避難所開設及び収容	知事又は町長	

### 第1 要避難状況の早期把握・判断

#### 1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者・滞在者その他の者に対し立退きを勧告し、又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官・海上保安官・知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

#### 2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ避難対策の要否を判断する。

- (1) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町・消防組合等は、警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難勧告・指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

- (2) 斜面災害防止のための避難対策

本町における地形・土壌等の特質から、急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。町・消防組合等は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

#### 3 自主避難

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所に声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

災害の種類	兆 候
崖崩れ	(1) 崖にひび割れができる。 (2) 崖から水が湧いてくる。 (3) 小石がパラパラと落ちてくる。
地すべり	(1) 地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。 (2) 地面にひび割れができる。 (3) 地面の一部が落ちこんだり、盛り上がったたりする。
土石流	(1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合。 (2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合。 (3) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に低下しはじめた場合。(上流で崩壊が発生し流れが堰き止められているおそれがあるため。)

## 第2 避難の勧告・指示の実施

### 1 避難指示等の基準と区分

避難指示等の基準は、災害の種類・地域・その他により異なるが、町長は関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるものとする。

避難措置は、概ね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

#### (1) 避難準備情報の基準

##### ア 暴風の場合

暴風警報が発表され、短時間後に危険が予想される場合。

(風速が 25 m/s 位で更に強まっていくときのような場合。)

##### イ 豪雨の場合

大雨警報が発表され、相当な豪雨で短時間に危険が予想される場合。

(時間雨量が 90mm を超えたときのような場合。)

##### ウ 洪水・高潮の場合

河川・海岸については洪水・高潮のおこるおそれが予想される場合。

##### エ その他の場合

警戒体制に入り周囲の状況から判断し、危険が予想される時。

#### (2) 避難勧告の基準

##### ア 暴風の場合

引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命・身体の危険が迫ってきたとき。

(風速が 35 m/s 以上となり、更に強まっていくことが予想される場合。)

##### イ 豪雨の場合

鹿児島県記録的短時間大雨情報、あるいは、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒監視情報等が発表または、通報され、相当な豪雨で短時間に危険が予想される場合。(時間雨量が 110mm を超えたときのような場合。)

ただし、特に危険が予想される地域については、降雨量の基準を変更するものとする。

過去の降雨状況、土砂崩れなどの災害状況、近隣の前兆現象(斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生等)等総合的に判断し、危険が予想される場合。

##### ウ 洪水・高潮の場合

河川等の水位が警戒水位を突破し、更に増水が予想され、洪水等の危険が迫ってきたとき。

もしくは、高潮警報・津波警報が発表され、増水越波により浸水流出の危険が予想される時。

エ その他の場合

警戒態勢が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当の危険が迫ってきたとき。

(3) 避難指示の基準

暴風・豪雨・洪水・高潮・その他の災害発生事象が避難の勧告の段階より悪化し、災害の危険が時間的に切迫し、かつ確実視されるに至ったとき、又は突然災害発生の諸現象が現れたとき。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事するもの以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

**避難指示等一覧（3類型）**

類 型	発 令 時 の 状 況	住 民 に 求 め る 行 動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>

**2 町の実施する避難措置**

(1) 避難者に周知すべき事項

町域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置

## (2) 避難対策の通報・報告

- ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- イ 災害時要援護者施設への通報に配慮する。
- ウ 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告する。
- エ 避難の必要がなくなったときはその旨を公示する。

### 3 避難指示等の実施要領

- (1) 避難の指示等は迅速に、しかも関係者に徹底するような方法で実施する。
- (2) 避難準備の勧告は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避け昼間に避難の準備をするよう努める。
- (3) 避難準備の勧告に際しては、避難用の食糧・貴重品の確保・火の用心等、避難期間に応じた準備を勧告する。
- (4) 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、町長に通知しなければならない。
- (5) 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は他の避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（県危機管理防災課及び熊毛支庁総務企画課）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

### 4 避難指示等の伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、概ね次の方法のうち実情に即した方法により、周知徹底を図る。

- (1) 関係者による直接口答又は拡声器による伝達
- (2) サイレン、鐘による伝達
- (3) 広報車又は消防車の呼びかけによる伝達
- (4) 防災行政無線、電話、その他特使等の利用による伝達
- (5) 洪水及び高潮による避難の勧告指示は次の信号による。

区 分	サイレン	警 鐘
勧 告	5秒 休止 (6秒) 5秒	3点打 休止 3点打
指 示	1分 休止 (5秒) 1分	乱 打

### 5 避難の誘導方法

- (1) 各地区の避難誘導は消防団が行い、誘導責任者は当該消防分団長とする。
- (2) 避難経路は、災害時の状況に応じ適宜定めるものとし、その決定にあたっては次の事項を検討して定めるものとする。
  - ア 暴風の場合は、できるだけ山かげや堅牢な建物に沿って経路を選ぶようにする。
  - イ 豪雨の場合は、がけ下や低地帯など災害発生のおそれのある場所はできるだけ避けるようにする。
  - ウ 地震の場合は、できるだけ広い道路を選び、がけ下や川の土堤、石堀等崩壊しやすい経路は避けるようにする。

- (3) 避難の誘導にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。
- ア 避難所が比較的遠距離の場合は、避難のための集合場所を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
  - イ 避難経路中危険箇所には、標識・縄張等を施し誘導員を配置するようにする。
  - ウ 誘導に際しては、できるだけ車両・船艇・ロープ等資器材を利用して安全を図るようにする。
  - エ 幼児や携帯品等は、できるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして避難者を誘導する。

## 6 災害時要援護者の避難対策

災害時要援護者の避難については、以下の点に留意して優先して行う。

- (1) 町長は、避難を要する災害時要援護者の掌握に努めるとともに、あらかじめ定めた避難指示の伝達方法及び誘導方法により避難所へ誘導する。
- (2) 特に自力で避難できない者に対しては、地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るため、自主防災組織の協力を得て避難誘導方法を実施する。

## 7 避難順位及び携帯品等の制限

- (1) 避難順位
  - ア いかなる場合においても災害時要援護者の避難を優先して行う。
  - イ 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して先に災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。
- (2) 携帯品の制限
  - ア 携帯品は、必要最小限の食糧・衣料・日用品・医薬品等とする。
  - イ 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立つため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別・危険の切迫度・避難所の距離・地形等により決定しなければならない。

## 8 避難所の設置

- (1) 指定避難所は資料4-1のとおりとする。  
なお、災害の状況により避難所を変更したときは、その都度町長が指定し、周知を図る。
- (2) 避難所の開設及び管理は民生対策部が行い、避難所を開設したときは、職員を駐在させ、避難所の管理と収容者の保護にあたる。
- (3) 避難所駐在職員は、避難状況及び避難所内の状況を記録し、適宜民生対策部長に報告する。
- (4) 災害救助法による避難所の開設及び収容等は、県の災害救助法施行細則に定めるところによる。
- (5) 町長が避難所を設置したときは、知事に直ちに次の事項を報告する。
  - ア 避難所開設の日時及び場所
  - イ 箇所数及び各避難所の収容人員
  - ウ 開設期間の見込み
- (6) 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。
- (7) 危険防止措置  
避難所の開設にあたって、町長は、避難所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (8) 避難が遅れた者の救出・収容  
避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

### 第3 学校等における児童生徒等の避難

児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

#### 1 避難の指示等の徹底

- (1) 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- (2) 教育長は、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- (3) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- (4) 校長は、教育長の指示の下に、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (5) 児童生徒の避難順位は、低学年・疾病・身体障害者等を優先して行う。
- (6) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し引き渡す。
- (7) 学校が町地域防災計画に定める避難所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (8) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

#### 2 避難の勧告・指示の伝達

学校等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設等を利用して必要な情報を関係者に周知・徹底し避難措置を講ずる。

#### 3 学校等における避難誘導

- (1) 在学中の小・中学校の児童生徒の避難誘導
  - ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い迅速かつ確実に行う。
  - イ 校長は、概ね次の事項を考慮し、避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。
    - (ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
    - (イ) 避難所の指定
    - (ウ) 避難順位及び避難所までの誘導責任者
    - (エ) 児童生徒の携行品
    - (オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
  - ウ 校舎等については、かねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。
  - エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
  - オ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は次の方法による。
    - (ア) 校長は誘導を必要とする場合は、地区・集落公民館ごとに安全な場所まで誘導するなどの処置をとるものとする。
    - (イ) 地区・集落公民館ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ・危険な橋・堤防）の通行を避ける。
  - カ 児童生徒が家庭にいる場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。
- (2) 在園中の園児の避難誘導  
幼稚園や保育園の管理者は、災害に備えあらかじめ整備した連絡網を用い、保護者との連携のもと園児の避難誘導を行う。

## **第4 不特定多数の者が出入りする施設の避難**

### **1 避難体制の確立**

施設管理者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、防災機関への連絡体制や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の対応を実施する。

### **2 緊急連絡体制等の確立**

病院や社会福祉施設等の管理者は、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

### **3 避難の勧告・指示の伝達**

不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設を利用して必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

### **4 病院・社会福祉施設等における避難誘導**

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者・来診者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入院患者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

### **5 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導**

不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い避難誘導體制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入院患者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

## **第5 車両等の乗客の避難措置**

災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

また、災害その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は速やかに町長に対し避難措置等について必要な協力の要請を行う。

## 第14節 救急・救助

風水害等では、土砂崩れ・洪水・冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。このため、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

実施にあたっては熊毛地区消防組合消防計画によるほか次のとおりとする。

### 第1 救急・救助活動

#### 1 救急・救助活動

##### (1) 活動の原則

救急・救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

##### (2) 出動の原則

救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

ア 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

#### 2 救急搬送

##### (1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。

なお、搬送に際しては、消防組合・救護衛生班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。

##### (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

#### 3 傷病者多数発生時の活動

##### (1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊・救護衛生班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

##### (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし効率的な活動を行う。

#### 4 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を行う関係機関に協力するよう努める。

### 第2 救急・救助用装備、資機材の調達

#### 1 救急・救助用装備、資機材の調達

##### (1) 初期における救急・救助用装備、資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

##### (2) 救急・救助用装備、資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。

- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、消防組合・救護衛生班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て民間の車両を確保する。

## **2 救急車の配備状況**

消防組合 救急車 4 台（平成 23 年 4 月現在）

## 第 15 節 交通の確保及び規制

災害時には、道路・橋りょう等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

### 第 1 交通規制の実施

#### 1 交通規制の実施方法

実施者	実施の方法
道路管理者	道路・橋りょう等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警察機関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機・オートバイ・その他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い交通規制の実施を判断する。
	(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。
	(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
	(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、前記(4)ア、イの措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安官	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要がある場合、港湾管理者は、港長・海上保安本部と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

(県防災計画より)

## 2 関係機関との相互連絡

町及び道路管理者は警察機関と相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象・区間・期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

## 3 迂回路等の設定

道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

## 4 規制の標識等

規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

## 5 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、県道路維持課・県道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

## 6 規制の解除

交通規制の解除は実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては県に連絡する。

# 第2 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

## 1 発見者等の通報

災害時に道路・橋りょうの交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報し、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

## 2 災害発生時における運転者のとるべき措置

(1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は次の要領により行動する。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

イ 避難のために車両を使用しない。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

## 第16節 緊急輸送

災害時には、避難並びに救出・救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度・重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

### 第1 緊急輸送の実施

#### 1 緊急輸送の実施責任者

輸 送 対 象	実 施 責 任 者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	町長	(1) 人命の安全
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	(2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施

#### 2 緊急輸送の対象

被害の状況・緊急度・重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段 階	輸 送 対 象
第1段階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防・水防活動等災害拡大防止のための人員・物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食糧・水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

### 第2 緊急輸送手段等の確保

#### 1 緊急輸送手段

緊急輸送は次の手段のうち最も適切なものによる。

- (1) 貨物自動車・乗合自動車等による輸送
- (2) 船舶による輸送
- (3) 航空機による輸送
- (4) 人夫等による輸送

## 2 輸送の基本方針

災害輸送は、人命・身体のプロテに直接かかわるものを優先するものとするが、具体的にはおおむね次のとおりである。

- (1) 人員・物資等の優先輸送
  - ア 救出された被災者・避難を要する被災者・応急対策従事者等
  - イ 物資・資器材等  
食糧・飲料水・医薬品・衛生材料・災害復旧用資材等
- (2) 輸送力確保の順位
  - ア 町有車両等の輸送力
  - イ 町以外の公共機関の輸送力
  - ウ 公共的機関の輸送力
  - エ 民間輸送力

## 3 町有輸送力による輸送

- (1) 主管
  - ア 資材・人員輸送トラックの掌理、管理は民生対策部において行う。
  - イ 物資人員の輸送に供し得る車両については、救助輸送班長が配車を行う。
- (2) 輸送要員  
各対策部各班で行うものとする。  
なお、不足する場合は総務対策部長と協議して各対策部から応援を求めるものとする。
- (3) 輸送の要請  
輸送の要請は、各対策部が救助輸送班長に対し、次の事項を明示してできるだけ早目に行うものとする。  
明示事項
  - ア 輸送日時
  - イ 輸送区間
  - ウ 輸送の目的
  - エ 輸送対象の員数・品名・数量
  - オ その他必要な事項
- (4) 配車及び派遣  
輸送の要請を受けた救助輸送班長は、車両の保有状況、当該輸送の目的緊急度、道路施設の状況等を考慮のうえ、必要な場合は両者協議して使用車両及び輸送要員を決定、派遣するものとする。  
なお、派遣に際し救助輸送班長は、要請者にその旨を通知するものとする。

## 4 町有以外の輸送力による輸送

- (1) 輸送力確保要請先
  - ア 町有以外の輸送力の確保  
輸送需要が大きく、町有輸送力のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合には、本部長は次表の機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保するものとする。  
なお、要請に際しては、本節 2(2)ウに定める事項及び必要車両数を明示するものとする。

種 別	輸送力内容	要 請 先	電 話
道路輸送	営業用車両	九州地方整備局鹿児島陸運支局 鹿児島県トラック協会	099-261-9191 099-261-1167
海上輸送	民間船舶 海上保安庁船艇	九州地方整備局鹿児島海運支局 鹿児島海上保安部	099-222-5661 099-222-6680
航空輸送	航空機	県危機管理防災課	099-286-2256

自衛隊に対する派遣要請は、本章第5節「自衛隊の災害派遣要請」によるものとする。

イ 町有以外の輸送力の所属

確保された町有以外の輸送力は、必要な時間、町災害対策本部に属するものとする。

(2) 配車等

車両の配車その他輸送作業に関する指示等は、町有車両等の場合に準じて救助輸送班長が行う。

(3) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送、又は車両等（自家用・営業用を含む。）の借上げに伴う費用は、災害救助法に準ずる。

イ 官公署その他公共的性質をもった団体（農業協同組合・森林組合・漁業組合等）が所有する車両等の使用に伴う費用については燃料費程度の負担とする。

### 第3 緊急輸送道路確保等

#### 1 確保路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、確保が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、町は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

#### 2 優先順位の決定

各道路管理者は、確保が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し優先順位を決めて道路確保を実施する。

## 第17節 緊急医療

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

### 第1 緊急医療の実施

#### 1 DMAT

##### (1) DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の災害現場等で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

##### (2) DMATの出動

町長は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

この場合において、町長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

##### (3) DMATの編成と所在地

###### ア DMATの構成

DMATは、おおむね1チームにつき医師1名、看護師3名及び業務調整員1名の隊員で構成する。

###### ア DMATの所在地

DMATの所在地は、次のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町 20-17	099-224-2101	1
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	1
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	1
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	1
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	1
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	1

#### 2 救護班

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

##### (1) 救護班の出動

町長は、必要に応じて国立病院機構・公立・公的医療機関、地区医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

##### (1) 救護班の編成

ア 国立病院機構の職員による救護班

イ 公立・公的医療機関の職員による救護班

ウ 熊毛地区医師会員及び熊毛郡歯科医師会員による救護班

エ 日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関による救護班

##### (2) 救護班の所在地

町内の救護班の所在地は次のとおり。

施設名	所在地	電話番号	班数
屋久島地区医師会	安房 410-158 (仲医院内)	0997-46-2131	1
熊毛郡歯科医師会	宮之浦 197(あらき歯科医院内)	0997-42-2248	1

### 3 病院又は診療所への収容

救護のため収容を必要とする場合は、病院等に収容するものとする。(資料9-1参照)

## 第2 医薬品・医療用資機材等の調達

### 1 備蓄医薬品・医療用資機材等の要請

町は医療助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等を県に要請し、救護所等へ緊急輸送する。

### 2 医薬品・医療用資機材等の調達

町は、医療助産活動に必要な医薬品、医療用資機材等の災害救助に必要な医薬品等(医療用資機材等)の確保について町内の薬局・薬店等と協力し調達を図る。

## 第3 後方搬送の実施

### 1 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は、医師会等の協力を求めることとし、状況により航空機等による移送を行う。

### 2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送について、町及び関係機関は以下の情報を収集し、連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無、程度
- (2) 収容施設までの交通状況、道路状況(緊急輸送道路の状況)、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員・自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし効率的な活動を行う。

### 3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、町が指定している車両を使用し、状況により船艇・航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

### 4 透析患者等への対応

#### (1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、一人1回の透析に約120Lの水を使用する血液透析を週2~3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群(クラッシュ・シンドローム)に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う。

このため、町は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や、近隣市町等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

#### (2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する。

このため、平常時から保健所を通じて把握している患者を、医療機関及び近隣市町等との連

携により搬送及び救護所等へ収容する。

## **5 トリアージの実施**

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があり、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

## 第18節 災害時要援護者への緊急支援

災害時には、災害時要援護者が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、「災害時要援護者避難支援プラン」を作成し、災害時要援護者に対し避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

### 第1 要援護者に対する対策

#### 1 町が実施する要援護者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要援護者となる者が発生することから、これら要援護者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため、町は次の点に留意しながら要援護者対策を実施する。

- (1) 要援護者を発見した場合には、当該要援護者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
  - ア 地域住民等と協力して避難所へ移送すること。
  - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
  - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- (2) 要援護者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間をめぐりに組織的・継続的に開始できるようにするため、地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携により速やかな対応がとれるように、すべての避難所を対象として要援護者の把握調査を開始する。

#### 2 応援要請

町の備蓄資機材や人員では不足する場合は県に応援を要請する。

### 第2 社会福祉施設等に係る対策

#### 1 入所者・利用者の安全確保

町は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

#### 2 支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、水・食糧等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

#### 3 社会福祉施設の管理者の活動

- (1) 入所者・利用者の安全確保  
あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (2) 応援要請等
  - ア 日常生活用品及びマンパワーの不足数について、近隣市町、県に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請する。
  - イ それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

### 第3 高齢者及び障害者に係る対策

#### 1 町が実施する対策

町は、避難所や在宅の一般の要援護者対策に加え、次の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板・広報紙・パソコン・ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞・ラジオ・文字放送・手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす・障害者用携帯便器・おむつ等の物資やガイドヘルパー・手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (4) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

### 第4 児童に係る対策

#### 1 要保護児童の把握等

- (1) 町の要保護児童の把握等

町は、次の方法等により、被災による孤児・遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者等を通じ、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児・遺児を速やかに発見するとともにその実態把握を行う。

ウ 町は、避難児童及び孤児・遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

#### 2 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板・広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況等についての確かな情報提供を行う。

### 第5 観光客及び外国人に係る対策

#### 1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。また、町は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出・移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

#### 2 外国人の安全確保

- (1) 外国人への情報提供

町は、ライフライン等の復旧状況・避難所・医療・ごみや浴場等生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に多国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

- (2) 相談窓口の開設

町は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

## 事態安定期の応急対策

災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、避難所の運営・食糧・水・生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。このような事態安定期の応急対策について必要な措置を講ずる。

### 第19節 避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに適切な管理運営を実施する。

#### 第1 避難所の開設等

##### 1 避難所の開設

- (1) 避難所を開設したときは、開設の日時・場所・避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び警察署等関係機関に連絡する。（資料4-1参照）
- (2) 避難所を開設した場合は管理責任者を置く。
- (3) 避難所の開設期間は、災害救助法が適用されている場合、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。
- (4) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。  
なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県及び関係機関への連絡、並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (5) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。
- (6) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は原則として避難所が増設されるまでの間、又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

##### 2 二次避難所（福祉避難所等）の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所等）に収容する。
- (2) 二次避難所（福祉避難所等）を開設したときは、所定の様式により、開設の日時・場所・避難者の数及び開設予定期間等を速やかに県及び警察署等関係機関に連絡する。

#### 第2 避難所の運営管理

- (1) 町の避難者の受入れについては、可能な限り地区公民館単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、避難所ごとにそこに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。
- (2) 避難所における情報の伝達、食糧・水等の配付、清掃等について、避難者・住民・自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。
- (3) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット環境、ファクシミリ等の整備に努める。

- (4) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保や、男女のニーズ等の違いあるいは高齢者、障害者の視点に配慮した避難所の運営管理等の避難生活の環境整備の充実に努める。

### **第3 広域的避難収容・移送**

- (1) 避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、広域避難（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県への避難）に関する支援を県（危機管理局危機管理防災課）に要請する。
- (2) 広域避難を要請したときは、町長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- (3) 県から被災者の受入れを指示されたときは、直ちに避難所を開設し受入れ体制を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は町が行い、被災者を受け入れた市町は運営に協力する。

## 第20節 食糧の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食糧の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食糧を調達し被災者に供給する。

### 第1 食糧の調達

#### 1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食糧の調達供給は町長が行う。（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）

#### 2 乾パンの調達

災害時における乾パンの調達は、知事（県保健福祉部社会福祉課）に対し要請する。

#### 3 米穀の調達

災害時における米穀の調達の取り扱いについては、政府（農林水産省）の定める手続きに基づき処理する。

- (1) 町長は、災害時に次の給食を実施しようとするときは、知事（県農政部農産園芸課）に対し、所要数量を報告し、知事の指定する販売業者から現金で米穀を買取り調達する。
  - ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合。
  - イ 被災により供給機関が、通常の供給を行うことができないためその機関を通じないで、供給を行う必要がある場合。
  - ウ 災害時における救助作業、緊迫した災害の防止及び早急復旧作業に従事する者に対して給食を行う場合。
- (2) 災害救助法が適用されて、災害の状況により前記(1)の方法で調達不可能の場合で、政府倉庫の保管米を調達する場合は、知事と農政事務所の協議の上、町長は政府保管米を直接購入する。（資料7-1参照）

### 第2 食糧の供給

#### 1 炊き出し及び食糧の給与対象者

炊き出し及び食糧の給与対象者は、概ね次のとおりとする。

- (1) 炊き出し対象者
  - ア 避難所に収容された者
  - イ 住家の全半壊・流（焼）失・床上浸水等のため炊事のできない者
  - ウ 災害救助従事者
  - エ 旅館の宿泊人・一般家庭の来訪客・汽船の旅客等でその必要のある者
- (2) 食糧品給与対象者  
被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者

#### 2 食糧供給の手段・方法

- (1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食又は食糧の供給は、民生対策部において行い、必要に応じて日赤奉仕団等の協力を得て実施するものとする。
- (2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて被害を受けない住民に対しても米穀・乾パン及び麦製品等の供給を行う。

- (3) 米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食・みそ・しょうゆ及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。  
なお、乳児に対する供給は原則として調整粉乳とする。
- (4) 炊き出し及び食糧の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ迅速に炊き出しを実施する。
- (5) 町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。
- (6) 炊き出し・食糧の配分及びその他食糧の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

### 3 給食基準

一人当たりの配給量は、次のとおりとする。

品 目	基 準	
米 穀	被 災 者	1食当たり精米 200 g 以内
	応急供給受給者	一人1日当たり精米 400 g 以内
	災害救助従事者	1食当たり精米 300 g 以内
乾 パ ン	1 食 当 た り	一包（100 g 入り）
食 パ ン	1 食 当 た り	185 g 以内
調製粉乳	乳児 1 日 当 た り	200 g 以内

### 4 炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食糧品の給与のための費用及び期間は、資料 11-1 に準じ災害の規模等を参考にその都度定める。

## 第 3 食糧の輸送

### 1 町及び県による輸送

- (1) 県が調達した食糧の町集積地までの輸送は、原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町に供給する食糧について町長に引取を指示することができる。
- (2) 町が調達した食糧の町集積地までの輸送及び町内における食糧の移動は町長が行う。

### 2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

### 3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については船舶やヘリコプター等を利用する。

### 4 食糧集積地の指定及び管理

- (1) 町は、町集積地を活用し、調達した食糧の集配拠点とする。（資料 10-1 参照）
- (2) 食糧の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、食糧管理の万全を期する。

## 第 21 節 給水

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し被災者に給水する。

### 第 1 給水の実施

- (1) 町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。
  - ア 被災者や避難所の状況
  - イ 医療機関・社会福祉施設等の状況
  - ウ 通水状況
  - エ 飲料水の汚染状況
- (2) 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。

なお、給水する水の水質確認については、県（屋久島保健所）に協力を求める。（町水道施設については、資料 7-3 参照）
- (3) 給水場所・給水方法・給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- (4) 医療機関・社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。
- (5) 自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。
- (6) 被災地における最低給水量は一人 1 日 20 ・を目安とするが、状況に応じ給水量を増減する。（被災直後は、生命維持のため一人 1 日 3 ・等。）
- (7) 激甚災害等のため本町だけで実施困難な場合には、県、近隣市町及び関係機関へ応援要請をする。

### 第 2 給水の方法

#### 1 給水の方法

給 水 方 法	内 容
給水車・給水タンク・給水袋・ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は原則として町が実施するが、実施が困難な場合は応援要請等により行う。 (2) 医療機関・福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管・仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

## **2 補給水源の把握**

町内の他の水源から供給する場合の方法は次のとおりとする。

- (1) 湧水・井戸水を利用する場合は、ろ水器等により浄水し、又は浄水剤を投入して用水の確保に努める。
- (2) 応急仮設貯水槽を設置して用水の確保に努める。

## **3 給水の費用及び期間**

災害の程度によってその都度決定する。

## 第 22 節 生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、迅速に生活必需品を調達し被災者に給与する。

### 第 1 生活必需品の調達

#### 1 備蓄物資の調達

被災者に対する被服・寝具・その他生活必需品等物資の供給は町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合等は県が行う。

また、日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を放出する。

##### (1) 県の備蓄

(平成 21 年 7 月 1 日現在)

備蓄場所	災害救助法による物資 備蓄内容			
	品名	毛布	タオル	大人用紙オムツ
始良市平松 6252 鹿児島県防災研修センター (電話 0995-64-5251)	数量	2,084 枚	5,000 枚	2,080 枚

(県防災計画より)

##### (2) 日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

備蓄場所	備蓄内容				
	毛布	緊急セット	見舞品	タオルケット	ブルーシート
鹿児島県支部倉庫	3,573 枚	426 個	1,787 個	2,190 枚	2,855 枚
常備地区 (県下 41)	1,574 枚	1,034 個	1,081 個	1,129 枚	1,135 枚
計	5,147 枚	1,460 個	2,868 個	3,319 枚	3,990 枚

(県防災計画より)

## 2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、スーパー・生活協同組合等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

### 主な調達品目

大品目	小品目
寝具	就寝に必要なタオルケット・毛布及び布団等
外衣	洋服・作業着・子供服等〔布地は給与しない（以下同じ。）〕
肌着	シャツ・パンツ等
身の回り品	タオル・手拭い・靴下・サンダル・傘等
炊事道具	なべ・炊飯器・包丁・ガス器具等
食器	茶碗・皿・はし等
日用品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯磨粉等
光熱材料	マッチ・ろうそく・プロパンガス等

## 第2 生活必需品の給与

### 1 生活必需品の給与

- (1) 町は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。
  - ア 被災者や避難所の状況
  - イ 医療機関・社会福祉施設の被災状況
- (2) 被服・寝具・その他生活必需品物資を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。
- (3) 自力で生活必需品を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。
- (4) 激甚災害等のため本町だけで実施困難の場合には、県、近隣市町及び関係機関へ応援要請する。
- (5) 給与又は貸与の対象者
 

給与又は貸与の対象者は、住家の全半壊（焼）・流失・床上浸水により生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。
- (6) 給与又は貸与の方法
  - ア 町において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画表を作成し調達要請する。
  - イ 物資の給与は、物資支給責任者を定めて地区公民館長等の協力を得て実施する。
  - ウ 日本赤十字社の備蓄する救援物資については、日本赤十字社鹿児島県支部屋久島分区が前記ア・イに準じ給与する。

### 2 義援物資、金品の保管及び配分

- (1) 町に送付されてきた義援物資類の保管は、町において保管場所（倉庫等）を定めて保管し、金品については会計課において保管する。
 

物資類保管予定場所は、資料10-1のとおりである。
- (2) 物資・金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により、その都度配分計画を立て配分する。

### 3 災害救助法による物資の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合の物資類の給与又は貸与は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

- (1) 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により、生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- (2) 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行う。
  - ア 被服・寝具及び身の回り品
  - イ 日用品
  - ウ 炊事用具及び食器
  - エ 光熱材料
- (3) 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、資料 11-1 を参照のこと。
- (4) 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

#### 4 町長の要請による法外援護

町長の要請による法外援護は以下のとおりである。

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全焼・全壊・流失	14,000 円	18,100 円	26,700 円	32,000 円	40,400 円	6,000 円
半焼・半壊・床上浸水	4,600 円	6,200 円	9,300 円	11,200 円	14,200 円	2,000 円

(県防災計画より)

### 第 3 生活必需品の輸送

#### 1 町及び県による輸送

- (1) 県が調達した生活必需品の町集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町に供給する生活必需品について町長に引取を指示することができる。
- (2) 町が調達した生活必需品の町集積地までの輸送及び町内における生活必需品の移動は、町長が行う。

#### 2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により 4 緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

#### 3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用する。(輸送機関の調達等については、本章第 16 節「緊急輸送」を参照)

#### 4 集積地の指定及び管理

- (1) 町は、あらかじめ定めた町集積地を活用し、調達した生活必需品の集配拠点とする。(資料 10-1 参照)
- (2) 生活必需品の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

## 第23節 医療

災害時の初期の医療活動については、本章第17節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に対し、町をはじめとする防災関係機関は、被災住民の医療の確保に万全を期する必要がある。

このため、避難生活が長期化した場合は、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

### 第1 医療救護活動状況の把握

#### 1 被災地における医療ニーズの把握

町は、保健所の協力を得て次の情報をもとに医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関・薬局の状況
- (3) 電気・水道の被害状況・復旧状況
- (4) 交通確保の状況

### 第2 医療、助産の実施

#### 1 実施責任者

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合の医療及び助産は知事が行う。

なお、知事に権限を委任された場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は知事の補助機関として行う。

町長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を報告し、その後の処理については知事の指揮を受ける。

#### 【日本赤十字社鹿兒島県支部】

災害救助法の定める精神にのっとり、医療・助産の業務を行うものとする。

#### 2 医療・助産の実施

- (1) 医療・助産の実施は原則として救護班により行うが、緊急でやむを得ない場合は、最寄りの医師・助産師等により行う。
- (2) 救護班の編成  
救護班を次のとおり編成し、救護班の数及び配備については、災害の程度に応じ町長がその都度決定する。
  - ア 熊毛地区医師会員及び熊毛郡歯科医師会員による救護班
  - イ 町域の医療機関による救護班
  - ウ 日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関による救護班
- (3) 町救護班で不足する場合は、県の救護班に応援を求めるほか、委託医療機関・委託助産機関の協力を求めて実施する。
- (4) 医療助産の実施に必要な医療品及び衛生材料等が不足する場合は、救護班の要請に基づき救護衛生対策部において調達する。  
調達不能の場合は、屋久島保健所又は県保健福祉部薬務課に調達あつせんの要請を行う。
- (5) 医療・助産の期間等  
医療・助産の実施期間・費用等は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその都度定める。

### 3 町内医療機関

町内の医療機関は資料9-1を参照のこと。

### 4 災害救助法による医療、助産の実施

災害救助法が適用された場合の医療・助産は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

## 第3 被災者の健康状態の把握とメンタルヘルスケア

### 1 被災者の健康状態の把握

町は、被災地、特に避難所における生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- (2) 災害時要援護者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

### 2 メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

- (1) メンタルヘルスケア  
保健所と連携して精神保健活動を行うとともに、巡回精神相談班を編成して被災者に対する相談体制を確立する。
- (2) 精神疾患患者対策
  - ア 通院患者については、関係機関と連携をとり治療の継続等の対応に努める。
  - イ 精神保健ボランティアの受入体制の確立を図る。

## 第 24 節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防に関し適切な処置を行う。

### 第 1 感染症予防対策

#### 1 実施責任者

町長は、知事の指示、命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

#### 2 感染症予防班の編成

町は、感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

#### 3 感染症業務

防 疫 業 務	内 容																
(1) 消毒	<p>知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。 なお、消毒に要する 1 戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">薬剤の種類等</th> <th colspan="3">薬 品 名</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">災害の程度</th> <th style="width: 20%;">クレゾール (屋内)</th> <th style="width: 20%;">普通石灰 (床下・便池及び周辺)</th> <th style="width: 20%;">クロールカルキ (井戸)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床上浸水 (全壊・半壊・流失を含む。)</td> <td style="text-align: center;">200 g</td> <td style="text-align: center;">6 kg</td> <td style="text-align: center;">200 g</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td style="text-align: center;">50 g</td> <td style="text-align: center;">6 kg</td> <td style="text-align: center;">200 g</td> </tr> </tbody> </table>	薬剤の種類等	薬 品 名			災害の程度	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下・便池及び周辺)	クロールカルキ (井戸)	床上浸水 (全壊・半壊・流失を含む。)	200 g	6 kg	200 g	床下浸水	50 g	6 kg	200 g
薬剤の種類等	薬 品 名																
災害の程度	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下・便池及び周辺)	クロールカルキ (井戸)														
床上浸水 (全壊・半壊・流失を含む。)	200 g	6 kg	200 g														
床下浸水	50 g	6 kg	200 g														
(2) ねずみ 族・昆虫等の駆除	<p>知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。 なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね次表の基準により積算した総量とし、被災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">薬剤の種類等</th> <th colspan="2">薬剤別、剤型別の基準数量</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">災害の程度</th> <th style="width: 40%;">有 機 磷 剤 (室内・床面・床上)</th> <th style="width: 40%;">オルソデクロール ベンゾール剤 (便所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">床上浸水 (全壊・半壊・流失を含む。)</td> <td>油剤 1 戸当たり 20</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1 戸当たり 40 g</td> </tr> <tr> <td>乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1 戸当たり 20</td> </tr> <tr> <td>粉剤 1 戸当たり 0.5 kg</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">床下浸水</td> <td>油剤 1 戸当たり 10</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1 戸当たり 40 g</td> </tr> <tr> <td>乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1 戸当たり 10</td> </tr> <tr> <td>粉剤 1 戸当たり 0.5 kg</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 5px;">(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択して差し支えない。)</p>	薬剤の種類等	薬剤別、剤型別の基準数量		災害の程度	有 機 磷 剤 (室内・床面・床上)	オルソデクロール ベンゾール剤 (便所)	床上浸水 (全壊・半壊・流失を含む。)	油剤 1 戸当たり 20	1 戸当たり 40 g	乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1 戸当たり 20	粉剤 1 戸当たり 0.5 kg	床下浸水	油剤 1 戸当たり 10	1 戸当たり 40 g	乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1 戸当たり 10	粉剤 1 戸当たり 0.5 kg
薬剤の種類等	薬剤別、剤型別の基準数量																
災害の程度	有 機 磷 剤 (室内・床面・床上)	オルソデクロール ベンゾール剤 (便所)															
床上浸水 (全壊・半壊・流失を含む。)	油剤 1 戸当たり 20	1 戸当たり 40 g															
	乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1 戸当たり 20																
	粉剤 1 戸当たり 0.5 kg																
床下浸水	油剤 1 戸当たり 10	1 戸当たり 40 g															
	乳剤 (20 倍液として使用する場合) 1 戸当たり 10																
	粉剤 1 戸当たり 0.5 kg																

(3) 患者等に対する措置	被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症予防医療法に基づいた対策をとる。
(4) 家用水の供給	知事の指示に基づき、家用水の使用停止期間中継続して家用水の供給を行う。 家用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。
(5) 避難所の感染症予防指導等	<p>避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いので、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。</p> <p>この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成せしめ、その協力を得て感染症予防の完璧を期する。</p> <p>なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 検病調査</li> <li>イ 消毒の実施</li> <li>ウ 集団給食の衛生管理</li> <li>エ 飲料水の管理</li> <li>オ その他施設の衛生管理</li> </ul>
(6) 予防教育及び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット・チラシ等の作成、あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被災地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

(県防災計画より)

#### 4 感染症予防薬剤の調達

感染症予防薬剤は、救護衛生対策部において調達するが、調達不能の場合は屋久島保健所に調達あつせんの要請を行うものとする。

### 第2 食品衛生対策

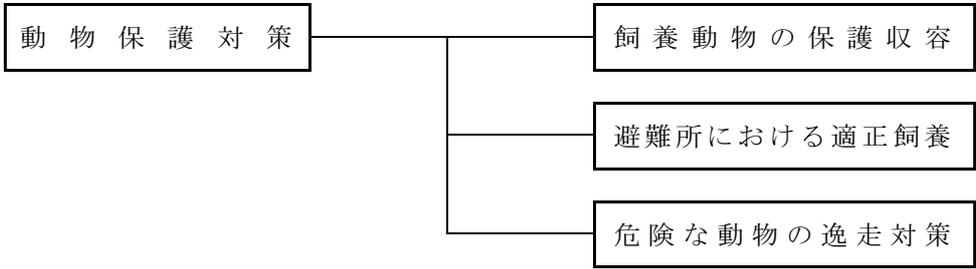
町は、県の活動に協力し、被災地における食品衛生対策の措置をとる。

### 第3 生活衛生対策

町は、県の活動に協力し、被災地における生活衛生対策の措置をとる。

## 第 25 節 動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。



### 第 1 飼養動物の保護収容

放浪している犬・猫等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県・獣医師会・動物愛護団体・動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

### 第 2 避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。

また、獣医師会と協力して獣医師の派遣等を行う。

### 第 3 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者・警察・その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

## 第 26 節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し必要な措置を行う。

### 第 1 し尿処理方法

#### 1 し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理が困難となることが想定される。

以下に、し尿の処理方法について示す。

- (1) 水を確保することによって、水洗トイレを有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設で行うが、やむを得ない場合は農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

#### 2 避難所等のし尿処理

##### (1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール・河川等の確保した水を利用し、水洗トイレの活用を図る。

また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ及び高齢者や障害者に配慮した設備を準備する。

##### (2) 地域

ライフラインの供給停止による住宅において、従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸・河川水等によって水を確保する。

なお、家庭・事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し地域の衛生環境の保全に努める。

#### 3 仮設トイレ等によるし尿処理

##### (1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては次の事項について配慮する。

###### ア 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮する。

###### イ 設置場所等の周知

町は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

##### (2) し尿収集・処理計画

災害が発生した場合、町は仮設トイレ等の設置状況を把握し収集体制を整備する。

#### 4 し尿収集の応援体制の確立

本町の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあつせんを要請し、応援を得るなどして収集体制を整備する。

名称・所在地・敷地面積 等  
竣工、処理方式、処理能力

#### 5 し尿処理施設等の設置状況

設置主体名	規格 (t/日)	処理方式	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	所在地
屋久島衛生処理組合	26	膜分離高負荷脱窒素 処理方式+高度処理	5,650	屋久島町小瀬田 469

## 第2 ごみ処理対策

### 1 ごみの収集・運搬及び処分の方法

- (1) 現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物収集運搬業者の協力を得てごみの収集運搬に努める。
- (2) 激甚な災害を受けた場合、町の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあつせんを要請し、応援を得るなどしてごみの収集・運搬を実施する。
- (3) ごみの収集にあたっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック・タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみは原則としてごみ焼却場で焼却するが、やむを得ない場合は仮置場にて保管し、計画的かつ適正に処理する。町長は、あらかじめ仮置場の場所を定め、緊急時の利用について協議しておく。

名称・所在地・敷地面積 等  
竣工、処理方式、処理能力  
・可燃物処理施設  
・不燃処理施設

### 2 ごみ処理施設等の設置状況

設置主体名	規格 (t/時間)	処理方式	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	所在地
屋久島広域連合	14	炭化炉	51,207	屋久島町宮之浦 1312-21
	4.4	電気溶融炉		
	8.0	リサイクルプラザ		

## 第3 死亡獣畜処理方法

### 1 処理方針

屋久島保健所の指示を受けて適当な場所で処理する。

### 2 処理方法

#### (1) 埋却

- ア 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。
- イ 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1 m以上とし、かつ、地表面 30 cm以上の盛土をすること。
- ウ 死亡獣畜を埋却する場合には、消毒その他の必要な措置を講ずること。
- エ 埋却現場には、その旨を標示すること。
- オ 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、指示の許可を受けた場合は、この限りでない。

## 第4 障害物の除去対策

### 1 実施責任者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去については町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合における障害物の除去は、知事が行うものとする。

なお、知事から権限を委任された場合、又は緊急を要し知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は知事の補助機関として行う。

町長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置については知事の指揮を受ける。

障害物のうち、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

### 2 障害物の除去対象

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に支障をきたす障害物の除去を行う対象は、次の事項に該当するものとする。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 居間・炊事場等、日常生活に欠かすことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は家敷内に運びこまれているため、家の出入りが困難な状態であること。
- (3) 自らの資力をもって障害物の除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水を受けたものであること。
- (5) 応急措置の支障となるもので緊急を要するものであること。

### 3 障害物の集積場所

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川・崖下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により障害物の種類数量等を考慮して、適当な集積場所をその都度選定する。

### 4 除去の方法

- (1) 作業要員の確保  
除去作業は建設対策部があたるが、被害が大規模な場合は消防団及び地元住民の協力を得るほか、必要な場合は自衛隊の派遣を要請する。
- (2) 機械器具の確保  
作業に使用する機械・トラック・その他必要機械器具は、町の機械等を使用する。  
なお、不足する場合は建設業者の保有機材を調達するほか、災害の状況に応じて措置する。

### 5 障害物の保管等

土石・竹木等の障害物は、できるだけ現地処理するものとするが、現地処理できない物件等については、次の事項を留意して保管する。

- (1) 障害物の大小によるが、原則として再び人命・財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- (2) 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- (3) 盗難等の危険のない場所を選定する。
- (4) 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。  
なお、除去した障害物の保管場所をあらかじめ資料として掲げておく。
- (5) 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数料を要するときは、その物件を売却し代金を保管する。売却の方法及び手続きは町の物品等の処分の例による。

## **6 障害物除去の費用期間等**

災害救助法適用時に準じて 10 日以内に完了する。

## **7 災害救助法による基準**

災害救助法による基準は、本章第 3 節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第 27 節 行方不明者の捜索、遺体の処理等

災害時の混乱期には、行方不明者が多数発生することが予想され、それらの捜索・収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

### 第 1 行方不明者の捜索

#### 1 実施責任者

災害時における行方不明者の捜索は、町長が屋久島警察署及び鹿児島海上保安部と互いに協力して行うものとし、遺体埋葬等は町長が行う。

また、災害救助法が適用された場合の捜索・処理等は、知事が屋久島警察署・鹿児島海上保安部と協力して行う。

なお、知事に権限を委任された場合、又は緊急を要し知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は知事の補助機関として行う。

町長は、緊急実施事項については直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置については知事の指揮を受ける。

#### 2 関係機関への通報

町長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは直ちに屋久島警察署に通報する。この場合、行方不明者の捜索が海上に及ぶときは、鹿児島海上保安部に通報し捜索を依頼する。なお、通報に際して次の事項を併せて通報する。

- (1) 行方不明者の人員等
- (2) 性別・特徴
- (3) 行方不明となった年月日及び推定時刻
- (4) 行方不明となっていると思われる地域又は海域
- (5) その他行方不明の状況

#### 3 行方不明者の捜索

##### (1) 町捜索隊の設置

屋久島警察署及び鹿児島海上保安部と協力して、行方不明者の捜索を迅速・的確に行うため、必要により町に捜索隊を置く。

##### (2) 町捜索隊の編成

町捜索隊は、災害の規模・行方不明者数・捜索範囲・その他の事情を考慮し、消防対策部を中心にその他の対策部員をもって編成する。

なお、必要な場合は民間の協力を求めるものとする。

#### 4 捜索の実施方法等

##### (1) 捜索の方法

ア 捜索の範囲が広い場合

- (ア) 捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。
- (イ) 捜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。
- (ウ) 各地区では、合理的、経験的に行方不明の所在の重点を定め重点的に行う。

#### イ 搜索範囲が比較的狭い場合

- (ア) 災害前における当該地域・場所・建物など正確な位置を確認する。
- (イ) 災害後における地形・建物などの移動変更などの状況を検討する。
- (ウ) 被災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害によりそれがどのように動いたかを検討し、搜索の重点を定め効果的な搜索に努める。

#### ウ 搜索場所が河川等の場合

- (ア) 平素の水流など実情をよく調査する。
- (イ) 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。
- (ウ) 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し搜索を行う。

#### (2) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

#### (3) 装備資材

搜索に使用する車両・舟艇・その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察・町で所有する車両・舟艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

#### (4) 関係帳簿等の整備

搜索及び遺体の収容・処理等を実施した場合は、必要な帳簿等を整理・保管する。

## 5 行方不明者発見後の処理

#### (1) 負傷者の収容

町搜索隊が搜索の結果、負傷者・病人等援護を要する者を発見したとき、又は屋久島警察署及び鹿児島海上保安部から救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。

#### (2) 医療機関等との連携

搜索に際しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、前もって医療機関等と密接な連絡を取るようにする。

## 第2 遺体の収容・処理・埋葬

### 1 遺体の収容

町長は、警察官又は海上保安官から遺体の引渡しを受けたとき、又は町搜索隊が自ら犯罪に関係しない遺体を発見したときは、担架等により直ちに予定された寺院・公民館・学校等の遺体収容所に収容する。

### 2 遺体の処理

- (1) 小災害時等で、遺体の状態が比較的正常であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引き渡す。
- (2) 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を実施する。
- (3) 遺体の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は原則として第17節「緊急医療」による救護班により行う。  
ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、一般開業医により行うものとする。
- (4) 遺体の識別、身元の究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は、死体を遺体収容場所に一時保存する。
- (5) 災害救助法が適用される災害において、多数の死者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品

の確保の必要が生じた場合は、「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき関係事業者への要請等必要な措置をとる。

### 3 遺体の埋葬等

#### (1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際に死亡したもので、各種事情により遺族等による埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

イ 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により火葬又は土葬等の方法により行うが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

#### (2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずる。また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

#### (3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した町長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

### 4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第 28 節 住宅の供給確保

災害時には、住宅の全焼、洪水による浸水又は流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

### 第 1 住宅の確保・修理

#### 1 応急仮設住宅の建設

##### (1) 実施者

ア 災害により住家が全焼、全壊又は流出し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の建設は町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは知事からの通知により町長が行う。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

イ 町のみで処理不可能な場合は、県・国・その他の関係機関の応援を得て実施する。

##### (2) 建設計画

ア 応急仮設住宅の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅 1 戸当たりの規模は、29.7 m<sup>2</sup>を基準とし、その構造は木造住宅及び組立式住宅とする。

イ 資材の調達等

(ア) 木造応急仮設住宅

a 屋久島森林管理署を通じて災害救助用資機材譲渡申請書を九州森林管理局に提出し、資材の譲渡を受ける。

b 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた町長が、地域ごとに災害に応じて締結する。

(イ) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する(社)プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

ウ 建設場所

応急仮設住宅の建設地は、原則として町有地とするが、被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は適当な地を貸与する。

##### (3) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、町長が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは 1 世帯 1 箇所限りとする。

(ア) 住家が全焼・全壊又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は被災状況に応じて県が策定し、町に住宅を割り当てる。割り当てに際しては、町の行政区域内の住宅を割り当てる。

町が住宅の割り当てを受けた場合は、被災者に対し募集を行う。

- (イ) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して町が行う。
- (4) 応急仮設住宅の管理  
応急仮設住宅の管理は町が行う。  
供与できる期間は竣工の日から2年以内とする。

## 2 住宅の応急修理

### (1) 実施者

ア 災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは知事の補助機関として町長が行う。

イ 町内で処理不可能な場合は、県・国・その他の関係機関の応援を得て実施する。

### (2) 応急修理計画

資材の調達等

ア 屋久島森林管理署を通じて災害救助用資機材譲渡申請書を九州森林管理局に提出し、資材の譲渡を受ける。

イ 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事が権限を委任した町長が地域ごとに災害に応じて締結する。

## 3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

## 第2 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講ずるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、町は県との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

## 第 29 節 文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用されるところが多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

### 第 1 応急教育の実施

#### 1 教室等の確保

##### (1) 施設の応急復旧

被害の程度により応急処理のできる範囲の場合は、できるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

##### (2) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室・屋内体育施設等を利用する。

##### (3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

##### (4) 応急仮校舎の建設

(1)から(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

#### 2 教職員の確保

##### (1) 学校内操作

欠員が少数の場合には学校内において操作する。

##### (2) 町内操作

学校内操作が困難なときは、町教育委員会の意見を聞き、町立学校間において操作する。

##### (3) 町外操作

町内操作が困難なときは、県教育委員会に他市町村からの操作を要請する。

##### (4) 臨時職員

教育職員の確保には、前記(1)から(3)までの方法によるほか、教員免許状所有者で現職にないものを臨時に確保することを検討する。

#### 3 応急教育の留意点

(1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材・学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。例えば二部授業、分散授業の方法によるものとする。

(2) 応急教育の実施にあたっては次の点に留意して行う。

ア 教科書・学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。

イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等にあたっての危険防止を指導する。

エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

#### 4 学校給食等の措置

被害を受けた給食施設の復旧等による学校給食の確保については、町（教育委員会）が給食センター所長及び学校長との緊密な連携のもとに必要な対策を講ずる。

- (1) 施設の復旧  
町は、給食施設が被害を受け給食を実施できないときは、必要な応急修理を行う。  
応急修理ができないときは、校舎の一部を利用する等代替施設の確保に努める。
- (2) 給食用原材料の確保  
災害により給食用原材料（小麦粉・精米等）が滅失し、給食の実施に支障をきたすときは、町は需要品名、数量等を一括して県教育委員会にあっせんを要請する。
- (3) 給食器具等の確保  
器具等が早急に確保できない場合は、必要に応じて代替設備の使用などの応急措置を行う。
- (4) 給食の一時中止  
次の場合には給食を一時中止する。
  - ア 感染症の発生、その他食品衛生上の危険が予想されるとき。
  - イ 給食物資の確保が困難なとき。
  - ウ その他給食の実施が適当でないと考えられるとき。

## 5 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

- (1) 児童生徒等の安全確保  
在校中に発災した場合には、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について町と協議する。
- (2) 避難所の運営への協力  
避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう町、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。
- (3) 避難が長期化する場合の措置
  - ア 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。
  - イ 避難が長期化する場合、給食施設は被災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

## 第2 学用品の調達及び給与

### 1 教材・学用品等の調達・給与

- (1) 教科書については、町教育委員会からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達することになっている。
- (2) 文房具・通学用品等については、町教育委員会において調達し給与する。
  - ア 給与する対象学用品の給与対象者は、住家が全・半壊（焼）又は床上浸水により喪失し、就学上支障のある小中学校児童生徒とする。
  - イ 調達及び給与の方法  
町教育委員会は学校長と緊密な連携を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査、把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。  
なお、学用品の調達が困難な場合は、県教育委員会に調達あっせんを要請する。
  - ウ 給与品目及び費用等  
教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間は災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定める。
- (3) 災害救助法が適用された場合における被災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事の委任を受けて町長が行う。

## 2 授業料等の減免・育英資金

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免又は育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、各学校長は県教育委員会及び町教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団及び日本学生支援機構に特別の措置を講ずるよう要請する。

## 3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第3 文化財の保護

町は、文化財の所有者・管理者と連携し、災害の拡大防止に努める。

### 【文化財の所有者等】

#### (1) 所有者・管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者・管理者は直ちに消防組合へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

#### (2) 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者・管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を町教育委員会へ報告しなければならない。

#### (3) 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため協力して応急措置を講ずる。

## 第 30 節 義援物資等の取扱い

災害時には、町内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

### 第 1 義援金の配分

#### 1 義援金の募集、受入れ

町は、県及び日本赤十字社鹿児島県支部・社会福祉協議会・県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。

#### 2 義援金の保管

町に送付された被災者に対する義援金は、財政班で受け付け、記録したのち保管する。

#### 3 配分

財政班において受け付けられた義援金は、関係する本部員で構成する配分委員会を設け、被害の程度・対象者などを考慮の上、公平かつ円滑に配分を行う。

### 第 2 義援物資の取扱い

#### 1 義援物資の募集、受入れ

義援物資については、町は県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等について報道機関等を通じ国民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

#### 2 義援物資の保管

町に送付された義援物資は、民生班で受け付け、記録したのち保管する。

#### 3 配分

民生班において受け付けられた義援物資は、関係する本部員で構成する配分委員会を設け、被害の程度、対象者などを考慮のうえ、公平かつ円滑に配分を行う。

## 第 31 節 農林水産業災害の応急対策

災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

### 第 1 農産物対策

#### 1 事前・事後措置の指導

町は、災害による農産物の被害の拡大を防止するために、作物ごとに事前・事後措置について、被災農家に対して実施の指導にあたる。

#### 2 気象災害対策

気象災害対策については、関係機関と緊密な連携の下に、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

対 象 作 物	対 象 災 害
(1) 水稲	風害・水害・干害・寒害
(2) 野菜	風害・水害・干害・寒害・潮風害・霜害
(3) 果樹	風害・水害・干害・寒害・潮風害・霜害
(4) 花き・花木	風害・水害・干害・寒害・潮風害・霜害
(5) 茶	干害・寒害・潮風害・霜害
(6) 甘しょ	風害・水害・干害・寒害・霜害・潮風害

#### 3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は次のとおりとする。

##### (1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課及び農業関係機関と緊密な連携のもとに的確な状況の防除指導の徹底を期する。

##### (2) 農薬の確保

病虫害の異常発生に備えて、種子屋久農業協同組合及び町内の販売業者の農薬の確保状況を把握しておくものとし、もし不足する場合は、県経済連等関係機関と連絡を取り早急に確保する。

##### (3) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ突発的に発生する病虫害については、大型防除機具等を中心に共同集団防除をする。

### 第 2 林水産物等対策

#### 1 応急措置、事後措置の指導

町は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家・漁家等に対して実施の指導にあたる。

#### 2 対象作物及び対象災害

応急措置・事後措置の指導を行う対象作物及び対象災害については、次のとおりである。

(1) 林産物

対 象 作 物	対 象 災 害
(1) 苗畑	干害
(2) 造林木	干害・風害・潮害
(3) しいたけ	干害

(2) 水産物

ア いけすの被害防止対策

特に、台風等の際、風浪による被害防止のため係留いけすの強度補強や、いけすの避難など適切な対策を指導する。

なお、緊急避難所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

イ 養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

### 第3 家畜管理対策

町は、県の活動に協力し、被災地における家畜伝染病予防の措置をとる。

---

## 社会基盤の応急対策

---

電力・ガス・水道・通信などのライフライン関係施設や道路・河川等公共施設及び船舶・空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、社会基盤の応急復旧が速やかに行われるよう、対策を講ずる。

### 第 32 節 電力施設の応急対策

災害時には、風雨等によりダム・水圧鉄管の決壊、鉄塔電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、町は、電力事業者（屋久島電工株式会社・九州電力株式会社・種子屋久農業協同組合・安房電気利用組合）の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

#### 第 1 広報活動

町は、電力事業者と協力し、電力施設の被害状況・復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- (1) 垂れ下がった電線に絶対触らないこと。
- (2) 浸水家屋については、屋内配線・電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- (3) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

#### 第 2 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

町は、電力事業者が行う次の対策に協力する。

##### 1 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により周知する。

##### 2 対策要員の確保

夜間・休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報・その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

##### 3 復旧資材の確保

予備品・貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

#### **4 危険予防措置**

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

#### **5 施設の復旧順位**

供給に支障を生じた場合は、極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院・交通・通信・報道機関・水道・ガス・官公庁等の公共機関・避難所・その他重要な施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

## 第 33 節 ガス施設の応急対策

災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

### 第 1 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

### 第 2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

- (1) あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。
- (2) 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。
- (3) 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防組合に連絡すること。

### 第 3 液化石油ガス施設災害応急対策計画

町は、鹿児島県エルピーガス協会等が行う次の対策に協力する。

#### 1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に支部長に連絡する。
- (2) 支部長は連絡を受けたときは、直ちに会長に連絡する。
- (3) 会長は連絡を受けたときは、危機管理局消防保安課・消防機関・警察に連絡するとともに、支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。
- (4) 休日又は夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

#### 2 出動体制

- (1) 販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し応急対策にあたるものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは、支部長及び地区代表者に応援出動を要請し適切な対応をとりガス漏れを止める。
- (4) 支部長・地区代表者は、前項の要請があったときは、直ちに出動班を編成し、出動人員・日時・場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は、供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、又は支部長及び地区代表者から出動の指示があったときは、何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

### 3 出動条件

- (1) 出動にあたっては、通報受理後、可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は緊急措置を的確に行う能力を有するものとする。この場合、有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

### 4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は、警察・消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い事故原因を究明する。

### 5 関係機関との連携

- (1) 会長は、事故発生時の連絡及び事故の状況報告に基づき、県危機管理局消防保安課・消防機関・警察と連携をとり、事故対策について調整を図るものとする。
- (2) 支部長及び地区代表者は、消防機関・警察との連携を密に行うため、連絡方法・協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

### 6 報告

- (1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を県危機管理局消防保安課に提出する。
- (2) 支部長は、他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時・場所・事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

### 7 周知の方法

協会及び販売店は、消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

### 8 安全管理

- (1) 供給販売店は、自己の安全管理に万全を講じなければならない。
- (2) 支部長は、応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意を払うように指導しなければならない。

## 第 34 節 上水道施設の応急対策

災害時には、水源・浄水場の冠水や道路決壊・がけ崩れ・橋梁の流失等による配水管の損壊等が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

### 第 1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第 21 節「給水」による。

#### 1 応急対策要員の確保

町は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、水道関係事業者等に協力を求めて確保する。

#### 2 応急対策用資機材の確保

町は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、水道関係事業者等から緊急に調達する。

#### 3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。
- (5) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について住民への周知を徹底する。
- (7) 水道施設の復旧にあたっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

#### 4 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき積極的な広報活動を実施する。

- (1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- (3) 水質についての注意事項

## 第 35 節 電気通信施設の応急対策

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。また、災害時における通信の途絶は、情報の不足からパニック発生のおそれを生じるなど社会的影響が大きい。

このため、町は西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI株式会社による応急対策に協力するとともに、早急な通信の確保に努める。

### 第 1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

町は、電気通信会社が行う次の対策に協力する。

#### 1 緊急通話、重要通話の確保

- (1) 被災地の通信確保を図るために、治安・救援・気象・地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- (2) 災害発生時は、電話の利用がかなり多くなることから、臨時回線等を作成し通信の確保に努める。

#### 2 特設公衆電話の設置

災害発生時に避難所等を中心に無料特設公衆電話を設置する。

#### 3 情報提供等

- (1) 通信の被災と復旧状況をタイムリーに情報提供できるよう努める。
- (2) 発災時、電話が輻輳しても「被災者の安否情報の伝達」、「お見舞い情報の伝達」等を可能とするボイスメール等のシステム提供に努める。

#### 4 公衆電話の停電対策

停電しても街頭公衆電話の使用が不可とならないよう対策を講ずる。

## 第 36 節 道路・河川等公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

### 第 1 道路・橋梁等の応急対策

#### 1 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン関係の道路占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、町はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

#### 2 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し交通の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

### 第 2 河川・砂防・港湾・漁港施設等の応急対策

#### 1 海岸保全施設

海岸保全施設が、洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

#### 2 河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

#### 3 港湾・漁港施設

洪水・高潮等により水域施設・外郭施設・けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

#### 4 砂防施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設

土石流・地すべり・崖崩れ等により砂防施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

## 第3章 特殊災害対策

### 第1節 海上災害等対策

船舶の衝突・座礁・転覆・火災・爆発・浸水・機関故障等の海難の発生による多数の遭難者・行方不明者・死傷者の発生又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災・爆発等の発生といった海上災害に対し、防災関係機関と協力し町がとるべき対策を定める。

#### 第1 予防対策

##### 1 海上災害対策

- (1) 災害情報の収集・連絡体制の整備
  - ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
  - イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備・充実に努める。  
第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。
- (2) 防災組織の整備
  - ア 応急活動実施体制の整備
  - イ 防災組織相互の連携体制の整備
  - ウ 広域応援体制の整備  
第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。
- (3) 防災資機材の整備  
大規模な海難等の事故が発生した場合に、捜索・救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の整備に努める。
- (4) 医療活動体制の整備  
第1章第14節「医療体制の整備」に準ずる。
- (5) 緊急輸送活動の整備  
第1章第12節「交通確保体制の整備」に準ずる。

##### 2 海上流出油災害対策

- (1) 災害情報の収集・連絡体制の整備
  - ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
  - イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備・充実に努める。  
第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。
- (2) 防災組織の整備
  - ア 応急活動実施体制の整備
  - イ 防災組織相互の連携体制の整備
  - ウ 広域応援体制の整備  
第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。
- (3) 防災資機材の整備  
大量の流出に備え、資機材の整備に努める。  
また、災害時に必要な資機材の把握・要請・輸送・管理等について関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が行える体制を整備する。
- (4) 医療活動体制の整備  
第1章第14節「医療体制の整備」に準ずる。

- (5) 緊急輸送活動の整備  
第1章第12節「交通確保体制の整備」に準ずる。

## 第2 応急対策

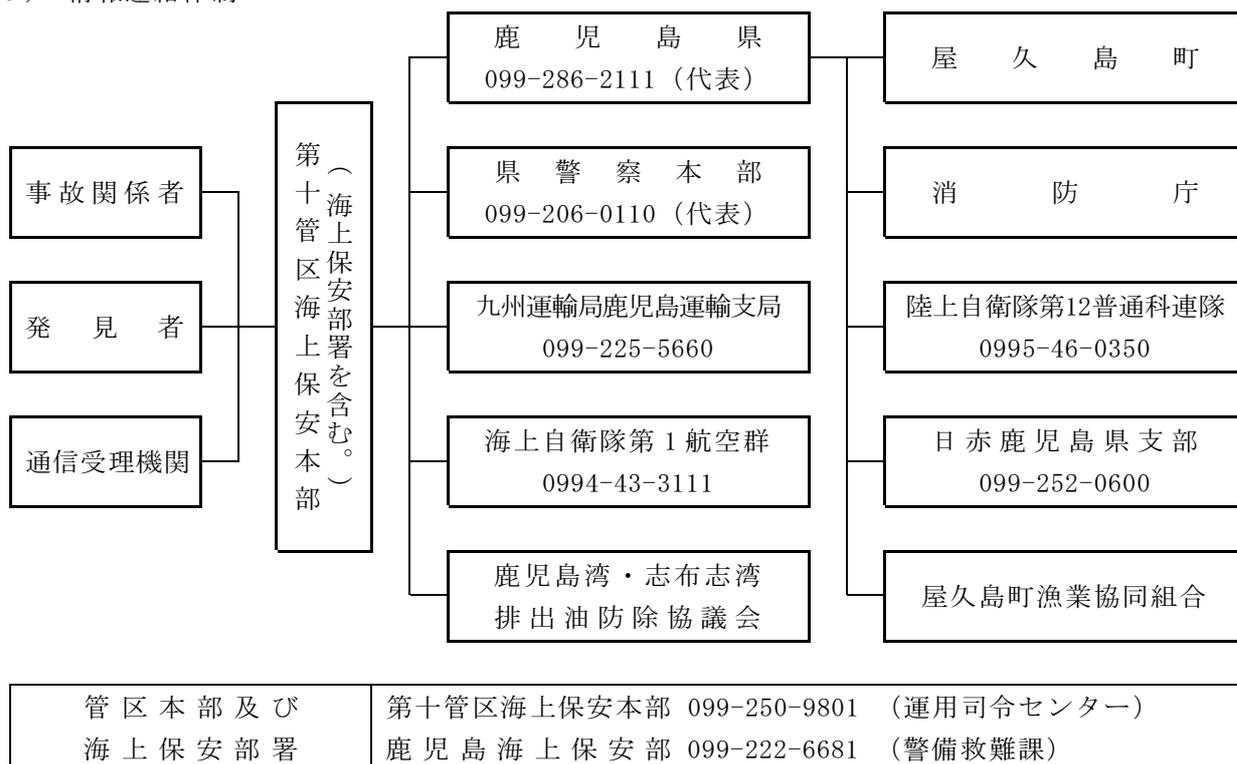
### 1 海上災害対策

- (1) 実施事項  
町は、他の関係機関と相互に連絡を密にして調整を図りながら次の対策を実施する。  
ア 海上災害応急対策の実施（被災者の救助・医療・輸送・感染症予防及び保護等）  
イ その他の災害応急対策
- (2) 被害情報等の連絡  
ア 町は、町の区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。  
イ 事故関係事業者は、救急・救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救急・救助活動を実施する各機関に可能な限り協力する。
- (3) 広域的な応援体制  
第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。
- (4) 捜索・救急救助活動  
船舶の事故が発生したときは、町は、海上保安部・警察等に協力し、船舶など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。
- (5) 消火活動  
町は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

### 2 海上流出油災害対策

- (1) 活動体制の確立  
ア 町は、他の関係機関と相互に連絡を密にして対策の調整を図る。  
イ 町は、町及び関係市町村・関係漁業協同組合・県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。
- (2) 実施事項  
ア 沿岸住民に対する災害情報の周知・広報  
イ 沿岸住民に対する災害火気使用の制限、危険防止のための措置  
ウ 沿岸及び地先海面の警戒  
エ 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告  
オ ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止  
カ 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止  
キ その他海上保安部の行う応急対策への協力

(3) 情報連絡体制



(4) 被害情報等の連絡

町は、町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

(5) 広域的な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

(6) 一般船舶・沿岸住民等への周知

ア 一般船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努める。

イ 沿岸住民等への周知

防災関係機関は、災害が発生し沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線・広報車等の手段により周知に努める。

## 第2節 空港災害等対策（航空機事故）

空港及びその周辺における航空機事故並びに、空港における災害緊急事態が発生した場合、関係機関は連携を密にし、消火及び救難活動を迅速かつ的確に実施する。

### 1 事故応急対策本部の設置

屋久島空港及びその周辺における航空機事故についての捜索・救難等並びに空港施設の災害復旧応急対策にあたっては、町、県及び熊毛支庁が事故応急対策本部体制により実施する。

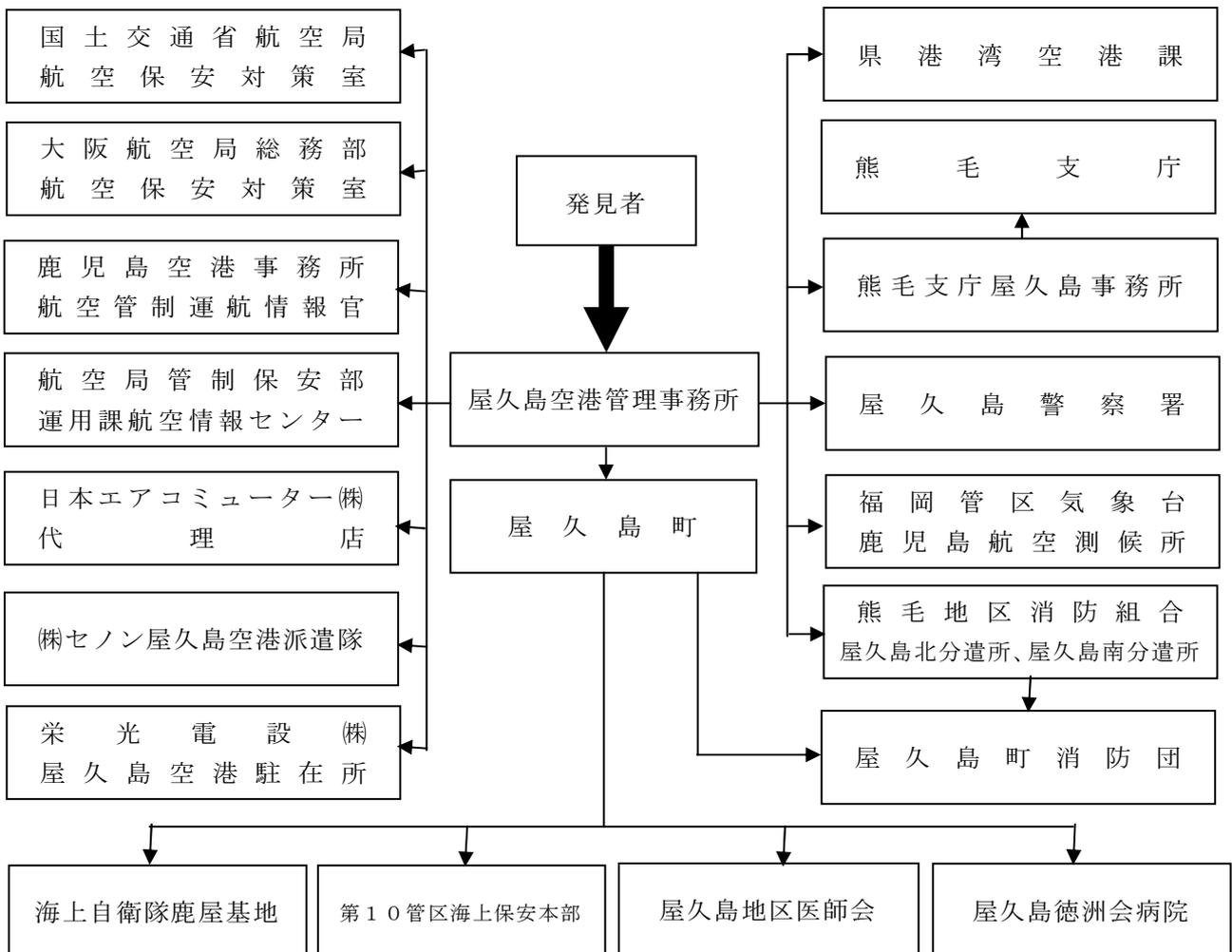
#### 〔県〕

大規模な航空機事故等により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

### 2 通信連絡体制

- (1) 空港内で重大事故が発生するおそれがある場合、又は事故が発生した場合、屋久島空港管理事務所は、事故発生時刻・事故発生場所・事故の態様など速やかに、県・町・関係機関等に通報する。
- (2) 空港周辺で事故が発生した場合、消防機関・警察機関は、当該地域において事故発生を知ったときは、事故発生時刻・事故発生場所・事故の態様など速やかに屋久島空港管理事務所へ通報する。

**事故通報連絡図**



### 3 事故処理の実施

事故処理の実施にあたっては、「屋久島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」及び「空港医療救護活動に関する協定書」等に基づいて処理する。

### 4 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、概ね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿児島県 熊毛支庁 屋久島事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事故処理に必要な業務</li> <li>(2) 関係市町に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示</li> <li>(3) 被害状況のとりまとめ</li> <li>(4) 応急対策物資の斡旋・調達・輸送の協力</li> <li>(5) 応援要請</li> <li>(6) 事故関係情報の周知</li> </ul>
屋久島町	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事故処理の総括的な業務</li> <li>(2) 関係機関への情報伝達</li> <li>(3) 関係機関への協力要請</li> <li>(4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示</li> <li>(5) 空港設備の使用制限</li> <li>(6) 避難所の設置及び運営</li> <li>(7) 遺体の一時収容所の設置</li> </ul>
大阪航空局 鹿児島空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 屋久島町への応急対策上必要な指示</li> <li>(2) 屋久島町を行う応急対策への協力</li> </ul>
鹿児島海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被害規模等に関する情報の収集・連絡</li> <li>(2) 海上における捜索活動</li> <li>(3) 海上における災害に係る救助・救急活動</li> <li>(4) 救護班の緊急輸送</li> <li>(5) 船舶交通の制限又は禁止</li> </ul>
福岡管区気象台 鹿児島航空測候所	事故処置に必要な業務
屋久島警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 警備活動</li> <li>(2) 災害状況等情報の収集</li> <li>(3) 救出救助活動</li> <li>(4) 立入禁止区域の設定等</li> </ul>
屋久島地区医師会 屋久島徳洲会病院 県屋久島保健所	負傷者の収容並びに手当
熊毛地区消防組合	救難及び消火・延焼防止作業
航空会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事故処理に必要な業務</li> <li>(2) 被災者及びその家族への情報の提供</li> <li>(3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援</li> </ul>
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

## 第3節 道路事故対策

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1 予防対策

#### 1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防・救出・避難・医療・救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、町及び県等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災対策等に努める。

##### (1) 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき対策が必要な箇所について法面の補強等の防災対策工事を実施する。

##### (2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、町及び各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について架替・補強・落橋防止装置等の対策工事を実施する。

##### (3) トンネルの補強

トンネルの交通機能確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所についてトンネルの補強を実施する。

#### 2 緊急輸送道路ネットワークの形成

災害時に、救助・救急・医療・消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、町及び他の道路管理者においては、防災拠点間（又は防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

#### 3 道路確保用資機材の整備

道路管理者は、事故車両・倒壊物・落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車・クレーン車・工作車等の道路確保用資機材の確保の体制を整える。

#### 4 情報の収集・連絡手段の整備等

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

(2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備・充実に努める。

第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

#### 5 防災組織の整備

(1) 応急活動実施体制の整備

(2) 防災組織相互の連携体制の整備

(3) 広域応援体制の整備

第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。

## 第2 応急対策

### 1 活動体制

(1) 事故災害復旧対策本部等の設置

大規模な道路事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

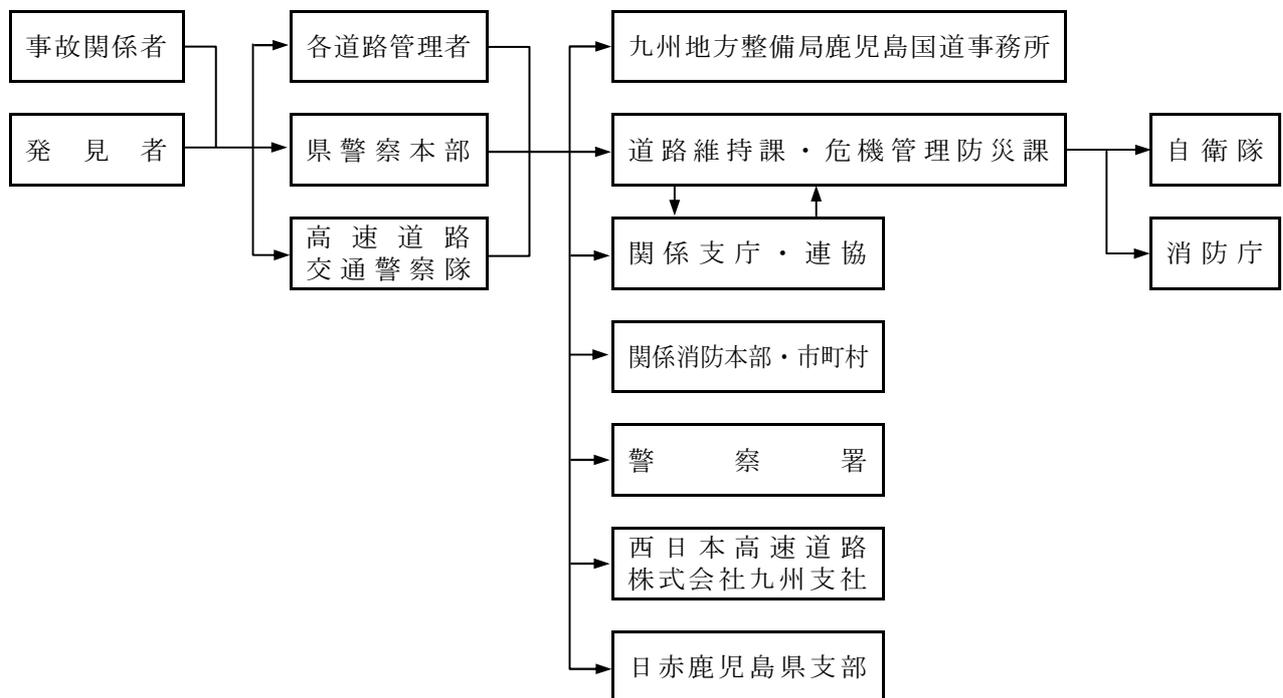
(2) 通信連絡体制

町及び他の道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに、警察関係機関等との連絡を密にする。

(3) 被害情報等の報告

町は、町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

事故通報連絡図



(県防災計画より)

### 2 発生時の初動体制

(1) 救急・救助

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救急・救助を最優先とし、警察等関係機関と密に連携を図り人命の救急・救助活動を行う。

(2) 交通規制

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、町及び他の道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。(交通規制については、第2章第15節「交通の確保及び規制」に準ずる。)

### 3 広域的な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

#### **4 避難誘導**

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者・運転者等の避難誘導を行う。

#### **5 被災関係者等へ迅速な情報の提供等**

町及び他の道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

#### **6 復旧活動**

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

## 第4節 危険物等災害対策

石油類等の危険物・高圧ガス・火薬類・電気・毒劇物の漏えい及び流出・火災・爆発・飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1 予防対策

#### 1 危険物等災害の防止

##### (1) 危険物施設等の保安監督・指導

町は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者・管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置、及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。(資料8-3参照)

##### (2) 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、町長は、消防法に基づき次の予防措置を講ずる。

##### ア 立入検査等の実施

(ア) 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。

(イ) 危険物施設の定期的立入検査を実施する。

(ウ) 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

##### イ 定期的自主点検の指導

危険物施設の所有者・管理者又は占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

##### ウ 事業所における保安教育等の実施

事業所が自ら予防規程を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

##### エ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

#### 2 電気工作物及び電気用品の災害防止

電気による出火及び災害防止のため、電気工作物に関する規制については、電気事業法、その他の電気関係諸法令で規制されているが、これらの法規に基づき、次のような電気保安対策を強化する。

(1) 電気事業者は、施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し、適切な措置をする。

(2) 自家用電気工作物施設者は、保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。

(3) 住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

#### 3 災害応急対策への備え

##### (1) 災害情報の収集・連絡手段の整備等

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。第1章第8節「通信・広報体制(機器等)の整備」に準ずる。

- (2) 防災組織の整備
  - ア 応急活動実施体制の整備
  - イ 防災組織相互の連携体制の整備
  - ウ 広域応援体制の整備
    - 第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。
- (3) 救急・救助、医療及び消火活動の整備
  - ア 救急・救助活動の整備
    - 第1章第11節「救急・救助体制の整備」に準ずる。
  - イ 医療活動の整備
    - 第1章第14節「医療体制の整備」に準ずる。
  - ウ 消火活動の整備
    - 第1章第9節「消防体制の整備」に準ずる。
- (4) 緊急輸送活動の整備
  - 第1章第12節「交通確保体制の整備」に準ずる。
- (5) 避難活動の整備
  - 第1章第10節「避難体制の整備」に準ずる。

## 第2 応急対策

### 1 危険物等の対策

危険物取扱機関の管理者等は、関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか、次により災害時における保安対策を実施する。

#### 【施設の管理者】

- (1) 石油の保安対策
  - 危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、概ね次の区分に応じて措置する。
    - ア 災害が発生するおそれのある場合の措置
      - (ア) 情報及び警報等を確実に把握する。
      - (イ) 消防施設（ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。
      - (ウ) 施設内の警戒を厳重にする。
      - (エ) 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上・流出・転倒の防止及び防油堤の措置をとる。
    - イ 災害発生の場合の措置
      - (ア) 消防機関及びその他の関係機関への通報
      - (イ) 消防設備（アのイ）を使用し災害の防除に努める。
      - (ウ) 危険物施設等における詰替・運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。
      - (エ) 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。
      - (オ) 災害の拡大に伴って、付近の状況等により避難等の処理をなし、被害を最小限度に抑えるように努める。
- (2) 高圧ガスの保安対策（液化石油ガスについては、第2章第33節「ガス施設の応急対策」も参照のこと。）
  - 施設の管理者は現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

ア 災害事故の急報及び現場措置

(ア) 通報

事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防・警察に連絡する。連絡を受けた消防・警察は、事故現場に出動するとともに、以下に示す「通報系統図」により関係先に連絡する。

(イ) 現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行う。

- a 初期消火・漏洩閉止等の作業
- b 付近住民への通報
- c 二次災害防止措置（火気の使用停止・ガス容器の撤去・退避・交通制限等）
- d その他必要な措置（消火・除害・医療・救護）

(ウ) 防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防・警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

イ 通報の内容

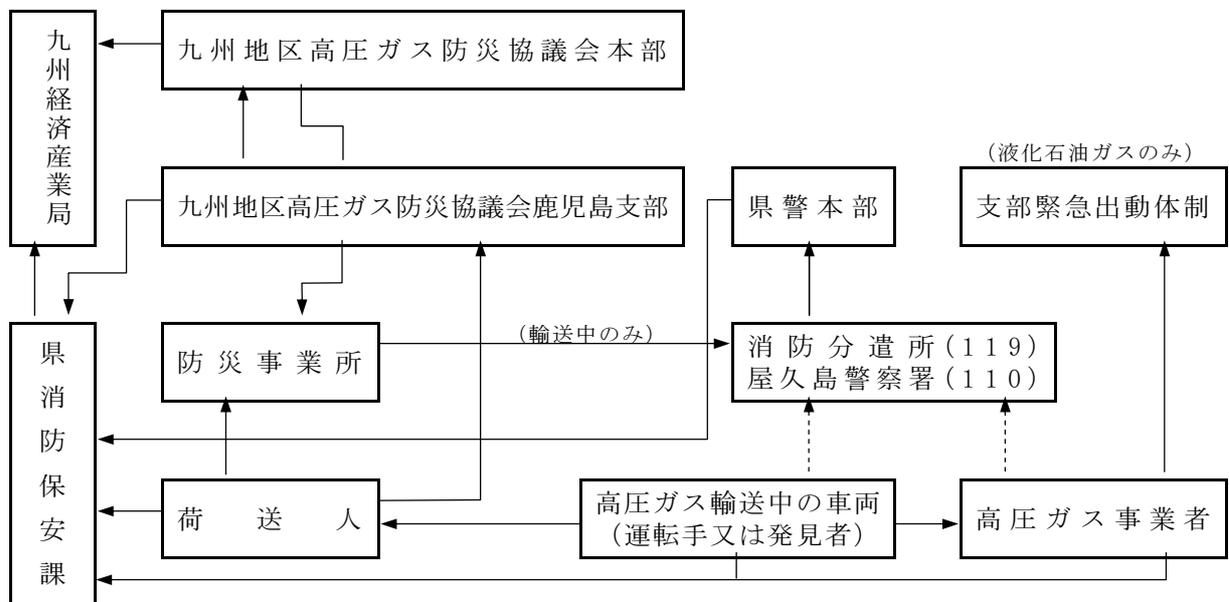
ウの通報系統図に基づき通報するときの内容は次のとおりである。

- (ア) 事故発生の場所・日時
- (イ) 現場（通報時の事故概要と措置の内容）
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 原因となったガス名
- (オ) 応援の要請・その他必要事項

ウ 通報系統

通報系統は、次のとおりとする。

高圧ガス災害発生時の通報系統図



[注1] 防災事業所とは、九州地区高圧ガス防災協議会が指定している県内の応援高圧ガス事業所をいう。

[注2] ..... は通報、—— は連絡。

(3) 火薬類の保安対策

施設の管理者は、現場の消防・警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。

イ 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

ウ 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口・窓等を目塗上等で完全に密閉し、木部には注水等の防火措置を講じ、かつ、必要に応じて住民に避難するよう警告する。

(4) 電気の保安対策

台風・火災・その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので次のような措置を行い、危険箇所の早期発見に努める。

ア 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。

イ 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。

ウ 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察・消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

(5) 毒物・劇物の災害応急対策

毒物・劇物取扱施設が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散、漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに次の措置を講ずる。

ア 施設等の管理責任者は危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所・警察署及び消防組合に届け出る。

イ 県は、警察・消防等の関係機関と連携し、広報活動等の必要な措置を講ずる。

## 2 活動体制の確立

第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。

## 3 広域的な応援体制の整備

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

## 4 被害情報の報告

(1) 事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は、被害の状況、応急対策の活動体制等を速やかに県・消防・警察及び防災関係機関に連絡する。

(2) 町

町は、町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

## 5 救急・救助、医療及び消火活動の整備

(1) 救急・救助活動の整備

第2章第14節「救急・救助」に準ずる。

(2) 医療活動の整備

第2章第17節「緊急医療」に準ずる。

(3) 消火活動の整備

第2章第12節「消防活動」に準ずる。

## **6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動**

第2章第16節「緊急輸送」に準ずる。

## **7 避難収容活動**

### (1) 避難誘導の実施

第2章第13節「避難の勧告・指示、誘導」に準ずる。

### (2) 避難所

第2章第19節「避難所の運営」に準ずる。

### (3) 災害時要援護者への配慮

第2章第18節「災害時要援護者への緊急支援」に準ずる。

## **8 被災者等への的確な情報伝達活動**

第2章第10節「広報」に準ずる。

## 第5節 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1 予防対策

#### 1 広報活動の充実

町及び国・県は、森林所有者・林業労働者・付近住民等の森林使用者等を対象に広報活動を実施し、防火標識等の設置やテレビ等による広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及・啓発に努める。

#### 2 予防体制の強化

(1) 町は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行う。

また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講ずる。

(2) 森林所有者・地域の林業関係団体は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

#### 3 防災組織の育成

町等防災関係機関は、森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

#### 4 予防施設、防災資機材の整備

町は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努める。

#### 5 情報の収集・連絡手段の整備等

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

(2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備・充実に努める。

第1章第7節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

#### 6 防災組織の整備

(1) 応急活動実施体制の整備

(2) 防災組織相互の連携体制の整備

(3) 広域応援体制の整備

第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。

#### 7 緊急輸送活動の整備

第1章第12節「交通確保体制の整備」に準ずる。

#### 8 避難活動の整備

第1章第10節「避難体制の整備」に準ずる。

### 第2 応急対策

#### 1 活動体制

(1) 現場指揮本部の設置による応急活動

町は、火災を覚知した場合は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防ぎよにあたるとともに状況把握を的確に行う。

(2) 災害対策本部の設置による応急活動

大規模な林野火災により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、県及び関係機関と協力して総合的な災害応急対策を実施する。

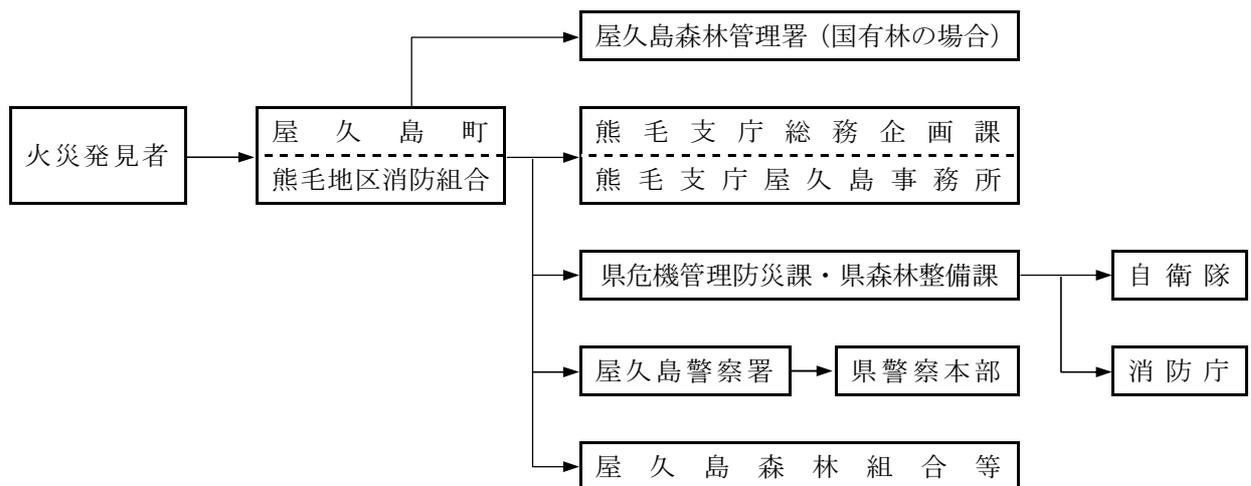
(3) 空中消火体制

町は、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県に対して消防・防災ヘリコプターの派遣要請をするなど空中消火体制をとる。

(4) 通信連絡体制

町は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに県・隣接町・関係機関等に通報する。また、町は、森林管理署・県等と相互に情報交換等を行う。

林野火災通報連絡図



(5) 災害情報の収集・連絡体制の整備

第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

2 広域的な応援体制の整備

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

3 救急・救助、医療及び消火活動の整備

(1) 救急・救助活動の整備

第2章第14節「救急・救助」に準ずる。

(2) 医療活動の整備

第2章第17節「緊急医療」に準ずる。

(3) 消火活動の整備

第2章第12節「消防活動」に準ずる。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

第2章第16節「緊急輸送」に準ずる。

5 避難収容活動の整備

(1) 避難誘導の実施

第2章第13節「避難の勧告・指示、誘導」に準ずる。

(2) 避難所

第2章第19節「避難所の運営」に準ずる。

(3) 災害時要援護者への配慮

第2章第18節「災害時要援護者への緊急支援」に準ずる。

## **6 被災者等への的確な情報伝達活動の整備**

第2章第10節「広報」に準ずる。

## **7 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動**

(1) 町・県及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

(2) 町・県及び国は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について調査を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

## 第4章 災害復旧・復興

### 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。

#### 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

##### 第1 災害復旧事業等の推進

###### 1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。

###### 2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県及び国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査・測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧にあたっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮に入れて極力改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県補助対象事業として実施できるよう県に要望していく。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して必要な対策を講じておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

###### 3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害発生の都度、該当する災害復旧事業計画を作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
  - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
  - エ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

オ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画  
カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画  
キ 港湾公共土木施設災害復旧事業計画  
ク 漁港公共土木施設災害復旧事業計画

- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設・病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

## 第2節 激甚災害の指定

### 第1 激甚災害に関する調査

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

#### 【県】

- (1) 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は町の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 前記(1)の各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、危機管理局に提出するものとする。
- (3) 危機管理局長は、前記各部局の調査を取りまとめ、庁議に付議するものとする。
- (4) 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

### 第2 特別財政援助額の交付手続き等

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出しなければならない。

#### 【県】

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。

---

---

## 被災者の災害復旧・復興支援

---

---

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を講ずる。

### 第3節 被災者の生活確保

#### 第1 生活相談

町は、次の町民生活相談を行う。

- (1) 町は、被災者のための相談所を設け、苦情・要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
- (2) 町は、発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、災害の規模に応じて消防相談所を設け相談にあたる。
  - ア 被災建物・仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底。
  - イ 電気・ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止、及び機能復旧時における出火防止対策の徹底。
  - ウ 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化。
  - エ 火災によるり災証明等各種手続の迅速な実施。

#### 第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

##### 1 仮置場、最終処分地の確保

町内でがれきの仮置場・最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合は、県等の支援を得て、県内の他市町村及び県外に仮置場・最終処分地を確保するものとする。

##### 2 リサイクルの徹底

がれき処理にあたっては、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。

##### 3 環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

がれき処理にあたっては、環境汚染の未然防止及び住民・作業者の健康管理、及び安全管理に十分配慮する。

##### 4 がれき処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、がれきの処理を復旧・復興計画に考慮して行う。

- (1) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (2) 損壊した建築物の残骸等、持ち運びの困難なものを仮集積場所及び処理場に運搬する。
- (3) がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い適正な処理を進める。

### 第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

#### 1 罹災都市借地借家臨時処理法の適用手続

- (1) 町長は、罹災都市借地借家臨時処理法（以下「法」という。）第25条の2の災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し申請を行う。
- (2) 町長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あてに2部提出する。
  - ア 町の面積
  - イ 被災土地の面積
  - ウ 町の建物戸数
  - エ 滅失戸数
  - オ 災害の状況
  - カ その他（被災土地中借地の比率及び滅失建物中借家の比率等もできれば記載する。）

#### 2 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

### 第4 災害弔慰金等の支給

#### 1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	町が条例の定めるところにより実施する。
対 象 災 害	(1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害（当該市町村のみが対象となる。） (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支 給 対 象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔 慰 金 の 額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合…… 500万円 その他の場合 …………… 250万円

#### 2 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
実 施 主 体	町が条例の定めるところにより実施する。
対 象 災 害	(1) 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が 5 以上ある災害（当該市町村のみが対象となる。） (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が 5 以上の市町村が 3 以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支 給 対 象	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。
障害見舞金の額	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合 …………… 250 万円 その他の場合 …………… 125 万円

### 3 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が 5 以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支 給 対 象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔 慰 金 の 額	死亡者一人当たり 100 万円とする。

### 4 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊・流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区 分	支 給 の 内 容 等
対 象 災 害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が 5 以上である災害（(1)災害に該当するものを除く。） (3) (1)、(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支 給 対 象	現に居住している住家が対象災害により全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見 舞 金 の 額	一世帯当たり 10 万円とする。

## **5 被災者生活再建支援金の支給**

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。

## **第5 税の減免措置**

### **1 税の徴収猶予**

- (1) 町長は、地方税法第 15 条の規定に基づき、町税の納税者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者の申請により 1 年以内の範囲で町税の徴収猶予を行う。
- (2) 町長は、地方税法第 20 条の 5 の 2 の規定に基づく町の災害による町税の納入等の期限延長に関する関係条例により、災害による被災者のうち町税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

### **2 税の減免**

町長は、町税の減免に関する関係条例等の規定により、災害による被災者のうち町税の減免を必要と認める者に対し町税の減免を行う。

## 第4節 被災者への融資措置

### 第1 民生関係の融資

#### 1 生活福祉資金（災害援護資金）

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更生のために必要な資金の融資を行うものである。

#### 2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものである。

### 第2 住宅資金の融資

#### 1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融公庫が融資するものである。

#### 2 一般個人住宅の災害特別貸付

一般災害により住宅を失ったときで、自費で建設することができず住宅金融公庫から資金を借入れて住宅を建設しようとする者に対して住宅金融公庫が資金を融資するものである。

#### 3 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法に基づく勧告により、自ら居住し又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融公庫から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して本資金を融資するものである。

### 第3 農林漁業関係の融資

#### 1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対して本資金を融資するものである。

#### 2 農林漁業金融公庫資金による災害資金

農林漁業金融公庫法に基づき、被害農林漁業者等に対して農林漁業金融公庫が資金の貸付けを行うものである。

### 第4 商工業関係の融資

#### 1 鹿児島県融資制度

(1) 緊急災害対策資金

#### 2 政府関係金融機関の融資

(1) 災害復旧貸付（中小企業金融公庫）

(2) 災害貸付（国民生活金融公庫）

(3) 災害復旧資金（商工組合中央金庫）

#### 3 鹿児島県信用保証協会の保証

# 第1章 災害予防

## 地震・津波災害に強い施設等の整備

地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業の推進により被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。このため、地震・津波災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

### 第1節 土砂災害・液状化等の防止対策

地震時においては、斜面災害・液状化・農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

#### 第1 土砂災害の防止対策

土砂災害防止事業の推進、砂防施設等の災害防止、災害危険箇所等の調査結果の周知、災害危険箇所の警戒体制の整備等については、第2編第1章第1節「土砂災害の防止対策」に準ずる。

#### 第2 液状化災害の防止対策

##### 1 法令遵守の指導

町は、これまでの地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っているが、阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

##### 2 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。県地震被害予測調査（平成7～8年度）によると、市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって、今後町は新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、次の液状化対策を推進する。

###### (1) 地盤改良の推進

新規都市開発・市街地再開発・産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤改良等の推進を図る。

###### (2) 構造的対策の推進

町の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

##### 3 液状化対策手法の周知

町は、将来発生のおそれがある液状化の被害実態や、それらへの技術的対応方法等については、住民や関係方面への周知に努める。

#### 4 農地災害の防止対策

地震時の農地等の災害は、斜面崩壊、周辺河川の決壊等による二次災害として現れる。町は、今後地震に伴う土砂崩壊・湛水から農地・農業用施設等を防護するため、地震対策上不可欠な農道・農業集落道及び農村公園緑地・農業用排水施設等について、緊急的な利用も考慮した下記の農業用施設の整備を計画的に推進し、「地震災害に強い農業農村」の形成を図る。

- (1) 避難地を考慮した農村公園の整備
- (2) 避難路・消防活動及び緊急輸送のための農道の整備
- (3) 消防及び給水を考慮した農業用排水施設その他の水利施設の整備
- (4) 地震発生時に必要な情報を伝達する機能を有する施設・設備の整備

## 第2節 津波災害防止対策の推進

津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波に関する意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。

### 第1 津波災害危険予想地域の把握

#### 1 津波被害予測調査結果等の周知

津波災害に係る危険性については、県地震被害予測調査（平成7～8年度）において、鹿児島湾直下・日向灘・奄美大島近海を震源とする大規模地震による津波を想定した調査がなされた。これらの想定地震のうち日向灘を震源とする大規模地震が発生した場合、屋久島では遡上高2mを超える場所があると予測されているため、津波対策を講じるとともに、住民に対してもその事を周知するよう努める。

#### 2 津波危険の把握

町は、津波災害危険予想地域を把握するため、必要に応じ以下の内容を調査するよう努めるものとする。

- (1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
- (2) 避難にあたっての避難経路の長さ、避難路上の障害物の有無の把握
- (3) 指定避難所等の配置状況や堅牢度等の調査（資料4-1参照）
- (4) その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度・傾斜・避難階段の有無）
- (5) 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討
- (6) 過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査・保存

### 第2 津波災害に対する広報・避難体制の整備

#### 1 避難の勧告指示の伝達・広報体制の整備

地震時、津波に関する避難勧告・指示が出されたとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線（屋外同報系等による。）等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておくものとする。

#### 2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後、数分程度で津波が来襲する区域や港湾敷地の浸水等の被害が予想されることから、これらの地域については重点的に避難体制をとるものとする。

### 第3 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

#### 1 各種広報媒体を活用した津波広報

町は、広報紙・パンフレット・テレビ・ラジオ・新聞・ビデオ・映画等の多種多様な広報媒体を活用し、住民等に対して津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発に努める。具体的な防災意識啓発の推進方策は、第2編第1章第16節「防災知識の普及・啓発」に準ずる。

#### 2 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

津波災害の危険性の高い地域では、津波の発生を想定し住民参加の訓練をするほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

### 3 津波ハザードマップの作成

集落毎に、津波による浸水が予想される区域と浸水の程度を地図上に示し、住民が津波から身を守るための避難経路や避難場所等の情報を詳細に掲載し、災害を未然に防ぐ措置を講ずる。

## 第4 津波災害の防止

### 1 避難経路等の施設整備

津波災害を防止するためには、防潮林や防潮堤等ハード整備が重要とされてきたが、東日本大震災においてこのことが万全でないことが判明した。津波は、地震発生後数分で襲来することもあるため、津波の大きさや危険度を判断している余裕はなく、まず逃げることが重要である。そのため、避難所へ安全に移動できるよう避難経路等の整備に努める。

## 第3節 防災構造化の推進

町は、土地区画整理事業等をはじめとする各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

また、擁壁・ブロック塀等の工作物については、設計時に地震時の安全性を考慮しているか、落下や倒壊の危険はないか、十分に点検し必要な補強・補修、防止措置を講ずる。

具体的な防災構造化の推進事業については、第2編第1章第3節「防災構造化の推進」に準ずる。

## 第4節 建築物災害の防止対策の推進 (耐震診断・耐震改修の促進等)

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊・焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める「県建築物耐震改修促進計画」（平成19年7月）に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

### 第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

#### 1 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

町の庁舎・消防及び警察等の施設・学校・公民館・医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校・公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、町は、これらの防災基幹施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性・有効性・地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を行い、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

#### 2 液状化のおそれがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、町は、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

### 第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

#### 1 住民等への意識啓発

町は、住民に対し次の意識啓発を実施する。

##### (1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口の開設や、講習会等を実施することにより耐震診断の必要性を啓発する。

##### (2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会・建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、崖地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

##### (3) 住民に対する指導啓発内容

ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ 崖地近接危険住宅の移転に対する指導

ウ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

#### 2 特殊建築物等の安全性の確保

##### (1) 特殊建築物の定期検査の実施

不特定多数の者が利用する病院・旅館・ホテル・店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が、建築士等に維持保全の状況等について、定期的に調査・検査をさせ、その結果を報告する建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、年間を通じてパトロールを行うなど、建築物の防災対策及び安全確保に対して積極的な指導を推進する。

## 第5節 施設等の災害防止対策の推進

水道・電力・ガス・通信等ライフライン施設・道路・橋梁・港湾・漁港施設等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう施設の災害防止対策を推進する。

### 第1 上水道施設の災害防止

#### 1 地震に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため、町は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き以下の対策により地震災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源及び管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽水道施設・配水管・管路施設の点検及び補修の推進
- (3) 浄水場等の耐震化・停電対策の推進
- (4) 広域的なバックアップ体制の推進
- (5) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

#### 2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者のための応急給水施設等の整備を推進する。

### 第2 その他のライフライン施設の災害防止

町は、電気・ガス・通信等事業者が実施するライフライン施設の耐震性の確保、及び代替性の確保に協力して災害防止対策の推進に努める。

### 第3 道路・橋梁の災害防止

#### 1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、各道路管理者は、既存道路施設等の耐震性の確保を基本に、以下の防災・耐震対策等に努める。

- (1) 所管道路の防災補修工事  
道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について法面の補強等の防災対策工事を実施する。
- (2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事  
所管道路における橋梁の機能を確保するため、各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁の架替・補強・落橋防止装置等の耐震対策工事を実施する。

#### 2 緊急輸送道路ネットワークの形成

地震直後からの救助・救急・医療・消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては防災拠点間（又は防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、前記による防災・耐震対策を推進する。

### 3 道路確保用資機材の整備

道路管理者は、事故車両・倒壊物・落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車・クレーン車・工作車等の道路確保用資機材の確保の体制を整える。

## 第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災対策特別措置法に基づく次に掲げる施設等のうち、地震防災対策上特に緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に推進していく。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路・交通管制施設・ヘリポート・港湾施設又は漁港施設
- 6 共同溝・電線共同溝等の電線・水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 公的医療機関、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 第7号から第9号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 海岸保全施設又は河川管理施設
- 12 砂防施設・森林保安施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 13 地域防災拠点施設
- 14 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 15 井戸・貯水槽・水泳プール・自家発電設備その他の施設又は設備
- 16 非常用食糧・助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 17 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 18 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

## 第7節 地震防災研究の推進

### 1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

### 2 地域危険度の調査研究

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ・防災マップ等の作成に努める。

---

---

## 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え

---

---

地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。ここでは、このような震災応急活動体制への事前の備えについて定める。

### 第 8 節 防災組織の整備

地震が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊・火災・がけ崩れ・津波や水害の発生・道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

具体的な防災組織の整備状況については、第 2 編第 1 章第 7 節「防災組織の整備」に準ずる。

### 第 9 節 通信・広報体制（機器等）の整備

大地震が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び各防災関係機関は、平常時から通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

具体的な通信・広報体制（機器等）の整備状況については、第 2 編第 1 章第 8 節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

### 第 10 節 消防体制の整備

地震・津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防組合等のほか、消防団・地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利・装備・資機材等の整備を推進する。

具体的な消防体制の整備状況に関しては、第 2 編第 1 章第 9 節「消防体制の整備」に準ずる。

### 第 11 節 避難体制の整備

地震時には、津波や延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震・津波災害時における町長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や、避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に災害時要援護者の安全避難について留意する。

具体的な避難体制の整備については、第 2 編第 1 章第 10 節「避難体制の整備」に準ずる。

## 第12節 救急・救助体制の整備

地震時には、建物倒壊・火災・水害・地すべり等の被害の可能性が危ぐされ、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

### 1 関係機関等による救急・救助体制の整備

地震時には、斜面崩壊や多数の建物被害が発生し、多数の要救出現場や重軽傷者が予想されるので、関係機関等は、救急・救助体制の整備に努める。

#### (1) 町（消防組合を含む。）の救急・救助体制の整備

ア 消防組合及び消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ 町は、町内で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について十分に検討しておく。

また、町内で孤立化が予想される地域については、事前に関係機関と孤立者の救出方法や町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の運送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 震災時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

#### (2) 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から地域の災害時要援護者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

### 2 孤立化集落対策

土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、「[孤立化集落対策マニュアル](#)」（資料4-2参照）に基づき、事前に関係機関と孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

### 3 住民の救急・救助への協力

地震時には、広域的又は局所的に救急・救助事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救急・救助への参加協力も必要になる。

このため、住民は日頃から町等が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

## 第 13 節 交通確保体制の整備

地震時には、道路・橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 12 節「交通確保体制の整備」に準ずる。

## 第 14 節 輸送体制の整備

地震時には、被害者の避難並びに災害応急対策、及び災害救助を実施するのに必要な要員、及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両・船艇・労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 13 節「輸送体制の整備」に準ずる。

## 第 15 節 医療体制の整備

地震時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、地震発生時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療救護体制の整備を計画的に推進する。

以下、整備方針については、第 2 編第 1 章第 14 節「医療体制の整備」に準ずる。

## 第 16 節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備

その他の震災応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

具体的な整備計画については、第 2 編第 1 章第 15 節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」に準ずる。

## 住民の防災活動の促進

地震・津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災関係職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、災害時要援護者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図ることが必要である。

### 第 17 節 防災知識の普及・啓発

地震・津波災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及・啓発を図っておく必要がある。このため、町は災害予防又は災害応急対策について、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。

具体的な知識の普及、啓発活動については、第 2 編第 1 章第 16 節「防災知識の普及・啓発」に準ずる。ただし、地震の場合、家庭における防災対策に関する知識の普及にあたっては、特に住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ブロック塀の倒壊防止、ガラスの飛散防止等に留意する。

### 第 18 節 防災訓練の効果的実施

地震災害に対して各防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、地震災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は現地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。訓練の実施にあたっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

具体的な訓練計画及び訓練内容・時期等については、第 2 編第 1 章第 17 節「防災訓練の効果的実施」に準ずる。

なお、訓練にあたっては、次の事項の普及に努める。

#### 1 津波の特質を知る。

- (1) 揺れの大きな地震でも長期間揺れた場合、津波が襲来する恐れがある。
- (2) 震度 4 以上の揺れを感じた場合、短時間で津波が襲来する恐れがある。
- (3) 津波は繰り返し襲来し、第 1 波が最大になるとは限らない。
- (4) 津波の襲来前に潮が引くとは限らない。いきなり襲来することもある。
- (5) 津波の押し引きともに、ものすごい破壊力を持っている。
- (6) なだらかな地形では、津波が河川を遡り内陸深くまで進入することがある。
- (7) 近海で大きな地震が発生すると、津波予報と同時に津波が襲来することがある。

#### 2 避難の際の留意点

- (1) 強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、直ちに近くの高台に避難する。
- (2) 自分の住んでいる地区の避難場所、避難経路を日頃から確認しておく。
- (3) 防波堤や護岸が津波の高さより高くても、そこに止まることは非常に危険である。
- (4) 車での避難は、渋滞に巻き込まれることがあり危険である。
- (5) 港湾付近は、津波により流失した船舶が襲ってくる危険があるため、なるべく港湾から離れた高台、あるいはコンクリートビルの一番高い階へ避難する。

## 第 19 節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という認識のもと、地域・職場・家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・強化を推進するとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害・事故等に備える。

平常時及び地震発生時における住民や自主防災組織の果たすべき役割については、第 2 編第 1 章第 18 節「自主防災組織の育成強化」に準ずる。ただし、地震発生時に住民が実施する事項については次のとおりとする。

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) すばやく火の始末をする。
- (3) 火が出たら、まず消火する。
- (4) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (5) 狭い路地・塀のわき・崖・川べりには近寄らない。
- (6) 山崩れ・崖崩れ・津波・浸水に注意する。
- (7) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- (8) みんなが協力しあって応急救護を行う。
- (9) 正しい情報をつかみ・流言飛語に惑わされない。
- (10) 秩序を守り・衛生に注意する。
- (11) 自動車・電話の利用を自粛する。

## 第 20 節 防災ボランティアの育成強化

地震・津波災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、消火、救助・救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震・津波災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 19 節「防災ボランティアの育成強化」に準ずる。

## 第 21 節 災害時要援護者の安全確保

町及び防災関係機関は、平素より災害時要援護者の安全を確保するための対策を推進する。具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 20 節「災害時要援護者の安全確保」に準ずる。

## 第2章 災害応急対策

### 活動体制の確立

地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、町及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

#### 第1節 応急活動体制の確立

地震・津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

#### 1 災害対策本部

町災害対策本部の設置、組織及び所掌事務等については、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。

配備体制	配備基準	活動内容
情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"><li>町域内に震度4の地震が発生したとき。</li><li>町域内に津波注意報が発表されたとき。</li><li>その他町長が特に必要と認めたとき。</li></ul>	小規模地震や津波への警戒を行うため、情報収集や関係機関との情報連絡に努め、災害警戒本部体制に移動できる体制とする。
災害警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"><li>町域内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。</li><li>震度5弱未満でも災害が発生し又は発生するおそれのあるとき。</li><li>町域内に津波警報が発表されたとき。</li><li>その他町長が必要と認めたとき。</li></ul>	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。 状況により、災害対策本部体制に直ちに切替える体制とする。
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"><li>震度6弱以上の地震が発生したとき。</li><li>震度6弱未満でも重大な災害が発生し、若しくはそのおそれのあるとき。</li></ul>	災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じ町の組織をあげて、各種災害応急対策を実施する。

## 第2節 情報伝達体制の確立

地震災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関において情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、町は、各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

具体的な体制については、第2編第2章第2節「情報伝達体制の確立」に準ずる。

## 第3節 災害救助法の適用及び運用

大地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関・適用基準・被災世帯の算定基準・適用手続について示し、これに基づいて町・県は災害救助法を運用する。

具体的な内容については、第2編第2章第3節「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

## 第4節 広域応援体制

大地震が発生した場合、被害が拡大し町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し、緊密な連携のもと円滑な応急対策活動を実施する。

町及び消防における相互応援協力については、第2編第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

## 第5節 自衛隊の災害派遣要請

大地震が発生した場合、被害が拡大し町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣が、効率的かつ迅速に行われるよう受入体制を整える。

具体的な要請方法、受入体制については、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」に準ずる。

## 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

震災時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者・技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

以下、具体的な内容については、第2編第2章第6節「技術者、技能者及び労働者の確保」に準ずる。

## 第7節 ボランティアとの連携等

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、町ではボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

具体的な内容については、第2編第2章第7節「ボランティアとの連携等」に準ずる。

## 初動期の応急対策

地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（災害時要援護者への支援を含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

### 第 8 節 地震情報・津波予報等の収集・伝達

地震発生直後の初動期における応急対策を進める上で、地震情報・津波予報等は基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達システムにより迅速・確実に受信し、その内容を把握した上で関係機関等に伝達する。

#### 第 1 気象庁による津波予報、地震・津波に関する情報の発表

##### 1 地震及び津波に関する情報の発表

###### (1) 地震に関する情報

- ア 緊急地震速報
- イ 震度速報
- ウ 地震情報（震源に関する情報）
- エ 地震情報（震源・震度に関する情報）
- オ 各地の震度に関する情報
- カ 地震回数に関する情報
- キ 推計震度分布図
- ク 余震の見通しについて

#### 地 震 情 報

情 報 の 種 類	内 容
緊 急 地 震 速 報	震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度 5 弱以上が推定された場合、その地域及び震度 4 以上が推定される地域に、強い揺れが到達する前にその旨を知らせる。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。
震 度 速 報	地震発生約 1 分半後、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 に区分）震度、地震の揺れを観測した時刻を発表
震 源 に 関 す る 情 報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面振動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表。
震 源 ・ 震 度 に 関 す る 情 報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合はその市町村名を発表。
各 地 の 震 度 に 関 す る 情 報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
地 震 回 数 に 関 す る 情 報	地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。

(2) 津波警報等

- ア 津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- イ 津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- ウ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

**津波警報等の種類と解説**

ア 津波警報・注意報

種 類		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津 波 警 報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m・4m・6m、 8m・10m以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m・2m
津 波 注 意 報		予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

- (注) 1 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波予報

	発表基準	内 容
津 波 予 報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

## ウ 津波情報

情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表。
各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表

## 第2 地震・津波情報等の受信・伝達

### 1 地震・津波情報等の受信・伝達

#### (1) 県の気象情報自動伝達システムの活用

本システムから送信される以下の情報の内容について留意する。

- ア 地震情報・津波予報等の発表状況
- イ 市町村別の震度分布・震源情報
- ウ 津波の有無、潮位・波高等の情報

#### (2) 県の震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて、各市町村の震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。これらの情報を町の伝達システムを活用して住民及び関係機関へ伝達する。

### 2 津波への警戒

近海で地震が発生した場合は、津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。

このため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは次のように対応する。

#### (1) 住民等の対応

沿岸部の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

#### (2) 町の対応

地震を感じた場合には、町は、津波予報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、潮位・波高を監視警戒する。

特に、震度4以上と思われる地震を感じた場合、及び弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は次の対応をとる。

##### ア 海面監視・警戒

鹿児島地方気象台からの津波予報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講ずる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施する。

## 第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達

地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命に係わる情報に重点を置いて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

具体的な内容については、第2編第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を準用するが、被害概況の報告に関しては、以下の内容に従う。

### (1) 町から国・県への報告

町は、震度4以上を把握した場合は県へ被害概況に関する報告をすることになっているが、報告は以下を目標に行う。

#### ア 第1報（参集途上の被害状況・庁舎周辺の被害状況）

(ア) 勤務時間外（本部総務班員の登庁直後）

(イ) 勤務時間内（地震発生直後）

#### イ 人命危険情報の中間集約結果の報告

地震発生後30分以内。遅くとも1時間以内とする。

なお、震度5強以上を観測した場合は、町は県・消防庁に対して報告を行う。

この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請・自衛隊派遣要請・避難の勧告及び指示・災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば県等へ報告する。

#### ウ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

地震発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。

県への報告は、災害情報等報告システムと同一のシステム（第2編第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を参照）及び方法を用いる。

## 第10節 広報

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を促進し、災害に有効に対処できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

### 第1 町による広報

#### 1 広報内容

地震時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

(1) 沿岸部の住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の勧告

町は、津波が来襲するおそれがある場合、事前に定めた広報要領により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

(2) 地震発生直後の広報

町は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

ア 出火防止、初期消火の喚起・指示

イ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示

ウ 隣近所等の災害時要援護者の安否確認の喚起・指示

エ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 地震発生後、事態が落ち着いた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所の状況

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオから情報入手するようになど。

エ 安否情報

安否情報については、NTTの〈災害用伝言ダイヤル「171」〉を活用するよう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

#### 2 広報手段

広報は、町が保有する防災行政無線、広報車、町職員・消防団・自主防災組織等による口頭などの各伝達手段による。

また、「避難準備情報・避難勧告・避難指示」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、本節第2「1 放送機関に対する災害情報の提供」に示す放送機関への情報の提供を行い、住民への周知に努める。

### 第2 報道機関等に対する放送の発表・要請

#### 1 放送機関に対する災害情報の提供

「避難準備情報・避難勧告・避難指示」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）

また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。

## 2 放送機関に対する放送の要請

町は、県に対して町が利用できる通信機能が麻痺した場合に、災害対策基本法第 57 条の規定により放送機関に放送要請を行うよう求める。

## 3 報道機関に対する発表

### (1) 報道発表の要領

- ア 発表の場所は、原則として町長室とする。
- イ 発表担当者は、原則として町長とする。
- ウ 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。
- エ 災害時要援護者への報道手段、内容について配慮するように要請する。
- オ 警察・消防・その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の整合性を保つ。

### (2) 報道機関への要請並びに発表する広報内容

- ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕
- イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕
- ウ 津波襲来情報〔発表〕
- エ 火災状況（発生箇所・被害状況等）〔発表〕
- オ 家屋損壊件数・浸水状況（発生箇所・被害状況等）〔発表〕
- カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
- キ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目・ベッド数〔要請〕
- ク 避難状況等〔発表〕
- ケ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

(例)・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

- ・ 安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」を活用してほしい。
- ・ 個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
- ・ まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう、物資の種類・量・サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。(梱包を解かなくて済む。)

- コ ボランティア活動の呼びかけ〔要請〕
- サ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- シ 交通状況（交通機関運行状況・不通箇所・開通見込日時・道路交通状況等）〔発表〕
- ス 電気・電話・水道施設等公益事業施設状況（被害状況・復旧見通し等）〔発表〕
- セ 河川・道路・橋梁等土木施設状況（被害・復旧状況）〔発表・要請〕

## 第3 その他の関係機関等への広報の要請

ライフライン関係機関、その他の防災関係機関等への広報の要請については、第2編第2章第10節「広報」に準ずる。

## 第11節 河川災害・土砂災害等の応急対策

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の応急対策を行う事態が予想される。

このため、町は、消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、河川災害・土砂災害応急対策を実施する。

### 第1 地震時の河川災害の防止対策

#### 1 地震による河川施設の被害状況等の把握

町は、河川管理者等と協力し、河川施設等の被害状況等の把握に努める。

また、地震災害時に発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

#### 2 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

##### (1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ二次災害を防止する。

##### (2) 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

### 第2 地震時の土砂災害の防止対策

#### 1 危険箇所周辺の警戒監視・通報

町は、地震時に急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流・地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

#### 2 地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

##### (1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続き崖崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、町は県と協力し、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

##### (2) 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じて住民に適切な避難措置を実施できるようにする。

## 第 12 節 消防活動

地震災害時は、市街地を中心に火災が予想されるため、町・消防組合を中心に、住民・自主防災組織・各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら消防活動を行う必要がある。

このため、町は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ消防活動を推進する。また、住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

## 第 13 節 避難の勧告・指示、誘導

地震、津波の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の居住者・滞在者・その他の者に対し、時期を失しないよう避難を勧告し又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

- (1) 町長は、災害対策基本法第 60 条に基づき、災害時における住民の避難勧告・指示等避難措置を実施するものとし、町長に事故あるときは副町長がその職務を代理する。また、災害救助法が適用され知事が権限を委任したとき、又は緊急を要し知事の実施を待つことができないときの避難所の開設及び避難者の収容を行う。

なお、町内小・中学校における児童生徒の集団避難は、町長等の避難処置によるほか、教育長の指示により学校長が実施する。

- (2) 町長の避難指示権等は次のとおりである。

ア 避難の勧告	全災害に	町長（災害対策基本法第 60 条）
イ 避難の指示	全災害に	町長（災害対策基本法第 60 条）
ウ 避難所開設及び収容	知事又は町長	

具体的な避難活動については、第 2 編第 2 章第 13 節「避難の勧告・指示、誘導」に準ずる。

※ 津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難勧告等の発令の遅れにつながる危険があるため、強い地震（震度 4 程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報を覚知した場合、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。

## 第 14 節 救急・救助

震災時には、多数の要救出現場や要救出者・重傷者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

具体的な救急・救助活動については、第 2 編第 2 章第 14 節「救急・救助」に準ずる。

## 第 15 節 交通の確保及び規制

震災時には、道路・橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

交通規制の実施、緊急通行車両の確認等については、第 2 編第 2 章第 15 節「交通の確保及び規制」に準ずる。

## 第 16 節 緊急輸送

震災時には、避難並びに救出・救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度・重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

具体的な緊急輸送活動内容については、第 2 編第 2 章第 16 節「緊急輸送」に準ずる。

## 第 17 節 緊急医療

震災時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置・後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な緊急医療活動の内容については、第 2 編第 2 章第 17 節「緊急医療」に準ずる。

## 第 18 節 災害時要援護者への緊急支援

震災時には、災害時要援護者は迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、「災害時要援護者避難支援プラン」を作成し、災害時要援護者に対し避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

具体的な活動内容については、第 2 編第 2 章第 18 節「災害時要援護者への緊急支援」に準ずる。

---

---

## 事態安定期の応急対策

---

---

地震・津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、避難所の運営・食糧・水・生活必需品の供給・あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する。

### 第 19 節 避難所の運営

震災時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに適切な管理運営を実施する。具体的な運営内容等については、第 2 編第 2 章第 19 節「避難所の運営」に準ずる。

### 第 20 節 食糧の供給

震災時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により食糧の確保が困難な状況となり、一部ではその状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食糧を調達し被災者に供給する。具体的な活動内容等は、第 2 編第 2 章第 20 節「食糧の供給」に準ずる。

### 第 21 節 給水

震災時にはライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。このため、緊急度・重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し被災者に給水する。具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 21 節「給水」に準ずる。

### 第 22 節 生活必需品の給与

震災時には、住居の倒壊や焼失及び津波等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、迅速に生活必需品を調達し被災者に給与する。具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 22 節「生活必需品の給与」に準ずる。

## 第 23 節 医療

震災時の初期の医療活動については、第 2 編第 2 章第 17 節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に、町をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災者については、健康状況の把握やメンタルヘルスケア等を行う。

具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 23 節「医療」に準ずる。

## 第 24 節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

震災時には、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し適切な処置を行う。

具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 24 節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」に準ずる。

## 第 25 節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

震災時には、大量のごみの発生が予想される。また、ライフラインの被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し必要な措置を行う。

具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 26 節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」に準ずる。

## 第 26 節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

震災時の混乱期には、行方不明者が多数発生することが予想され、搜索・収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は遺体の処理等を適切に行う。

具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 27 節「行方不明者の搜索、遺体の処理等」に準ずる。

## 第 27 節 住宅の供給確保

震災時には、住居の全壊・全焼又は津波による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を收容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

なお、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害から住民の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

住宅の確保・修理については、第 2 編第 2 章第 28 節「住宅の供給確保」に準ずる。

## 第 28 節 文教対策

震災時には多数の児童生徒が被災し、学校施設等も多大な被害を受けることが予想される。

また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 29 節「文教対策」に準ずる。

## 第 29 節 義援物資等の取扱い

震災時には県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し必要とする物資の広報等に努める。

具体的な活動内容等については、第 2 編第 2 章第 30 節「義援物資等の取扱い」に準ずる。

---

---

## 社会基盤の応急対策

---

---

電力・ガス・水道・通信などのライフライン関係施設や、道路・河川等公共施設及び船舶等の交通施設等は、震災による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、速やかな社会基盤の応急対策を講ずる。

### 第 30 節 電力施設の応急対策

震災時には、建物の倒壊・地震火災・津波等により、電柱の倒壊・電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護・復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

具体的な対応内容については、第 2 編第 2 章第 32 節「電力施設の応急対策」に準ずる。

### 第 31 節 ガス施設の応急対策

震災時に、ガス施設にあっては、地震動や液状化等によりガス管等の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障が予想される。また、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

具体的な対応内容等については、第 2 編第 2 章第 33 節「ガス施設の応急対策」に準ずる。

### 第 32 節 上水道施設の応急対策

震災時には、地震動や液状化等により水道施設の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度・優先度を考慮した水道施設の防護・復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

具体的な対応内容等については、第 2 編第 2 章第 34 節「上水道施設の応急対策」に準ずる。

### 第 33 節 電気通信施設の応急対策

震災時には、建物の倒壊・地震火災・津波等により、電柱の倒壊・電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度・優先度を考慮して電気通信施設の防護・復旧を図り、早急に通信を確保する。

具体的な対応内容等については、第 2 編第 2 章第 35 節「電気通信施設の応急対策」に準ずる。

## 第 34 節 道路・河川等公共施設の応急対策

震災時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度・優先度を考慮して施設の復旧に努める。

具体的な対策については、第 2 編第 2 章第 36 節「道路・河川等公共施設の応急対策」に準ずる。

## 第3章 災害復旧・復興

### 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。

#### 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

災害復旧・復興対策は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標とするが、多数の機関が関係し高度かつ複雑な大規模事業となるため、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めなければならない。

具体的な対策については、第2編第4章第1節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」に準ずる。

#### 第2節 激甚災害の指定

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。  
具体的な対策については、第2編第4章第2節「激甚災害の指定」に準ずる。

---

---

## 被災者の災害復旧・復興支援

---

---

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談・弔慰金等の支給・税の減免・各種融資措置などの被災者の支援に係る対策を講ずる。

### 第3節 被災者の生活確保

具体的な対策については、第2編第4章第3節「被災者の生活確保」に準ずる。

### 第4節 被災者への融資措置

具体的な対策については、第2編第4章第4節「被災者への融資措置」に準ずる。

# 口永良部島における火山災害対策

## 第1節 防災環境

### 第1 火山活動史

本町域内にある口永良部島は、更新世中～後期に活動を始めたと考えられ、時代の異なる溶岩流や火山砕屑物からなる複数の成層火山が複合している。島の東部の古岳、新岳は新しい火山地形を残しているが、歴史時代の活動記録が少ないため詳細は不明である。現在分かっている最古の噴火記録は1841年であるが、噴出物の記録からそれ以前にも活発に活動していたものと推定される。

最近200年間の活動記録は新岳のもので、爆発的な活動が多く10年ないし20年おきに噴火を繰り返しており、1841年、1933年には噴出岩塊によって死傷者が出ている。また、1931年には西山麓にある向江浜へ土石流が流れ込み、多くの家屋に被害が生じている。

更に、新岳西側の溶岩流（新岳から流出）は新しい地形を残しており、今後溶岩を流出する可能性もある。

### 第2 社会条件（←H23.3.31 現在）

口永良部島は、人口149人で、このうち65歳以上の人口が59人（40%）と高齢化が進んでいる。集落は島全体に分散しているが、人口の大部分は役場出張所のある本村に集中しており、前田・向江浜・新村・田代・寝待・湯向といった集落に残りの世帯が分布している。

口永良部島へは屋久島宮之浦から町営船「フェリー太陽」（499t、平成9年6月就航）が1時間40分で連絡している。避難港は、定期船が就航する口永良部漁港（第4種漁港、400t級船舶接岸可能）の他に湯向港及び岩屋泊がある。湯向港は港湾整備により、平成14年に400t級の船舶が接岸可能となった。南風時の避難港となる岩屋泊は、港湾施設はないが“はしけ”を使っての上陸は可能である。

また、航空機ではヘリコプターによって枕崎・鹿屋より約30分で到着する。

町道はコンクリート舗装が完了し、島南東部の新期火山体を一周する林道も平成6年に開通、平成16年にコンクリート舗装が完了した。

島内には宿泊施設が5軒あり、85人まで収容することができる。来島者の多くは釣り客、温泉客等で、寝待地区には湯治客が滞在している。

### 第3 火山噴火災害危険区域予測図

#### 1 噴火の場所・規模・様式

口永良部島では、1841年の記録に残る最古の噴火以来、現在まで10回以上の噴火あるいは異常が記録されているが、それ以前の噴火についての文書記録は残っていない。そこで、過去の噴火の記録の他に、噴出物の分布等を参考にすると、想定される噴火の場所及び規模、様式は次のとおりである。

#### 想定噴火

場 所	新岳山頂火口
規 模	噴出物の実績から推定される過去最大規模
様 式	火砕流・溶岩流を伴う爆発的な噴火、水蒸気爆発

## 2 災害要因の検討

口永良部島で考えられる火山の災害要因は次のとおりである。

### 想定される火山災害要因

災害要因	噴出岩塊	降下火砕物*	火砕流	溶岩流	泥流・土石流	火山ガス*	山体崩壊	津波
危険度	◎	◎	○	○	◎	△	△	△

◎：発生の危険が高い    ○：発生の危険がある    △：発生の注意を要する

\*：気象条件によって影響を受ける

## 3 火山噴火災害危険区域予測図

新岳において規模の大きい噴火が発生した場合、想定される災害危険区域は次の図のとおりである。

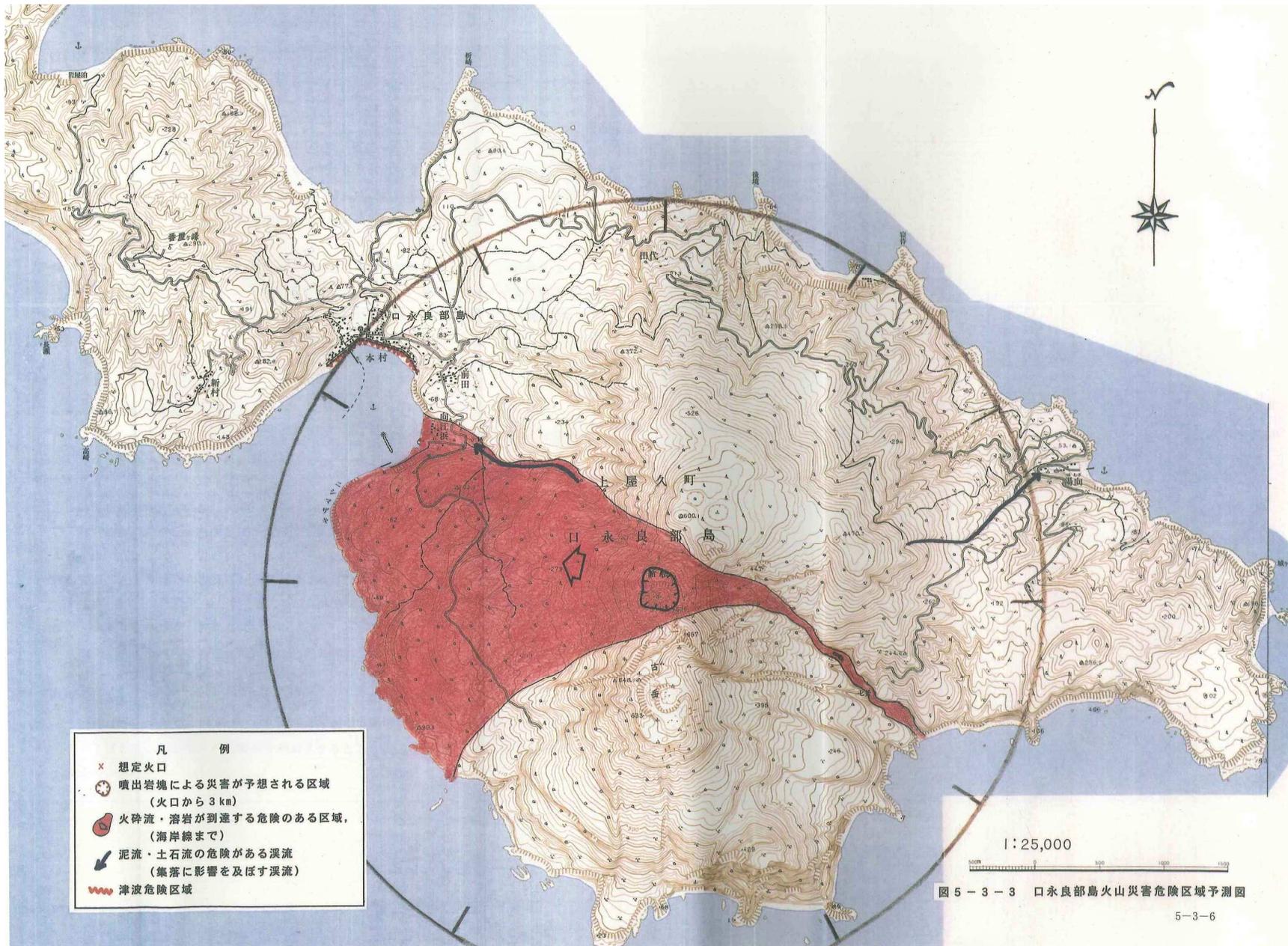


图 5-3-3 口永良部島火山災害危険区域予測图

5-3-6

また、新岳において規模の大きい噴火が発生した場合に想定される被害は次のとおりである。

(1) 噴出岩塊

爆発的な噴火が発生した場合、火口からの距離が約 3km の範囲で噴出岩塊が落下する危険がある。本村・前田・向江浜・田代・寝待等の集落に落下する危険がある。また、島を周回する町道が寸断される危険がある。

噴出岩塊が人や家畜等にあたると死傷するほか、建物や車等にも大きな被害を及ぼす。

(2) 降下火砕物

降下火砕物は、噴出岩塊よりも粒径が小さく風向によって堆積範囲が大きく変化するため、危険区域を図示していないが、口永良部島周辺の上層の風は西風が卓越しており、大規模な噴火による降下火砕物は東側で厚く堆積するものと予想される。一方、小規模な噴火では、地上付近では風の影響を受けやすい。降下火砕物が厚く堆積すると、森林や農作物に被害が生じるほか、冷え切っていない火砕物によって火災が発生することもある。

(3) 火砕流・溶岩流

火砕流・溶岩流が北西側に流れ出した場合、向江浜に到達する可能性がある。

溶岩流は、比較的ゆっくりとした速度で流下するため、流下が始まってから逃げることもできるが、火砕流は時速 100km を超す速度で流下するため、発生してから避難することは困難である。

(4) 泥流・土石流

噴火に伴って、新岳・古岳の山腹には降下火山灰や火砕流等の未固結堆積物が堆積し、斜面の透水性も悪くなっている。このような堆積物は非常に不安定で、噴火時及びその後の降雨によって泥流や土石流として流れ下ることがある。

泥流・土石流が発生した場合、向江浜、湯向に到達する可能性がある。また、島を周回する町道が寸断される危険がある。

(5) 火山ガス

火山活動の活発化に伴い、有毒な火山ガスが噴出する可能性がある。火山ガスの滞留・拡散は、地形や気象条件に依存しているが、濃度の高い火山ガスを吸うと死に至ることもある。

(6) 山体崩壊

新岳・古岳等の口永良部島東部の火山体は、急峻な地形をしており、火山活動の活発化に伴って山体が崩壊する可能性がある。

(7) 津波

新岳火口から西側に向かって何らかの理由で土砂が急速に流れ下り、海に流入した場合、津波が発生する危険がある。

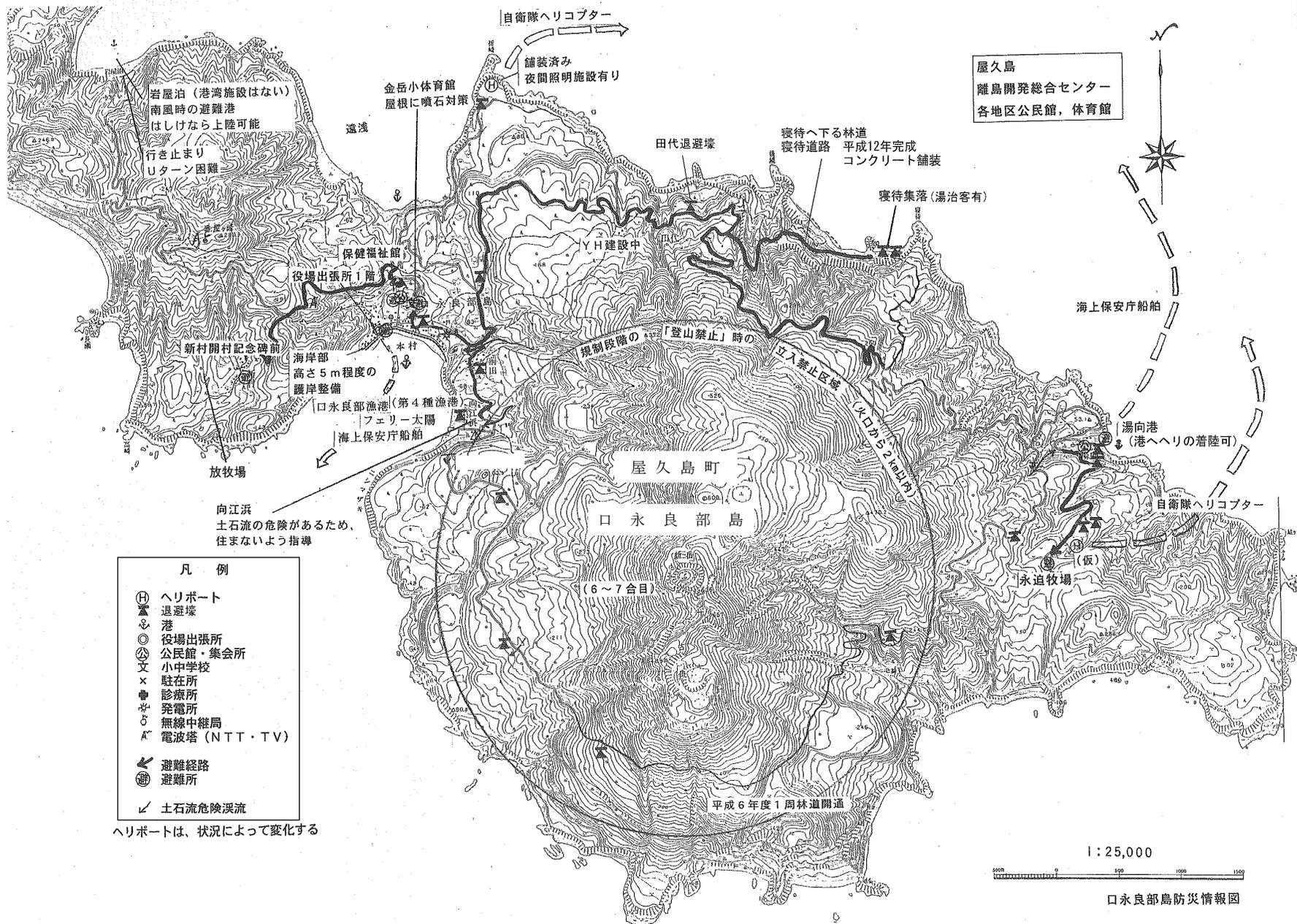
## 第2節 災害予防計画

### 第1 火山災害に強い地域づくり

口永良部島には、現在約150人余の住民が本村をはじめ7つの集落で生活している。島の東部には新岳の火山があり、北西部を除いて島の大部分が噴出岩塊による災害が予想される危険区域に該当し、住民が多く生活している集落に、噴火時には噴出岩塊等の危険に見舞われることが予想される。また、各集落をつなぐ町道は、噴火時に通行不能となる可能性もある。

町は、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進するとともに、的確に火山災害に関する情報を収集・伝達し、被害を最小限に食い止めるため島外避難が速やかに行える環境を整えることが必要となる。整備対象施設は、島内での避難施設となる堅牢な退避所や、避難所・避難道路等及び島外へ避難する際に重要なヘリポート・港等である。

なお、口永良部島における退避壕、避難経路などの防災情報を図示すると次のとおりである。



- 凡例
- Ⓜ ヘリポート
  - Ⓜ 退避壕
  - Ⓜ 港
  - Ⓜ 役場出張所
  - Ⓜ 公民館・集会所
  - Ⓜ 小中学校
  - Ⓜ 駐在所
  - Ⓜ 診療所
  - Ⓜ 発電所
  - Ⓜ 無線中継局
  - Ⓜ 電波塔 (NTT・TV)
  - Ⓜ 避難経路
  - Ⓜ 避難所
  - Ⓜ 土石流危険渓流

ヘリポートは、状況によって変化する

口永良部島防災情報図

## 1 火山災害予防計画の基本目標

### (1) 口永良部島の火山に対する知識の普及及び啓発

町は、火山周辺地域の住民はもとより、観光客等の一時滞在者を含め、多くの人々に火山が大きな噴火を引き起こす可能性があることを知らせ、噴火災害の危険区域を認識させるとともに、町や県等が進めている防災諸施策への理解を深めるよう努める。

### (2) 噴火災害を想定した地域づくりの推進

町は、火山ガス・洪水・土石流・地すべり等の火山地域特有の日常的な災害の要因と、降下火砕物・火砕流・溶岩流等の火山噴火災害要因の両方から、人的被害を生じさせない安全な空間づくり及び施設づくりを計画的に進める。

### (3) 防災組織力の向上

町は、災害応急対策を迅速かつ的確に進めていくために、日頃からその役割を十分に確認しておき、情報伝達や関係機関等との協力体制が円滑に遂行されるよう、防災組織力の向上を図る。

### (4) 噴火予知にかかわる情報伝達体制の整備

噴火予知は、人的被害をなくすためには欠くことのできないものである。町は、火山観測を進めている関係機関と随時連絡を取るとともに、住民等第一発見者による噴火前兆現象の情報収集・通報及び関係機関による確認と対応等の情報ネットワークづくりを進める。

## 2 火山災害に強い地域づくり

火山及びその周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に生活の場でもある。町は、住民が安心して快適な生活が営めるよう、火山噴火災害危険区域予測図の成果を踏まえ、施設整備を進めるとともに、安全を確保しやすい地域づくりを推進する。また、生活環境への被害を最小限に食い止める諸施策を推進するとともに、島外に避難しやすい道路・港の整備に努める。

### (1) 火山災害に強い地域づくり

町は、火山災害に強い地域づくりを推進するため、防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進する。

### (2) 主要交通・通信機能の強化

町及び関係機関は火山災害を防止し、又は火山災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、道路等基幹的な交通・通信施設について、その安全性の確保に努め、災害時でも有効に機能するようネットワークの充実強化を図る。また、港やヘリポートからの島外避難を原則とするため各住家から港やヘリポートまでの避難路の整備を図る。

### (3) 警戒避難体制の強化・拡充

ア 町及び関係機関は、火山防災マップ等に基づき、危険地域と想定される地区（噴出岩塊危険地区、溶岩流・火砕流危険地区、火山ガスの噴出地帯、土石流・泥流危険地区）内には、今後開発整備を抑制するか、やむを得ず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分念頭に入れたうえで整備する等、指導・誘導を行う。

イ 町及び関係機関は、地震計・ガス探知機等の噴火の予知や警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、火山の動向を観測かつ研究している各研究機関とのネットワーク化を図り、情報の交換とともに噴火の危険性を早く住民に知らせる体制づくりを推進する。

### (4) 避難道路・避難港・ヘリポートの整備

口永良部島では島外避難を原則としている。このため、町及び関係機関は火山噴火による危険から逃れるために、火山の特性を十分考慮のうえ短時間に多数の住民等の避難が可能な避難道路・避難港・ヘリポートの整備に努めるものとする。

(5) 退避舎・退避壕の整備

町は、火山防災マップに基づき、噴石の落下が予測される地区において、集落付近や避難道路沿い等の適所に退避舎や退避壕を整備するよう努める。

(6) 防災拠点の整備

ア 町は、口永良部島の火山災害の場合は、屋久島が上陸避難地とされていることを考慮し、行政・医療・福祉・避難・備蓄等の機能を有する公共・公益施設を整備するとともに、総合的な防災機能を有する防災拠点の整備を検討する。

イ 防災拠点は、その機能を一層効果的に発揮するために、地域の中核的施設となる小中学校・病院・福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置する。

(7) 公共施設等の安全性確保

町は、不特定多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に努める。

### 3 基本的事項

火山活動に関する情報や住民の対等を正確かつ迅速に伝達するネットワークを整備する。

(1) 火山情報の伝達

火山で異常現象が発生した際、住民間で情報の錯綜、途絶など混乱するおそれがあることから、正しい情報を住民に伝達できるよう情報のネットワーク化を推進する。

(2) 住民の避難誘導體制

ア 地域住民に対する避難誘導體制の整備

避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

イ 災害時要援護者に対する避難誘導體制の整備

災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、町は地域住民・自主防災組織・老人福祉施設等の施設管理者と連絡を密にし、平常時より避難誘導體制の整備に努めるものとする。

ウ 温泉客等に対する避難誘導體制の整備

口永良部島には温泉客や釣り客などの宿泊客がみられる。不特定多数の利用が予定されている施設の管理者は、利用客に火山防災マップ等を提示するなどして火山の特性を周知する他、発災時の避難誘導に関わる計画を作成し訓練を行うものとする。

### 4 情報収集と連絡体制への備え

火山に関する情報は、住民等からの噴火前兆現象に関する情報と、気象台の発表する噴火予報、噴火警報及び火山の状況に関する解説情報に大きく区分される。

詳細は、本章第3節第2「発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」のとおりであるが、ここでは次のように常日頃から施設整備の充実及び体制づくりを行っていくものとする。

(1) 災害対策本部を中心とした被害情報の収集・連絡体制の確立

町は、火山の大きな噴火又はそのおそれがあり、事態が重大と認められるときは直ちに災害対策本部を設置すると同時に、機動的な情報収集活動によってリアルタイムな被害情報を収集し、かつ住民及び防災関係機関等との連絡を密にできるよう、関連機器の導入、習熟及びその維持管理に努め、緊急時に速やかな対応ができるよう被害情報の収集・連絡体制の確立を図る。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 情報の収集員・連絡員の指定

町は、迅速かつ的確な被害情報の収集・連絡を行うため、災害現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を推進するものとする。

イ 住民からの連絡体制

町は、住民からの前兆現象及び被害情報等が、円滑かつ迅速に伝達できるようにあらかじめ連絡体制を整え住民への周知徹底を図る。

(3) 通信手段の確保

ア 災害に対する安全性の確保

町及び電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、次の施策を積極的に推進する。

(ア) 情報通信施設の火山災害に対する安全性の確保

(イ) 次の防災対策の推進

- a 停電対策
- b 情報通信施設の危険分散
- c 通信の多ルート化
- d 通信ケーブル・無線を活用したバックアップ対策
- e デジタル化の促進

(ウ) 災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発

イ 町防災行政無線の拡充・整備

町は、住民への重要な被害情報伝達手段となる防災行政無線及び災害危険区域における戸別受信機の拡充整備に努める。

ウ 非常通信体制の整備等

町は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

エ 平常時の運用・管理

町は、災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等にあたっては次の点を十分考慮する。

(ア) 災害時における緊急情報連絡の確保

無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。

(イ) 災害に強い伝送路の構築

有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。

(ウ) 非常災害時の通信の確保

平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。

(エ) 移動通信系の運用（通信輻輳及び途絶時の対策）

- a あらかじめ非常時における運用計画を定めておくこと。
- b 関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。
- c 非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的実施を図ること。

(オ) 移動通信系の活用体制

災害時に有効な、携帯・自動車電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。

- (カ) 画像伝送無線システムの活用  
災害対策本部等は、県によるヘリコプターテレビシステム等により収集された被災現場の情報を活用する。
- (キ) 災害時優先電話等の効果的活用  
NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。
- (ク) 無線電話の習熟  
災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。
- (ケ) 情報通信手段管理・運用体制の構築  
平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。

## 5 災害応急体制の整備関係への備え

### (1) 職員の体制

#### ア 非常参集体制の整備及び訓練

町は、非常参集体制の整備を図るとともに、噴火警戒レベルごとに参集基準を明確にし、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について必要に応じて要領（マニュアル）等の修正を行い、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。

#### イ 応急活動マニュアルの作成及び訓練

町は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手段、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、その他職員や機関等との連携等について徹底を図る。

### (2) 防災関係機関相互の連携体制

#### ア 相互応援協定の締結

町は、応急活動及び復旧活動に関し、防災関係機関等（指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共団体・公共的団体・その他防災上重要な施設の管理者）において相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。

#### イ 消防相互応援体制の整備

町は、消防の応援について、協定に基づき消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

#### ウ ヘリポート等の救援活動拠点の確保

町は、関係機関相互の応援が円滑に行えるようヘリポート等の救援活動拠点を確保する。

### (3) 自衛隊との連携体制

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、効率的かつ迅速に行う。

このため、自衛隊への災害派遣要請に関する必要な以下の事項について整備しておく。

#### ア 連絡手続きマニュアルの作成

町は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続き等を効率的かつ迅速に実施できるようにマニュアルを作成しておく。

#### イ 自衛隊との連絡体制の整備

町は、地区を管轄する自衛隊と、日頃から情報交換や訓練等を通して連絡体制の整備を図る。

(4) 防災中枢機能等の確保・充実

ア 防災拠点等の整備及び備蓄・調達体制の整備

町は、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実、火山災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する防災拠点の整備に努める。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧・飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備充実に努める。

イ 自家発電設備等の整備

町は、保有する施設・設備については、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能となるよう努める。

## 6 救助・救急、医療及び消火活動関係への備え

町及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急、医療・消火にかかわる情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。

(1) 救助・救急活動関係

町は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動関係

町は、あらかじめ消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

災害時にDMAT及び救護班の派遣が必要と判断するときは、出動を要請する。

① DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の災害現場等で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

② DMATの出動

町長は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

この場合において、町長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

③ DMATの編成と所在地

ア DMATの構成

DMATは、おおむね1チームにつき医師1名、看護師3名及び業務調整員1名の隊員で構成する。

イ DMATの所在地

DMATの所在地は、次のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号	チーム数
鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町 20-17	099-224-2101	1
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	1
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	1
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	1
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	1
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	1

④ 救護班

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

ア 救護班の出動

町長は、必要に応じて国立病院機構・公立・公的医療機関、地区医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

イ 救護班の編成

1. 国立病院機構の職員による救護班
2. 公立・公的医療機関の職員による救護班
3. 熊毛地区医師会員及び熊毛郡歯科医師会員による救護班
4. 日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関による救護班

ウ 救護班の所在地

町内の救護班の所在地は次のとおり。

(3) 消防活動関係

ア 消防水利の多様化の推進

町は、噴火による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 防災組織等の連携強化及び消防用資機材等の整備

町は、平常時から熊毛地区消防組合、町消防団及び自主防災組織等、相互の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防体制の整備に努め、かつ消防ポンプ自動車等の消防機器・資機材の整備促進に努める。

ウ 消防団の活性化の促進

町は、地域における消防防災の中核として、重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等、消防団の活性化を推進しその育成を図る。

エ 林野火災への対応

熱い火山噴出物によって発生する林野火災に備え、消防防災ヘリコプター等の活用を図る。

## 7 緊急輸送活動関係への備え

(1) 緊急輸送ネットワークの形成

町は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設として道路、空港等及び輸送拠点（卸売市場等）について把握しておく。また、火山災害や火山活動に伴う二次的な土砂災害を受けるおそれのある区域を巡回する緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

(2) 自動車による輸送手段の確保

災害応急対策で使用するべき町の所有する車両等は、事前届出を行っておく。また、災害時には、車両等が不足することが予想されるため、あらかじめ営業者（運送業者・トラック協会）と協定を締結し、その協定に基づいて営業者の保有する車両等の応援要請を行うものとし、日頃から連携を図っておく。

(3) 輸送施設の整備

ア 道路の整備

町は、災害時に被災者や救援物資、資機材を輸送する輸送施設として緊急輸送路をあらかじめ指定しておく。また、火山噴火による災害時に道路確保を実施する路線をあらかじめ定めておき、平素から装備・資機材の整備を行う。

イ 港湾・漁港の整備

火山噴火に伴い、危険が切迫している場合の島外脱出では、災害に強い港湾施設が必要である。

港湾・漁港の管理者は、平常時より口永良部漁港・湯向港に避難用船舶が安全に停泊できるよう、港の整備充実を図っておく。

なお、岩屋泊には港湾施設はないものの、南風時には“はしけ”により上陸可能なので、そのための必要な整備に努める。

#### ウ ヘリポートの整備

ヘリコプターは、火山噴出物による埋没や地震等による道路の決壊、障害物によって道路が使用不可能となったとき必要不可欠の緊急輸送手段であるが、その活動を十分に行うためには、ヘリポートや離着陸場が不可欠である。火山災害において降灰などの火山噴出物によりこれらのヘリポート等が利用できなくなるおそれがあるため、あらかじめ複数の候補地を選定しておく必要がある。

町は、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対して周知徹底を図り、利用についてあらかじめ協議しておく等、所用の措置を講じるものとする。

### (4) 業者との協定の締結

#### ア 建設業者との協定の締結

町は、発災後の道路の障害物除去、応急対策に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

#### イ 運送事業者との協定の締結

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努める。

## 8 避難収容活動関係への備え

### (1) 避難所

#### ア 避難所の選定・指定

町は、公園・学校・公民館等公共的施設等を対象に、火山災害及びその二次災害のおそれのない場所を避難所に指定する。指定にあたっては地域の人口・避難圏域の広さ・地形・災害に対する安全性等に配慮し、必要な数・規模の避難所をその管理者の同意を得たうえであらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。避難所として指定された施設については、必要に応じ換気・照明等避難生活の環境を良好に保つとともに、屋根を強化するなど構造的な強さを確保できるよう設備の整備に努める。

#### イ 避難所に必要な施設・設備及び備蓄品

町は、避難所における貯水槽・井戸・仮設トイレ・マット・通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。更にテレビ・ラジオ等被災者による被害情報の入手に資する機器の整備を図る。

また、指定された避難所又はその近傍で、食糧・水・非常用電源・常備薬・炊き出し用具・毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

#### ウ 避難所の運営管理

町は、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

### (2) 避難体制の準備

#### ア 地域住民の名簿及び災害時要援護者の掌握

町長は、日頃から地域ごとの住民の名簿を作成し、災害時要援護者の掌握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び誘導方法について定めておく。

#### イ 避難誘導責任者

避難誘導にあたっては、あらかじめ消防分団長等を避難誘導責任者として定め、地元の誘導員を指導・連携して住民の避難誘導にあたる。

#### ウ 収容班長

避難所には収容班長を置き、避難誘導責任者から避難者を引き継ぎ、避難所の運営管理にあたる。収容班長は、当該施設の管理者を原則とし、町長があらかじめ定めた者とする。

#### エ 事前に準備すべき資料

収容班長は、事前に避難者の名簿、災害対策本部との連絡表、避難所業務日誌等を用意しておく。

### (3) 避難に際し住民のとるべき措置

町は、避難者が迅速かつ適正に避難できるよう、次の内容を事前に広報し普段から徹底を図る。

ア 避難の前には必ず火の始末をし、ガスの元栓を閉め、電気のスイッチを切るなどすること。

イ 避難するときはヘルメット・靴・防塵眼鏡・マスクを着用すること。

ウ 避難誘導は避難誘導責任者の指示によって行い、隣近所に声をかけ、お互い協力して全員が安全に避難できるようにすること。

エ 行動は沈着に行い、流言などによって軽挙妄動をしないよう注意するとともに、避難順位をよく守り、先を争ってけが人など出ないように注意すること。

オ 農家等で家畜を飼育している者は、事前に定めてある避難所に家畜等を避難させること。

### (4) 避難用車両・船舶・航空機の借用協定

町は、避難が円滑に行われるよう、あらかじめ避難に必要な車両・船舶・ヘリコプター等の所有者等と協定を締結するなどの体制の整備に努める。

### (5) 応急仮設住宅設置の事前準備

町は、建設業者等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する。

また、応急仮設住宅の用地に関し、火山災害及びその二次災害に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、応急仮設住宅設置の事前準備をしておく。

## 9 食糧・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動関係への備え

### (1) 備蓄場所の体系的整備

町は、火山災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧・水及び医療品等生活必需品、並びに通信機器等の物資等についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

また、備蓄を行うにあたって、物資の性格に応じ集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

### (2) 調達物資の内容と調達量の調査

町は、下記の物資の調達体制を整備するとともに、その調達可能量についての把握に努める。

食糧	乾パン・サバイバルフーズ・アルファ化米・精米・即席めん・おにぎり・弁当・パン・缶詰・育児用調製粉乳
生活必需品	下着・毛布・作業衣・タオル・運動靴・石鹸・ちり紙・歯ブラシ・歯磨・マッチ・ロウソク・エンジン発電機・卓上コンロ・ボンベ・鍋・釜・包丁

## 10 施設・設備の応急・復旧活動関係への備え

### (1) 必要とする資機材の整備

町は、所管する施設・設備の応急復旧を行うため、あらかじめ被害状況を予測し、必要とする資機材を整備しておくなど体制を確立しておく。

### (2) ライフライン施設の応急復旧体制

ライフライン事業者は、火山災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておくものとする。

また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提としてあらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

## 11 被災者等への的確な情報伝達活動関係への備え

### (1) 多様な情報手段の整備

町は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系を含めた多様な手段の整備に努める。

### (2) 情報発信の恒常性の確保

町及び放送事業者等は、火山災害に関する情報及び被災者に対する次のような生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

ア 生活に必要なサービスや物資の提供、配付に関すること。(いつ・どこで・何を・どうするか)

イ 交通状況・医療施設の案内等

## 12 二次災害の防止活動関係への備え

町は、豪雨等に伴う土砂災害等の火山噴火の二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録活用のための施策等を推進する。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うとともに、観測機器等の確保について準備しておく。

## 13 地域・職場等の防災訓練実施指導への備え

町は、地域・職場・学校等が自発的に防災訓練できるよう指導し、住民等の火山災害発生時の避難活動等の習熟を図る。

## 14 災害復旧・復興への備え

### (1) 各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ地籍・建物・権利関係・施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備を行う。

なお、公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図・基礎地盤状況等資料を整備しておくとともに、資料の滅失を回避するため複製等の措置を講じる。

### (2) 復興対策の研究

町は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、事業者の自立復興支援施策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策について検討する。

## 第2 住民の防災活動の促進

町は、本計画により口永良部島の住民が正しい防災思想と正しい知識を身につけ、災害時には住民が協力しあって防災へ寄与できるよう住民の防災行動力の向上を図る。具体的な対策については、第2編第1章第16節～第20節「住民の防災活動の促進」に準ずる。

## 第3 避難の安全確保

### (1) 避難集結地の徹底

町の広報や標識等により、あらかじめ避難集結地を提示しておく。また、気象条件、噴火活動状況に応じて避難集結地が変更になる場合は広報車等で知らせる。

### (2) 輸送手段の確保

ア 港湾・漁港施設の整備

悪条件下においてもできるだけ速やかに避難が可能となるよう、避難港に指定した口永良部漁港、湯向港の整備を行うように努める。

イ 船舶・航空機等の確保

輸送手段の確保は概ね次のとおりとし、関係機関と協力して迅速かつ的確な輸送手段確保の強化を図るよう、日頃から連携を図っておく。

(ア) 町営船の活用

(イ) 漁船等の活用

(ウ) 民間船舶等の活用

(エ) 海上保安庁・自衛隊（船舶・航空機等）の活用

ウ 避難先での交通手段

避難地や港湾等からの交通手段について、事前に計画を立てる等の準備を行うよう努める。

(3) 輸送不可能時における残留者の安全対策

ア 残留者の確認

イ 避難施設の設置・堅牢化

ウ 食糧・飲料水・生活物資等の確保

(4) 島内の避難路の安全確保

ア 待避壕の維持管理及び増備

イ 誘導施設・指示標識の事前設置

ウ 避難路の危険箇所の把握及び安全対策

(5) 照明施設の整備

夜間における避難、防災関係機関の活動に備え、必要箇所に設置する。

#### 第4 新岳及び古岳登山における安全確保対策

(1) 町は、新岳周辺における危険要因を住民及び観光客に周知する。

(2) 火山活動が活発化した際には、規制段階に応じて登山を規制する。

なお、立入禁止の規制は、「噴火警戒レベル2」で火口から半径1km以内、「噴火警戒レベル3」で火口から半径2km以内の区域とする。

#### 第5 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

火山噴火による災害を軽減するためには、平常から火山の監視に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要である。そのために町は県を通じて、火山観測及び研究体制の充実等が図られるように国の関係省庁機関等に要請する。

## 第3節 災害応急対策計画

### 第1 災害発生直前の対応

#### 1 火山災害に関する情報の伝達

##### (1) 噴火前兆現象情報の収集と通報

###### ア 通報体制

住民等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合、町及び関係機関は、次により情報を通報する。

異常発見者(住民等)	
1次通報先	↓
・屋久島町総務課【代表 TEL: 0997-43-5900 FAX: 0997-43-5905】	
① 消防交通係	(自宅 )
消防交通係	(自宅 )
② 補佐	(自宅 )
③ 総務課長	(自宅 )
④ 副町長	(自宅 )
・熊毛地区消防組合屋久島北分遣所	(直通 0997-42-1558)
① 所長	(自宅 )
・屋久島町口永良部出張所	(直通 0997-49-2100)
① 出張所 係長	(自宅 )
・消防団幹部	
① 団長	(自宅 )
② 副団長	(自宅 )
③ 副団長	(自宅 )
2次通報先	↓
屋久島町長	(自宅 )
総務課長	(自宅 )
3次通報先	↓
熊毛支庁屋久島事務所	0997-46-2211・2198
県危機管理防災課	099-286-2256 (直通) 099-286-5519 (FAX)
第十管区海上保安本部	099-250-9801
屋久島警察署	0997-46-2110
鹿児島地方気象台	099-250-9916
京都大学防災研究所附属 火山活動研究センター	099-293-2058
日赤鹿児島支部	099-261-2111 099-261-0491 (FAX)
海上自衛隊第1航空群	0994-43-3111
陸上自衛隊第12普通科連隊	0995-46-0350
町営船 フェリー太陽	090-3023-2603
(三島村総務課)	099-222-3141
(十島村総務課)	099-222-2101

## イ 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりとする。

なお、住民からの通報は異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するように努める。

### (ア) 顕著な地形の変化

- a 山・崖等の崩壊
- b 地割れ
- c 土地の隆起・沈降等
- d 海岸線の変動

### (イ) 噴気・噴煙の異常

- a 噴気口・火口の拡大、位置の移動、新たな発生等
- b 噴気・噴煙の量の増減
- c 噴気・噴煙の色、臭気・温度・昇華物等の異常

### (ウ) 湧泉の異常

- a 新しい湧泉の発見
- b 既存湧泉の枯渇
- c 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等

### (エ) 顕著な地温の上昇

- a 新しい地熱地帯の発見
- b 地熱地帯の拡大・移動
- c 地熱による草木の立ち枯れ等
- d 動物の異常挙動

### (オ) 海水・湖沼・河川の異常

- a 水量・濁度・臭・色・温度の異常
- b 軽石・死魚の浮上
- c 泡の発生

### (カ) 有感地震の発生及び群発

### (キ) 鳴動の発生

## ウ 異常現象の調査と通報

住民等から異常現象発見の通報を受けた町役場・出張所の職員、消防組合職員及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって通報する。なお、警察官は警察署に速報する。

(ア) 発生的事実（発生又は確認時刻・異常現象の状況・通報者）

(イ) 発生場所

(ウ) 発生による影響（住民・動植物・施設への影響）

## (2) 火山情報の発表と伝達及び通報

### ア 噴火予報及び噴火警報の発表基準

#### (ア) 噴火警戒レベル5（避難）

居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫しているため、住民等の避難が必要と認める場合に福岡管区气象台が噴火警報を用いて発表。

#### (イ) 噴火警戒レベル4（避難準備）

居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）ため、住民等の避難準備、災害時要援護者の避難等が必要と認める場合に福岡管区气象台が噴火警報を用いて発表。

(ウ) 噴火警戒レベル3(入山規制)

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想されるため、登山・入山規制等危険な地域への立入規制等が必要と認める場合に福岡管区気象台が噴火警報(略称:火口周辺警報)を用いて発表。

(エ) 噴火警戒レベル2(火口周辺規制)

火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される状態にあるため、火口周辺への立入規制等が必要と認める場合に福岡管区気象台が噴火警報(略称:火口周辺警報)を用いて発表。

(オ) 噴火警戒レベル1(平常)

火山活動は静穏であるが、火山現象や観測データに変化が認められる状態にあるため、火山活動状況の周知が必要と認める場合、又はレベル1に変更した場合に福岡管区気象台が噴火予報を用いて発表。

(カ) 火山の状況に関する解説情報

火山の状況に関する解説情報の発表は、噴火警報等の補完及び火山性地震の発生回数など火山の状況を解説する等必要と認めるときに、福岡管区気象台が行うものとする。

(3) 火山情報の通報及び通報先

鹿児島地方気象台は、火山の情報を発表したとき、次の関係機関に伝達して一般へ周知を行う。

なお、噴火警報を発表したときは、県への通報を最優先する。

ア 関係地方公共団体の機関

イ 関係警察機関

ウ 報道機関

エ その他鹿児島地方気象台長が必要と認める機関

(4) 噴火警報に関する町における措置

町長は、屋久島町地域防災計画の定めるところにより、通報にかかわる事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

この場合において、町長は、必要があると認めるときは住民その他関係のある団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通報又は警告をすることができる。

## 2 警戒区域の設定・避難勧告等

町長は、噴火警報で噴火警戒レベル5が発表された場合、あらかじめ定めてある対象地域に避難勧告等を行うとともに、警戒区域外へ避難するよう適切な指示、安全な避難者輸送を実施するなど、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとる。

(1) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 町の実施する避難措置

ア 避難勧告等の発令

町長は、基準に従って避難勧告を発令する。

イ その他の避難

噴火の状況によっては、避難勧告等の実施基準以外に次の場合が予想される。

町長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておくこととする。



- ア 鹿児島地方気象台
- イ 県教育庁
- ウ 県警察本部
- エ 自衛隊
- オ 報道機関
- カ 日本赤十字社鹿児島県支部
- キ 九州運輸局鹿児島陸運支局
- ク 九州運輸局鹿児島海運支局
- ケ 第十管区海上保安本部
- コ その他必要とする市町村

## 第2 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

火山災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的な応急対策を実施するうえで不可欠である。

このため、町は情報の収集・連絡を迅速に行うこととし、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う。

### 1 被害情報の収集・連絡

被害情報の収集・連絡についての具体的な対策については、第2編第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。なお、収集・通報する被害情報は次のとおりである。

- (1) 噴火・地震等による被害状況（被災地域・被災人員・家屋等）
- (2) 噴火後における噴石・降灰等の状況
- (3) 異常現象等による地区住民の動揺の状況
- (4) 避難準備・勧告・指示等町の措置
- (5) 災害対策本部の設置状況
- (6) 地区住民の避難準備及び避難実施等の状況
- (7) 車両・船舶・医療救援要請に関する情報
- (8) 避難誘導・輸送・救助等災害対策実施状況

### 2 通信手段の確保

通信手段及び具体的な施設等については、第2編第2章第2節「情報伝達体制の確立」に準ずる。

## 第3 活動体制の確立

### 1 町における活動体制

災害警戒本部及び災害対策本部の設置については、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。

### 2 広域的応援体制

市町村相互の応援協力及び県外への応援要請の具体的な対策については、第2編第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

### 3 自衛隊の災害派遣

災害派遣要請の要領等の具体的な対策は、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」に準ずる。

## **第4 救助・救急、医療及び消火活動**

### **1 救助・救急及び医療活動**

災害発生後の被災者に対する救助・救急活動及び負傷者に対し、必要な医療活動等の具体的な対策については、第2編第2章第14節「救助・救急」、第17節「緊急医療」及び第23節「医療」に準ずる。

### **2 消火活動**

火災が発生したときは、消防団は直ちに出勤し、被害の軽減に努める。ただし、噴石の落下等により避難勧告・指示が発令された場合は避難を最優先に行う。具体的な消火活動体制については、第2編第2章第12節「消防活動」に準ずる。

## **第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動**

救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被害の拡大防止や避難者に緊急物資を供給するために必要な交通の確保と緊急輸送のための具体的な対策については、第2編第2章第15節「交通の確保及び規制」及び第16節「緊急輸送」に準ずる。

## **第6 避難収容活動**

避難収容活動については、概ね第2編第2章第13節「避難の勧告・指示、誘導」及び第19節「避難所の運営」に準ずるが、災害の特殊性と離島という地理的条件により、避難発令の基準や避難経路等は以下に述べるとおりである。

### **1 避難活動体制**

- (1) 町長は、火山噴火災害危険区域予測図等を活用し、口永良部島噴火災害対策連絡会議の助言に基づき、火山噴火により住民の生命・身体等に危険があると判断された場合には、必要に応じて島外避難等の避難勧告等を行うとともに、安全に避難者輸送を実施するなど迅速かつ円滑な避難対策をとるものとする。

町長は、噴火警戒レベルに応じて、次のとおり防災対応を行う。

### 噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応

レベル	想定される被害 (過去事例等)	住民への対応		登山者・入山者等への対応
		対象地域	対応	
レベル5 (避難)	火口から半径 3km程度へ火砕流あるいは噴石が到達 あるいは切迫 (1966年規模の噴火)	本村・前田・湯向 向江浜・田代	島内避難指示・勧告発令	/
	火口から半径 3km以上へ火砕流あるいは噴石が到達 あるいは切迫	全島	島外避難指示・勧告発令	
	溶岩流が流出か切迫	流下地域	島内避難指示・勧告発令	
レベル4 (避難準備)	火口から半径 3km程度へ火砕流あるいは噴石が予想 (1966年規模の噴火)	本村・前田・湯向 向江浜・田代	島内避難準備情報 (災害時要援護者等は避難行動開始)	/
	火口から半径 3km以上へ火砕流あるいは噴石が予想	全島	島外避難準備情報 (災害時要援護者等は避難行動開始)	
	溶岩流が予想	流下地域	島内避難準備情報 (災害時要援護者等は避難行動開始)	
レベル3 (入山規制)	火口から半径 2km以内へ噴石が到達か予想	全島	災害時要援護者への避難準備の呼びかけ	火口から半径 2km以内の立入禁止 南側町道を通行止
レベル2 (火口周辺規制)	火口から半径 1km以内へ噴石が到達か予想	/		火口から半径 1km以内の立入禁止 登山道入口に区域内立入禁止の案内看板を 設置
レベル1 (平常)				火口内立入禁止

※ 県は状況に応じて口永良部島火山災害対策連絡会議を開催し、被害影響予想範囲の検討を行い、屋久島町へ助言する。  
屋久島町は、連絡会議の助言等により、避難対象地域の拡大・縮小の検討を行う。

## (2) その他の避難

なお、前記の避難発令基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。町長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておく。

ア 住民等の自主判断により勧告・指示より早く避難所に集まったとき。

(ア) 火山活動状況の詳細な説明を行う。

(イ) 避難継続の支援（寝具・食糧等）を講じる。

イ 夜間・悪天候・鳴動・地震・降灰等により避難が遅れているとき。

(ア) 集結地に集合した者の点呼を行い、避難が遅れている者の確認を行う。

## 【県】

県は、必要に応じて屋久島町及び関係各機関によって構成される「口永良部島噴火災害対策連絡会議」を開催し、鹿児島地方気象台や京都大学防災研究所火山活動研究センターの情報、及び火山噴火災害危険区域予測図に基づいた検討協議を行う。同連絡会議は、屋久島町長に対し、その検討結果に基づく助言・勧告を行う。

## 2 避難者の誘導方法

避難者の誘導は、安全かつ迅速に行うことが必要であるので、次の要領により実施するように努める。避難は島外避難を原則とする。噴火の規模により島内における避難と島外への避難が考えられるが、噴火活動の変化に対応した適切な避難を実施する。

### (1) 島内における避難

ア 避難者の誘導方法

(ア) 避難者誘導にあたっての留意手順

- a 避難所への避難経路をかねてより決めておき、住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。
- b 避難経路を定めるにあたり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害（がけ崩れ・地すべり・土石流等）の発生のおそれのある場所はできるだけ避ける。
- c 避難所が比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者（分団長）を定め、できるだけ集団で避難する。
- d 避難経路の危険箇所には、標識表示・なわ張等をするほか、避難誘導員（消防団員）を配置する。
- e 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し安全を図る。
- f 避難者は携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう指導して誘導に努める。

避難経路及び避難所

集落名	一 次 避 難				二 次 避 難				
	順位	避難経路	交通手段	一次避難所	順位	避難経路	交通手段	二次避難所	
本 村	1	町道 本村線	車両・ 徒歩	役場出張所 1階避難所	一 次 避 難 所 に 同 じ				
	2	里道	徒歩	役場出張所 1階避難所 金岳小体育館					
前 田	1	町道本村 向江浜線	車両・ 徒歩	待避壕	1	町道本村 海岸線	車両・ 徒歩	役場出張所 1階避難所	口 永 良 部 漁 港
	2	農道	車両・ 徒歩	待避壕	2	町道本村 湯向線	車両・ 徒歩	金岳小体育館	
	3	里道	徒歩	待避壕	3	里道	徒歩	保健福祉館	
向江浜	1	町道本村 向江浜線	車両・ 徒歩	待避壕	1	町道本村 湯向線	車両・ 徒歩	役場出張所 1階避難所	口 永 良 部 漁 港
	2	作業道	車両・ 徒歩	待避壕	2	作業道	車両・ 徒歩	金岳小体育館	
	3	里道	徒歩	待避壕	3	里道	徒歩	保健福祉館	
新 村	1	町道 新村線	車両・ 徒歩	新村開村 記念碑前	1	町道本村 新村線	車両・ 徒歩	役場出張所 1階避難所	口 永 良 部 漁 港
	2	新村牧道	車両・ 徒歩	新村開村 記念碑前	2	町道本村 一部旧道	徒歩	金岳小体育館	
	3	新村農道	車両・ 徒歩	新村開村 記念碑前	3	町道本村 一部旧道	徒歩	保健福祉館	
田 代	1	田代町道	車両・ 徒歩	待避壕	1	町道本村 湯向線	車両・ 徒歩	役場出張所 1階避難所	口 永 良 部 漁 港
	2	田代里道	徒歩	待避壕	2	林道 本村線	車両・ 徒歩	保健福祉館	
寝 待	1	寝待牧道	車両・ 徒歩	待避壕	1	町道本村 湯向線	車両・ 徒歩	役場出張所 1階避難所	口 永 良 部 漁 港
	2	寝待里道	徒歩	待避壕	2	旧道 本村線	徒歩	金岳小体育館	
湯 向	1	湯向周辺 町道	車両・ 徒歩	待避壕	1	湯向牧道	車両・ 徒歩	湯向港	湯 向 港
	2	湯向周辺 牧道	車両・ 徒歩	待避壕	2	湯向牧道	車両・ 徒歩	永迫牧場	
	3	湯向周辺 里道	徒歩	待避壕					

(2) 島外への避難

ア 避難手段

(ア) 船舶による避難

海上の状態に問題がなく、軽石等の浮遊及び噴火落下の障害もない場合は、船舶による避難を行う。

なお、噴火の状況により町営船、漁船等だけでは対応が難しいとき、第十管区海上保安本部の巡視船及び近海を航行中の船舶に第十管区海上保安本部を通じて避難を要請する。

(イ) 航空機による避難

海上の波浪が高く船舶が入港できない場合、あるいは噴火の状況により避難港に到達できない場合は、ヘリコプター等の航空機で避難を行う。

(ウ) “はしけ”による避難

避難港からの乗船が不可能で、かつ航空機も使用できない状況下では、湯向港等から“はしけ”による避難を行う。

なお、その際に救命胴衣を着用する。

イ 夜間における避難

島の道路は狭く夜間照明が未整備のため、港やヘリポートまでの道は険しく危険性が高い。避難時にはサーチライト等で危険箇所を照らし、避難誘導者の指示のもとに決められた集合場所に避難する。

ウ 避難誘導責任者

消防分団長を原則とする。

エ 災害時要援護者への配慮

避難にあたって優先順位を配慮する。

オ 避難所の開設

避難者を受け入れる側の屋久島では収容人数を確認の上、施設や物置の準備をしておく。

カ 避難状況の把握・報告

**島外避難所**

避難港等	交通手段	島外（屋久島）の避難所
口永良部漁港 ヘリポート	町営船 フェリー太陽	離島開発総合センター
	海上保安庁等船舶	各地区公民館
	自衛隊ヘリコプター	宮之浦体育館
湯向港 ヘリポート	自衛隊ヘリコプター	宮之浦体育館
	海上保安庁等船舶	
	一般船舶	

※状況によっては、栗生漁港及び栗生ヘリポートへの避難を行う。

(3) 避難勧告等の解除

町長は、避難勧告・指示の解除にあたって口永良部島火山噴火災害連絡会議による検討結果を参考に、地域住民の生活と安全を十分に考慮したうえで決定する。避難勧告・指示が解除された後は、住民は船舶によって帰島する。

ア 火山活動の沈静化の確認

イ 生活物資の確保

ウ 情報伝達手段の確認

エ 緊急脱出手段の確保

### 〔宿泊施設の経営者及び運営管理者〕

常日頃より宿泊客の避難誘導に関し、責任者としての自覚と避難にあたっての留意事項を宿泊者に周知徹底を図るよう努める。また避難路や避難所等について認知しておく必要がある。

ただし、状況に応じては地元の消防団の指示により、避難するものとする。

## 第7 食糧・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

被災者の生活の維持のため必要な食糧・飲料水及び生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

町は、避難所ごとに飲料水・食糧・生活関連物資の供給にあたって避難者のニーズを把握し、それに基づいて必要とされる品目・数量を早急に算定して、公的備蓄物資、流通在庫備蓄物資、近隣市町村からの搬送物資との照合を行う。具体的な対策については、第2編第2章第20節「食糧の供給」、第21節「給水」及び第22節「生活必需品の給与」に準ずる。

## 第8 保健衛生、防疫、死体の処理等に関する活動

町は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の埋葬を遅滞なく進める。具体的な対策については、第2編第2章第24節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」及び第27節「行方不明者の捜索、遺体の処理等」に準ずる。

## 第9 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては、社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これについて、町は関係機関と協力して適切な措置を講ずる。

## 第10 施設、設備の応急復旧活動

町は、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための町土保全施設及び火山活動状況の監視、観測施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

### 1 公共施設等の緊急点検、応急復旧活動

公共施設が被災した際、特に重要な施設で比較的处理の実施が可能な公共施設に対しては迅速に応急工事を行う。具体的な対策については、第2編第2章第36節「道路・河川等公共施設の応急対策」に準ずる。

### 2 ライフライン施設等の応急対策

生活の再建に不可欠なライフライン施設の応急対策については、町は関係機関と協力し迅速な復旧を図る。具体的な対策については、第2編第2章第32節「電力施設の応急対策」、第33節「ガス施設の応急対策」、第34節「上水道施設の応急対策」及び第35節「電気通信施設の応急対策」に準ずる。

## 第11 被災者等への情報伝達活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等から問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。具体的な対策については、第2編第2章第10節「広報」に準ずる。なお、広報内容については以下による。

- (1) 噴火前兆現象（異常現象）の状況
- (2) 噴火前兆現象（異常現象）に対する気象台の見解及び火山情報の内容
- (3) 避難に関する事項
  - ア 避難の必要性
  - イ 避難実施にあたっての準備、特に避難時の携帯品
  - ウ 集結地点及び避難先、避難の場所
  - エ 交通状況（交通途絶場所等）
- (4) 火山活動の状況
  - ア 噴火地点
  - イ 噴火の状況
  - ウ 噴火の影響
- (5) 被害の状況
  - ア 被害区域
  - イ 人の被害状況
  - ウ 交通施設の被害（特に道路の被害状況）
- (6) 災害対策の状況
  - ア 災害対策本部の設置状況
  - イ 移動無線局の配置状況
  - ウ 医療救護班の配置状況
  - エ 避難車両の配置状況
- (7) その他の必要状況

## 第12 二次災害の防止活動

町は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、降雨により土石流等二次災害の発生するおそれがあることに十分留意して、砂防施設等により二次災害の防止に努める。

降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者等を活用し、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。

## 第13 自発的支援の受入れ

### 1 ボランティアの受入れ

町は、関係団体等と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付・調整等、その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。具体的な対策については、第2編第2章第7節「ボランティアとの連携等」に準ずる。

## **2 義援金・義援物資の受入れ**

具体的な受入れ方法及び配分方法等については、第2編第2章第30節「義援物資等の取扱い」に準ずる。

## 第4節 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

### 第1 復旧・復興の基本的方針の決定

町は、被災の状況、火山周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

#### 1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

火山の噴火に伴う被害が比較的少なく局地的な場合で、かつ被害が短期で終息することが予測されている場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち従来どおり中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

#### 2 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な噴火により多量の噴出物が広範囲に及び、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり、火山災害を克服した地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指す。復旧・復興は、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、町がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置・金融措置・地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復旧対策の推進のため、必要に応じ国・他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

### 第2 迅速な原状復旧の進め方

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。具体的な復旧事業の推進計画及び事業計画の種別については、第2編第4章第1節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」に準ずる。

ただし、火山災害の特殊性により以下の対策についても計画的に推進する。

#### (1) 降灰対策

火山噴火に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合、町・各関係機関・住民等はその役割を明確にし、速やかに降灰除去、障害の軽減を図る。

##### ア 実施責任者

火山噴火に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理する者が行うものとする。

この場合において住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力するものとする。

##### イ 道路の降灰除去

(ア) 主要道路の降灰除去は、県道については県が、町道については町が行う。

(イ) 主要道路以外の道路にかかわる降灰除去は、住民が相互に情報を交換し、降灰除去の迅速化・円滑化に努めるものとする。

(ウ) 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去等応急復旧等に必要となる人員・資機材等の確保に努める。

#### ウ 宅地内の降灰除去

(ア) 宅地内の降灰については、住民自らがその除去に努め、除去した降灰は町長が指定する場所に集積し、町長はこれらを収集するものとする。

(イ) 町は、宅地内の降灰除去の効率化・円滑化のため、自主防災組織等の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努めるものとする。

#### エ 農地・山地・農産物対策

農作物によってその対応は微妙に異なるが、基本的には応急措置と事後措置とに区分して対応する。

#### (2) 溶岩対策

火山噴火に伴う溶岩の堆積量が少なければそれを取り除けるが、一般的には堆積量が多く取り除くことは困難である。地盤の性状を調査し安全性を確認したうえで、土地利用を図るものとする。

#### (3) 火砕流対策

溶岩対策と基本的に同じであるが、溶岩の堆積物処理よりは取り除くことが可能であり埋立等に利用するなど対策を検討する。

#### (4) がれきの処理

復旧・復興を効果的に行うため、町は、がれきの処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定めるものとする。具体的な処理計画は、第2編第4章第3節「被災者の生活確保」に準ずる。

## 第3 計画的復興の進め方

### 1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

町は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

### 2 策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- (1) 再度の災害の防止と、より快適な空間・環境を目指す。
- (2) 住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。
- (3) 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的で、かつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

### 3 防災まちづくりの基本目標

- (1) 火山災害（噴出岩塊による災害・溶岩流・泥流・土砂流による災害等）に対する安全性の確保。
- (2) 火山活動に伴う二次的な土砂災害に対する安全性の確保。
- (3) 町基盤施設（避難路・避難所・延焼遮断帯・防災活動の拠点ともなる幹線道路・公園・河川・港など）の整備。
- (4) 防災安全街区の整備。
- (5) ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備。
- (6) ライフライン、建築物や公共施設の耐震、不燃化の促進。
- (7) 耐震性貯水槽の設置等。

## **第4 被災者等の生活再建等の支援**

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、被災者生活再建支援法に基づく、被災者再建支援金の支給の受付、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、町は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。具体的な対策については、第2編第4章第3節「被災者の生活確保」に準ずる。

## **第5 被災中小企業の復興その他経済復興の支援**

町は、災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。具体的な対策については、第2編第4章第4節「被災者への融資措置」に準ずる。

## **第6 継続災害への対応方針**

町は、火山の噴火等が長期化する場合には、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成する。

### **1 避難対策**

町は、気象庁等からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備するとともに、避難誘導體制の強化を図る。

なお、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、状況に応じた避難勧告、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた警戒避難対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努める。

### **2 安全確保対策**

町は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、泥流・土石流対策等適切な安全確保策を講ずる。

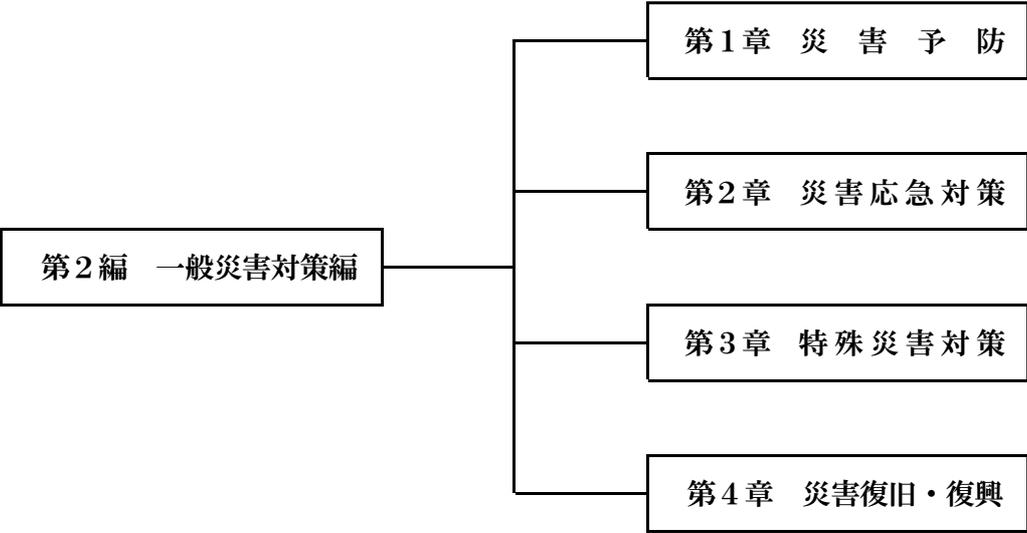
特に、火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅・仮設校舎等の建設に努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて土地のかさ上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後からの将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努める。

### **3 被災者の生活支援対策**

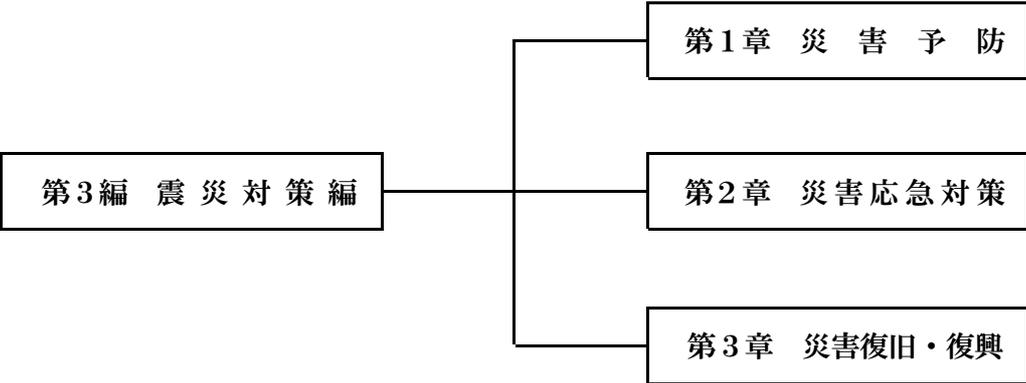
町は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施する。

# 第1編 総則

## 第2編 一般災害対策編



## 第3編 震災対策編



## 第4編 火山災害対策編

# 資料編